

令和 8 年度
自 己 点 検 評 価 書
[東京富士大学独自基準]

令和 8 (2026) 年 6 月
東京富士大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 東京富士大学が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 目的・理念	6
基準 2. 内部質保証	12
基準 3. 教育環境・学修成果	18
基準 4. 教職員・教職員組織	32
基準 5. 教育研究等環境	41
基準 6. 学習支援	44
基準 7. 進路支援	49
基準 8. 学生の受け入れ	59
基準 9. 大学運営・財務	64
基準 10. 社会連携・社会貢献	77

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

本学園は「人道による世界平和」の実現を目指して、新しい時代を拓き、これを担っていく有為な人材を養成することを目的として設立された。創立者高田勇道によって示された「建学の趣旨」は以下のとおりである。

建学の趣旨

一. 大愛の涵養に努むること

即ち、万物育成の大自然愛を養い、諸民族の解放と和親とを図り、万邦の協和に貢献すること

一. 正義の顕揚を図ること

即ち、各々生存の自由と人格の尊厳を重んじ進んで自らの義務を完遂して億兆協力の実を挙げること

一. 文化の向上に資すること

即ち、常に人類の幸福を念とし、各々その能力を最大限に発揮して、更に万象の特性を活かして天地の繁栄を図ること

2. 大学の基本理念

本学は、「人道による世界平和」実現の理想のもと、上述の「建学の趣旨」に則り、社会に貢献できる有為の人材を育成するため、時代に即した「人間教育」を行う。すなわち、社会科学教育によって、職業ならびに社会生活において必要とされる能力を育成するとともに、幅広い教養教育によって品位の向上につとめ、判断力を養い、人間性豊かな調和のとれた教育を行う。

なお、この理念に沿った教育を行うに当たって、「教育とは学生に生命をあたへてゆくことである」という創立者の自戒の言葉を「教育指針」としている。つまり、本学の教育は単に知識を学生に教授することだけではなく、創立者が掲げた理想を学生に伝えながら、その夢を育み、学ぶ意欲を喚起するところの人間的な触れ合いを大事にする「人間教育」である。

3. 使命・目的

こうした建学の精神に基づき、学校法人東京富士大学寄附行為第3条では、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、豊かな人間性をそなえ、社会に貢献できる有為の人材を育成することを目的とする。」と学校法人東京富士大学の目的を定めている。また、東京富士大学学則第1条において、「広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、人道による世界平和の精神を指導理念として、知的、道徳的及び応用的能力を有する人材育成を目的とする」とともに、その成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与することを使命とする」と定め、本学の使命・目的を明確にしている。

さらに、学則第3条の2において、以下のとおり学部ならびに学科の目的を定めている。

経営学部の目的

経営学部は経営学を中心とした専門教育を行うことによって、グローバル・ビジネス社会に適応できる人間性豊かで実践的な職業人を育成する。

各学科の目的

・経営学科

経営学科は、企業経営に関する現実の課題を自ら発見し解決する能力を身につけ、実践の場で活躍できる人材を育成する。

・イベントプロデュース学科

イベントプロデュース学科は企業・組織についての知識をベースに、イベントの理論と実務を理解し、企画や運営に携わることのできる能力を身につけた人材を育成する。

4. 大学の個性、特徴

本学は、創立者高田勇道の建学の趣旨に則り、新しき時代を拓きこれを担っていく有為な人材を養成することを目的に設立された。さらに「教育とは学生に生命を与えてゆくことである」をモットーに人間性豊かで実践的な職業人を育成することを「教育指針」としてきた。富士短期大学時代は「就職の富士短」と評され、税理士や企業の経理部門で卒業生が活躍してきた。

平成 14(2002)年度に東京富士大学経営学部を開設、同学部の卒業生は、多様な分野に就職し、現場の第一線で活躍している。平成 25(2013)年度に開設したイベントプロデュース学科の卒業生は国内外のイベント業界で就業している。また、平成 20(2008)年度に開設した大学院経営学研究科修了者の半数以上が税理士資格を取得し、税理士として活動している。

本学の特徴は、経営学を主体の学、実践の学、社会科学の総合の学、すなわちビジネス社会の有為の人材を育成するための基礎学ととらえ、その重要性に早い時代から注目してきた点にある。臨場感溢れる実践的なカリキュラムを通じ、学生の主体性や問題意識を引き出し、現代社会で十分に活躍できる人間性豊かな実践的職業人の育成を目指した教育が一貫して展開されてきた。

大学教育は大きな転換点を迎えている。リテラシーだけでなく、ジェネリック・スキルを身につけ、ビジネス社会の現場でたくましく生き抜く人材育成が要請される時代である。本学は短期大学時代から、資格取得やビジネスマナーなど、実務直結型の教育に力を注いできたが、今日においてはそれらに加え、豊かな実務経験や社会体験、社会人基礎力を含めた総合的な知性が求められつつある。

本学では「ビジネス現場で高いパフォーマンスを発揮しうる知性の質」を「実務 IQ (Integrity Quotient)」と呼び、平成 29(2017)年度からその体系化と教育プログラムへの反映に取り組んできた。このスローガンに基づき、初年次からのキャリア教育や少人数制の演習、双方向性を重視したアクティブラーニング導入はもちろんのこと、以下のような特徴的な教育・学修機会の提供が行われている。

第 1 は、実践的な専門教育の実施、授業科目とキャリア支援に関わる各種施策との連携である。カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程は「実務 IQ 教育」の名のもとに体系的な編成がなされ、進路を意識した履修モデルの提示、現役の社会人・実務経験者等を講師とした少人数講義、専門演習の成果発表会、企業や中小企業家同友会などとの連携による実践的な講義が展開されている。アイスクリーム販売及び製造施設を学内に設置し、事業創造から営業企画に至るまでの業務に参加しながら学べる講義なども、その一環で導入されている。キャリア支援については、早期にキャリア意識の醸成・就職への意欲喚起し、就職活動を促進するため「プロフェッショナル・セミナーⅦ(就職)」「就職特講」など授業科目内でのキャリア支援科目が充実しているほか、インターンシップの単位認定、進路選択時の個人面談や PROG テストの導入など、少人数大学ならではの顔の見える個別指導が行われている。

第 2 は地域の企業、NPO、商店街など積極的に連携し、学生が参画する実践的学修の場、プロジェクト学習の場を作り上げている点である。専門演習や研究プロジェクトなどを通じた地場産業活性化提案、外部機関との連携を通じた環境経営の体験、地元企業との包括連携によるビジネス教育や社会貢献活動、伝統産業の展示会・ワークショップへの参加による地域文化への理解など、新宿・高田馬場地域との緊密な距離感を生かした学びが継続されてきている。

第 3 は他大学では見られないイベントプロデュース学科の存在である。当該学科においては、単にイベントの理論や手法の解説にとどまらず、現場実習にも取り組み、プロジェクト・マネジメントや多様な立場にある人々との協働、学習内容の現場での調整作業など、実践経営学の本質を体感する授業が展開されている。また、イベントによる地域や企業、主催団体との人脈形成や、オリンピック・博覧会といったタイムリーな話題に即した公開講座の開講、イベント社会工学研究所による情報発信など、大学と社会・時代をつなぐ役割を果たしている。

本学では「実務 IQ の高い学生」の輩出とその育成過程を通じて、地域社会や産業界にとつ

でも魅力ある存在でありたいと考えている。

II. 沿革

1. 本学の沿革

本学園の前身は、創立者高田勇道が昭和 18(1943)年 4 月に設立した東亜学院である。昭和 19(1944)年 3 月、東亜学院が「各種学校」としての設置認可を受けた後、戦時～戦後の社会事情に応じて大東亜学院、大東学院、大世学院と校名を変更した。

昭和 22(1947)年 12 月、財団法人大世学院の設立が認可され、高田勇道が初代理事長に就任した。

昭和 26(1951)年 3 月、学校法人富士短期大学への組織変更および富士短期大学経済科第 1 部の設置認可を受け、高田勇道が初代理事長に就任、同年 4 月にこれを開設した。同年 7 月、高田勇道の逝去にともない、二上仁三郎が第 2 代理事長に就任、昭和 28(1953)年 1 月、経済科第 2 部の設置認可を受け、同年 4 月に開設した。

昭和 37(1962)年 12 月に企業経営科第 1 部及び第 2 部設置認可を受け、昭和 38(1963)年 4 月に開設した。また昭和 43(1968)年 2 月には、経済科通信教育部の設置認可を受け、同年 4 月開設した。昭和 44(1969)年 4 月、経済科を経済学科、企業経営科を企業経営学科に、昭和 52(1977)年 4 月、企業経営学科を経営学科に名称変更している。平成 8(1996)年 4 月に二上仁三郎が初代学園長に就任、二上貞夫が第 3 代理事長に就任した。

平成 13(2001)年 12 月に東京富士大学の設置認可を受け、法人名を学校法人東京富士大学に変更した。平成 14(2002)年 4 月に東京富士大学を開学し、これにともない富士短期大学を東京富士大学短期大学部と校名を変更した。同年度より東京富士大学短期大学部経済学科第 1 部・経済学科第 2 部・経済学科通信教育部及び経営学科第 2 部の学生募集を停止し、平成 16(2004)年 3 月 31 日をもって同学科を廃止した。

平成 20(2008)年 4 月には、東京富士大学大学院経営学研究科、経営学部ビジネス心理学科を開設した。同時に、経営学部ビジネス学科を経営学科に、東京富士大学短期大学部経営学科をビジネス学科に名称変更した。

平成 24(2012)年 4 月、東京富士大学経営学部経営学科昼夜開講制夜間主コースを廃止するとともに、東京富士大学短期大学部を発展的に解消し、東京富士大学経営学部イベントプロデュース学科の新設を決定した。

平成 25(2013)年 4 月には、東京富士大学経営学部イベントプロデュース学科を開設するとともに、経営学部ビジネス心理学科を経営心理学科に名称変更した。

平成 27(2015)年 2 月二上映子が、学校法人東京富士大学第 4 代理事長に就任した。平成 27(2015)年 12 月、文部科学省に平成 29(2017)年 4 月より経営学部経営心理学科の募集停止を届出し、平成 29(2017)年 4 月、経営学部経営心理学科の募集を停止、経営学科とイベントプロデュース学科の 2 学科体制で推移してきている。

平成 31 (2019) 年 4 月、井原久光が学校法人東京富士大学第 4 代学長に就任。令和 4 (2022) 年 4 月に、青山和正が学校法人東京富士大学第 5 代学長に就任した。

沿 革 ―抄―

昭和 18 年 5 月	東亜学院創立
昭和 19 年 3 月	東亜学院設置認可
昭和 19 年 4 月	大東亜学院と校名変更
昭和 20 年 10 月	大東学院と校名変更
昭和 21 年 4 月	大世学院と校名変更
昭和 22 年 12 月	財団法人大世学院設置認可。高田勇道、初代理事長に就任
昭和 26 年 3 月	学校法人富士短期大学設置認可。高田勇道、学校法人富士短期大学の

	初代理事長に就任
	勝俣銓吉、富士短期大学初代学長に就任
	経済科第 1 部設置認可
昭和 26 年 6 月	二上仁三郎、学校法人富士短期大学第 2 代理事長に就任
昭和 28 年 1 月	経済科第 2 部設置認可
昭和 34 年 10 月	小松武治、第 2 代学長に就任
昭和 37 年 12 月	企業経営科第 1 部、第 2 部設置認可
昭和 40 年 3 月	中村佐一、第 3 代学長に就任
昭和 43 年 2 月	経済科通信教育部設置認可
昭和 44 年 4 月	経済学科・企業経営学科に、科名変更
昭和 47 年 4 月	酒枝義旗、第 4 代学長に就任
昭和 51 年 4 月	稲田正次、第 5 代学長に就任
昭和 52 年 4 月	企業経営学科を経営学科に科名変更
昭和 58 年 4 月	宮本富士雄、第 6 代学長に就任
平成 3 年 4 月	石原義盛、第 7 代学長に就任
平成 8 年 4 月	二上仁三郎、学校法人富士短期大学初代学園長に就任
	二上貞夫、学校法人富士短期大学第 3 代理事長に就任
平成 10 年 4 月	早坂忠博、第 8 代学長に就任
平成 13 年 12 月	法人名を学校法人東京富士大学に変更
	東京富士大学経営学部ビジネス学科設置認可
平成 14 年 4 月	東京富士大学経営学部ビジネス学科開設
	早坂忠博、東京富士大学初代学長に就任
	富士短期大学を東京富士大学短期大学部に校名変更
平成 16 年 3 月	東京富士大学短期大学部経済学科第 1 部・第 2 部、経営学科第 2 部、経済学科通信教育部を廃止
平成 17 年 4 月	二上貞夫、学校法人東京富士大学第 2 代学園長に就任
	岡村一成、東京富士大学第 2 代学長、東京富士大学短期大学部第 9 代学長に就任
平成 19 年 4 月	二上映子、学校法人東京富士大学第 3 代学園長に就任
平成 20 年 4 月	東京富士大学大学院経営学研究科開設
	経営学部ビジネス心理学科開設
	経営学部ビジネス学科を経営学科に学科名変更
	短期大学部経営学科をビジネス学科に学科名変更
平成 25 年 1 月	経営学部イベントプロデュース学科開設
	経営学部ビジネス心理学科を経営心理学科に学科名変更
平成 27 年 2 月	二上映子、学校法人東京富士大学第 4 代理事長に就任
平成 27 年 12 月	文部科学省に平成 29（2017）年 4 月より経営学部経営心理学科の募集停止届出
平成 28 年 4 月	長谷川裕恭、東京富士大学第 3 代学長に就任
平成 28 年 12 月	二上映子、東京富士大学学長を兼務
平成 31 年 4 月	井原久光、東京富士大学第 4 代学長に就任
令和 4 年 4 月	青山和正 東京富士大学第 5 代学長に就任

2. 本学の現況

- ・大学名 東京富士大学
- ・所在地 〒161-8556 東京都新宿区下落合一丁目7番7号
- ・学部構成 令和8(2026)年5月1日現在
[学部]

経営学部	経営学科
	イベントプロデュース学科
[大学院]	
経営学研究科	経営学専攻

- ・学生数、教員数、職員数 令和8(2026)年5月1日現在

学生数

大学	学科	学年	総人数	男子	女子	うち留学生数 () 内は女性	備考
	経営	1 年	137	86	51	17(7)	
	イベントプロデュース		55	19	36	3(3)	
	経営	2 年	143	97	46	14(5)	編入生 1
	イベントプロデュース		71	21	50	2(1)	編入生 0
	経営	3 年	107	62	45	15(10)	編入生 7
	イベントプロデュース		56	14	42	2(2)	編入生 3
	経営	4 年	139	86	53	2(1)	編入生 1
	イベントプロデュース		64	14	50	1(1)	編入生 2
	経営	4 年留 年	31	22	9	0(0)	編入生 1
イベントプロデュース	6		4	2	0(0)		
大学 合計			809	425	384	56(33)	編入生 15
大学院		学年	総人数	男子	女子	うち留学生数 () 内は女性	備考
	経営学研究科	1 年	20	16	4	2(2)	
		2 年	16	10	6	0(0)	
		2 年留年	0	0	0	0	
	大学院 合計			36	26	8	2(2)

大学・大学院 合計	総人数	男子	女子	留学生数 () 内は女性	備考
	845	451	392	58(35)	

学部・学科、研究科・専攻、研究所等		専任教員数					兼任 (非常勤) 教員数
		教授	准教授	講師	助教	計	
経営学部	経営学科	13	8	4	1	26	(49)
	イベントプロデュース学科	8	6	1	0	15	(20)
経営学部合計		21	14	5	1	41	(69)
経営学研究科	経営学専攻	9	2	0	0	11	9(9)
経営学研究科合計		9	2	0	0	11	9 (9)

職員数

正職員 () 内は女性	34(10)
--------------	--------

Ⅲ. 東京富士大学が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 目的・理念

1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

評価ポイント

- ★使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。
- ★使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。
- ★使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により、異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。
- ★使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。
- ★社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学園は、昭和 18(1943)年に「国家有為の人材」育成を目指して高田勇道が創立した。昭和 22(1947)年に、高田勇道は学園の新たな出発を期し「人道による世界平和」実現の理想を掲げて、建学の趣旨を草した。建学の趣旨は、「大愛の涵養に努むること」「正義の顕揚を図ること」「文化の向上に資すること」を三つの柱としている。この「建学の趣旨」は、昭和 26(1951)年、本学園が富士短期大学として新たな出発をする際も、さらに平成 14(2002)年、東京富士大学の開学および平成 20(2006)年の東京富士大学大学院の開設においても開学精神として引き継がれ、今日に至っている。

この「建学の趣旨」を受け継いで、学則第 1 条において、大学の目的及び使命を「広く知識を授け、深く専門の学芸を教授・研究し、人道による世界平和の精神を指導理念として、知的、道徳的及び応用的能力を有する人材育成を目的とする」とともに、その成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与することを使命とする」と定めている。

さらに、「人道による世界平和」実現の理想のもとに、社会に貢献できる有為の人材を育成するために、時代に即した「人間教育」を行うことを「教育理念」としている。なお、この理念に沿った教育を行うに当たって「教育とは学生に生命をあたえてゆくことである」という創立者の自戒の言葉を「教育指針」としている。この言葉の意味するところは、単に知識を学生に教授するだけでなく、社会科学教育によって職業ならびに社会生活において必要とされる能力を育成するとともに、幅広い教養教育によって判断力を養い、かつ品位の向上を図って、人間性豊かな社会に有為の人材を養成する総合教育を行う、ということである。

本学では、創立者が掲げたこうした理想を学生に伝えながら、その夢を育み、学ぶ意欲を喚起するところの人間的な触れ合いを大事にする「人間教育」を目指している。

1-1-② 簡潔な文章化

「大学の使命・目的」は、学則第 1 条に簡潔な表現で掲載されており、さらに、寄附行為第 3 条、学生要覧、大学案内に「建学の趣旨」を基礎として本大学の目的と使命が記載されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、「人道による世界平和」の実現を目指して、新しき時代を拓き、これを担っていく人材を養成することを目的として設立された。この目的を実現するため、時代の要請に応じて、社会が求める有為な人材を育成する使命を担い、大学創立時から今日まで多くの人間性豊かな実践的な職業人を輩出してきた。

本学の特徴は、経営学を主体の学・実践の学・社会科学の総合の学とみなし、その重要性に早い時代から注目してきた点にある。理論の吸収に重点をおいた学科目や実社会に役立つ知識・技能・資格取得のための講義はもとより、広い視野や的確な判断力を身につける教養科目や、主体的に思考し、自律できる人材育成を目指した少人数の演習や双方向授業などが実践されてきている。

昨今、すべての高等教育機関に対し、ビジネス社会に適応し十分に活躍するためのジェネリックスキル養成が求められつつあるが、本学は設立当初より、そうした目的・理念を掲げた教育を展開してきたともいえる。

本学では1学部2学科の学部学科構成を取っており、それぞれの教育目的は学則第3条の2に下記の通り記載している。(表 1-1-1)

表 1-1-1 本学の経営学部、2 学科の目的

学部・学科	目的
経営学部	経営学を中心とした専門教育を行うことによって、グローバル・ビジネス社会に適応できる人間性豊かで実践的な職業人を育成する
経営学科	企業経営に関する現実の課題を自ら発見し解決する能力を身につけ、実践の場で活躍できる人材を育成する
イベントプロデュース学科	イベントの理論と実務を理解し、企画や運営に携わることのできる能力を育成する

さらに、創立者の自戒の言葉を受け継ぎ、教養教育と専門教育を通じて人間教育を着実にやっている。創立者自戒の言葉「教育とは学生に生命をあたへてゆくことである」は、本学の教職員・学生が絶えずこれを見て本学教育の原点に立ち返ることができるように、また、来校者の目に触れやすいように、本館1階エントランスホールの大壁面に刻まれている。



本学の教育は学生に単に知識を教授するだけでなく、創立者が掲げた理想を学生に伝えながら、学生の夢を育み、学ぼうとする意欲を喚起していくものである。教育を通じて、一人ひとりの学生の中に、一個の人間としての生命の灯をともしていくことである。この言葉は、創立以来、今日まで教職員に脈々と受け継がれながら、教育のあり方の指針となってきた。

このように「建学の趣旨」と「教育理念」を導きの糸とし、創立者の自戒の言葉を受け継ぎ、教員と学生の生命の通った直接的な触れ合いによる教育を実践することが本学の特色となっている。

1-1-④ 変化への対応

時代の変化と社会の要請に応じて、「大学の使命・目的」を絶えず見直している。学則第1条に定める「人類文化の進展に寄与する」ことは、人材育成のみによってなされるものではないため、平成18(2006)年に改正された教育基本法第7条に定められている「新たな創造した知見を、広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」という責任を果たす視点を加味して、平成21(2009)年4月に学則を改正し改善を図ったものである。

平成25(2013)年度には、3学科体制を実施するにあたり、3学科の使命・目的を見直した。さらに、平成29(2017)年度には、2学科体制に移行するにあたり、各学科のカリキュラム改訂や大学の置かれた教育環境などの諸要素を勘案して、各学科の使命・目的の見直しを行った。令和4(2022)年度は、2学科再編に伴いカリキュラム改訂後の5年間の実績を踏まえ、更なる教育効果の向上と新たな時代に対応した教育の充実を目指して、カリキュラムの改編を行った。

主な改正点は、①プロフェッショナル・セミナー（以下、P・S）の内容が多様であり、分かりにくく、混乱を招くなどとの意見などを勘案して、「文化教養特講」「経営実践特講」「イベント実務特講」に再編した。②多文化理解は、講義内容に応じて独立科目へ移行した。③初年次教育と専門教育の連続性を明確にするため、P・S I IIを「プレ専門演習 I II」に名称変更した。④新時代が求める科目の新設。⑤新学部創設を目指して、イベントプロデュース学科の授業科目と名称、内容を一部見直した。

令和7(2025)年度は、学生は単に知識習得だけでなく、企業や社会の現場で自ら課題を考え、仲間と協働して解決策を模索する課題解決型学習(Problem-Based Learning)を充実するため、新たな特講を創設した。経営学科では「イノベーション特講」「産学連携特講」、イベントプロデュース学科は「イベント技術特講」「イベント文化特講」に加え、「イベント実習」を増設した。また、地球温暖化やSDGsへの取り組みなど、環境に配慮した企業経営が喫緊の課題であるため、授業科目に「環境科学」を設定した。さらに、体系的な教育プログラムの実現を目指し、ナンプリングの枠組みを構築した。

(3)1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学では単なる経営学の専門教育だけではなく、教養教育及び専門教育を通じた人づくり教育を実践してきており、これは現在の学士課程教育のあり方と通底するものと捉えている。従って本学の「大学の使命・目的」は的確なものである。

平成29(2017)年度に3学科制から2学科制へ移行するに伴い、本学の教育が目的・使命に的確に反映するようにカリキュラム編成を見直し、令和4(2020)年度および令和7(2025)年度には、新たな時代に対応できるようカリキュラムを改編した。

今後も大学を取り巻く環境の変化に対応しつつ、「実務 IQ」というスローガンに象徴される本学の個性・特色をさらに鮮明化していくとともに、新たな中期5ヵ年計画(2026~2030年度)に従い、本学の「大学の使命・目的」及び教育目的に則り、取り組んでいく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

評価ポイント

- ★使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。
- ★使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。
- ★使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させているか。
- ★使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させているか。
- ★使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されているか。

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

「建学の趣旨」「教育理念」を踏まえ、本学の使命・目的、教育目的は「学則」第1条をはじめとして、東京富士大学報、Web サイトへの掲載により、絶えず繰り返し役員・教職員に周知されている。

「大学の使命・目的」は、入学式の学長式辞や「SD(Staff Development)研修会」(全教職員を対象とする学内における教育改革・改善のための研修会)、「仕事始め」(年初の教職員顔合わせ)における理事長及び学長の訓話において、創立者の言動や意思といった具体的なエピソードを交え、「建学の趣旨」と併せて説明、教職員への理念の定着化を図っている。また非常勤講師に対しては、各年度の授業開始前に開催する「教員懇話会」(令和 8(2026)年 4 月 10 日開催)において同様の説明を行い、理解を深めるように配慮している。さらに、教職員の採用に際しては、「建学の趣旨」「教育理念」を提示し、これらに対する本人の心構え・抱負を表明させることによって、本学教育への理解を確認している。

なお、教授会等の各種会議を開催する大会議室(高田記念館 2F)に、「建学の趣旨」全文を額にして掲げており、教職員が建学の精神に触れて、絶えず本学教育の原点を再確認できるようにしている。

また「創立者の自戒の言葉」は、本館 1 階エントランスホールの大壁画に刻まれており、日々、本学の教職員がこれを見て本学教育の原点の立ち返ることができるようにしている。本学 Web サイトでも、本学の「教育指針」として広く紹介している。

1-2-② 学内外への周知

「大学の使命・目的」である本学の「教育理念」は、「建学の趣旨」とともに、東京富士大学報の紙上においても、「建学の趣旨」「教育理念」「教育目標」などについて分かりやすく解説し、これを学生の心に植え付けるように努力している。また、全学生に毎年 4 月に配布する「学生要覧」に「建学の趣旨」を掲載し、学生が随時これを再読し、学びの原点に立ち返ることができるように配慮している。

新入生に対しては、入学式における学長式辞で「教育理念」を浸透させるとともに、新入生オリエンテーションや、1 年次の「基礎演習」の場において、「建学の趣旨」「教育理念」「大学の使命・目的」について解説、あるいは Q&A を行い、本学で教育を受け、学園生活を送るための

心構えをしっかりと持たせるようにしている。

学外に対しては、本学の Web サイト、大学案内などで広く公表している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

新たな中期 5 ヶ年計画（2026～2030 年度）においても、本学の使命・目的・「教育理念」を再確認し、中期目標（ビジョン）を掲げ、これらを実現するための教育計画として、初年次教育、専門教育、教養教育、キャリア教育の進化と改善、就職支援、学生支援、戦略的広報活動と学生募集活動等の強化を軸とした活動計画を策定した。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

I. 経営学部

アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）の基本方針では「社会やビジネスで生ずる様々な課題や問題を発見し、試行錯誤しながら自らそれを解決しようとする態度や能力」「社会において活躍できる将来性や潜在能力も考慮した選抜」を示しており、単に知識や学歴の取得を目指す人物ではなく、いずれ社会や経済に貢献したいと考える有為の人材を志願者像としている。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）では、経営学に関する体系的な知識の提供とその知識を活用、応用し、企業や社会において、課題を解決し、新しい価値を創出することができる人材育成を目指す。そのため、既存の知識を単に理解、整理することを重視するのではなく、知識の活用、応用を実践することができる総合的な人材育成教育の実現を目指し、これに最適化されたカリキュラムを実施する。

また、実務 IQ を磨く 7 つの力である突破力、自制（自己管理）力、思考力、忍耐（回復）力、創造力、協働力、主張（説得）力を育成するための教育を展開する。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は「経営学の知識を通じた課題解決」「論理的思考」「能動的働きかけと創造的問題解決」「粘り強さと原因究明」「グローバル環境下での意見表出と他者理解」「協働への努力」を掲げており、社会で必要とされる人間性豊かな実践的な職業人の輩出という教育理念を色濃く反映した内容となっている。

II. 大学院

アドミッション・ポリシーでは、「人道による世界平和」の理念に賛同する人物であることに加え、「高度な専門性を有する職業人ならびに高度研究者」を養成するため、優れた資質と経営学に対して高い意欲を有する人材を世界各国から受け入れたい、としている。

カリキュラム・ポリシーにおいても「専門職業人としての能力の育成」「広い視野から「人道による世界平和」の実現に貢献できる研究の実践」などを明示している。

ディプロマ・ポリシーにおいては、「高度職業人として必要な能力が身についていること」「研究方法、研究成果が「人道による世界平和」の理念に反さず、その実現に貢献するものであるかどうか」を課程修了の基準としている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

「大学の使命・目的」及び教育目的を遂行するために、学則第 3 章第 6 条(事務局)、第 7 条(職員)、第 12 条(教授会)に組織体制を明記している。

経営学部においては経営学科とイベントプロデュース学科、大学院においては経営学研究科が設置され、それぞれ実務に直結した教育に力が注がれている。学部 1 年次の基礎演習や、2 年次以降のプレ専門演習等においては、教員と学生とが近い距離で対話・交流を図れる少人数教育が展開され、時代が要請する総合的な人間教育が営まれている。

また、教授会のもとに専門委員会(入試広報、教育支援、学生支援、キャリア支援)を設置しているが、このうち特に教育支援委員会では本学の使命・目的に沿った教育支援施策(少人数演習の運営、カリキュラムや教育法の改善、ゼミ発表大会の運営など)の企画推進、キャリア支援委

員会においては進路及び社会を意識させるための教育や環境づくり(就職直結型授業の支援、卒業生社会人との交流、インターンシップなど)を担当している。また、企業や地域との教育連携については、主として産学官連携室が窓口となり、課題解決型学習・PBL (Project Based Learning) などの授業・演習への導入を企画・調整している。このように、教育目的を反映した教育現場での実践教育は組織的に推進されている。

さらに、経営戦略会議(平成 29(2017)年度新設)、自己点検評価委員会では、時代の要請や社会情勢の変化に対応して、「大学の使命・目的」、教育目的と教育研究組織の構成の整合性などを検討して学長・理事長に諮り、随時見直しを行っている。

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

使命及び教育目的の理解、反映については、教育現場におけるさらなる具現化・徹底を図るため、各教員に教育目的と各科目の学習・教育目標との連携を強化したシラバス作成を引き続き要請し、その成果の検証を促すとともに、令和 7 (2025) 年度に導入した「学修ポートフォリオ」により学生一人一人の教育成果の可視化を図っていく。

学修ポートフォリオを活用し、学生の潜在的な能力を引き出す支援に取り組み、キャリア支援や将来計画に寄与できるように進めていく。

「学内外への周知」に関しては、本学の教育スローガンである「実務 IQ」を発信する広報活動の継続・強化を図り、本学の教育・研究方針に共感する重点校を地道に拡大していく。

「中長期的な計画への反映」としては、中期 5 ヶ年計画の軸に「実務 IQ を育てるカリキュラムの充実」を据えていることから、現在改善・向上策を推進中である。

「3つのポリシー」については時代の変化に合わせて、順次、項目や表現における見直しを図り、それを実現する教育研究組織を再構築していく。

[基準 1 の自己評価]

本学では、「建学の趣旨」に基づき教育基本法及び学校教育法に則り、教育目的や経営学部並びに 2 学科、大学院研究科の教育目的を学則において明確に文章化し、3つのポリシーや自己点検評価書にも反映させている。

また、本学では、「建学の趣旨」や「教育理念」は、絶えず繰り返し学生・教職員・卒業生・保護者・受験生に周知している。入学式や教員懇話会での理事長・学長の式辞を始めとして、学生要覧、大学案内や東京富士大学報、Web サイトなどで、機会あるごとに、これらを学内外に周知してきた。

平成 29(2017)年度に 3 学科体制から 2 学科体制に移行するにあたり、従来にもまして、本学の「建学の趣旨」、「教育理念」を、経営学部 2 学科の特色を生かしながら、より分かり易く周知徹底するような取り組みをしている。

また、令和 8(2026)年度から始まった中期 5 ヶ年計画についても、「建学の趣旨」や「教育理念」や教育目的を反映した計画策定を行っており、今後は、それに従い教育計画や大学運営などを実行していく。以上のことから基準 1 を満たしていると考ええる。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

評価ポイント

- | |
|---|
| <p>★内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。</p> <p>★内部質保証のための責任体制が明確になっているか。</p> |
|---|

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では「内部質保証の全学的方針」を次のように示している。

- 1) 本学の理念・目的、教育目標を実現するため、「東京富士大学内部質保証規程」に基づき、教育研究・管理運営に関する本学の諸活動に対する自己点検・評価を行い、その結果に基づく改善・向上への取り組みを恒常的に推進する。
- 2) 自己点検・評価の客観性・妥当性および内部質保証の有効性を高めるために、外部評価を実施する。
- 3) 社会に対する説明責任を果たすため、自己点検・評価結果および外部評価結果を公表する。
- 4) 教職員ひとりひとりが内部質保証の担い手であることの自覚を促すため、組織的かつ体系的な SD 活動を展開する。

これに基づき、内部保証のために以下のような体制で臨んでいる。

第一に、学長が委員長を務める内部質保証委員会が責任をもって、全学的な内部質保証を推進する。令和 7(2025)年度は同委員会を 4 月に開催している。

第二に、全学における自己点検・評価を行う組織として、各部門長を構成委員とする自己点検・評価委員会を設置している。同委員は、各部門の運営状況を調査し、自己点検・評価報告書原案を作成のうえ、内部質保証委員会に提出するとともに、委員会において全学的な内部質保証に関する課題を議論している。

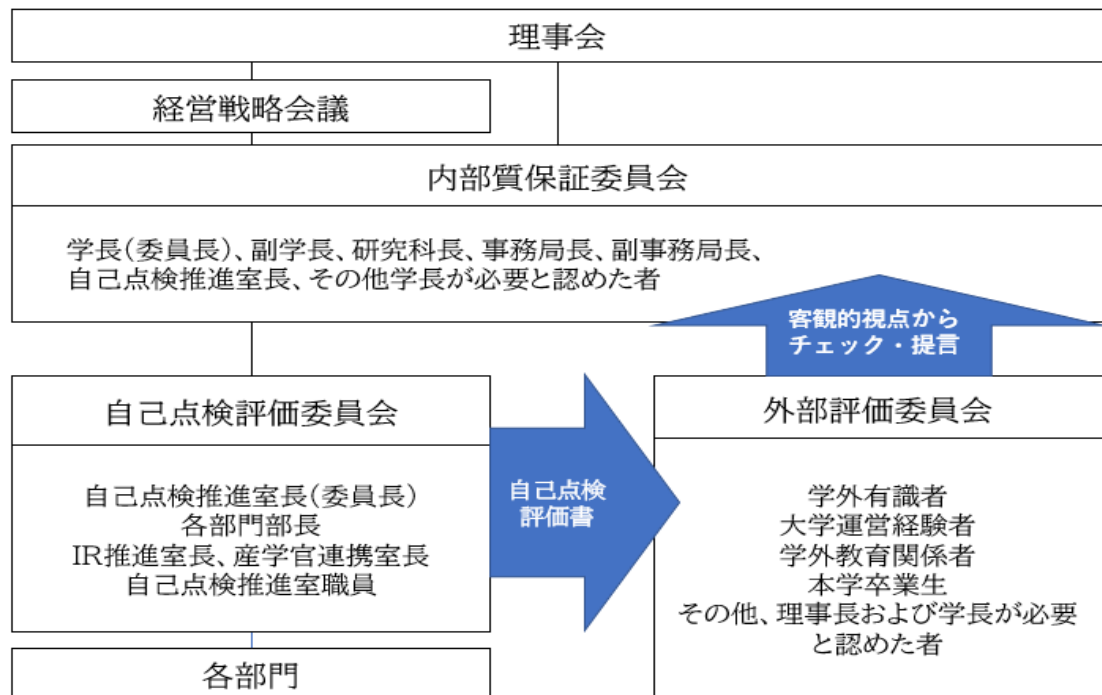
第三に、自己点検・評価の客観性・妥当性・有効性を検証するために、外部評価委員会を設置している。外部評価委員会は、自己点検・評価委員会でとりまとめた自己点検・評価報告書原案を客観的視点からチェックし、改善・向上等に必要な提言を内部質保証委員会に提出する。令和 7(2025)年度は、同委員会を令和 8(2026)年 2 月 19 日(木)に開催した。

第四に、内部質保証委員会は外部評価委員会からの評価報告書を尊重し、改善策に関する検討・意思決定を行い、改善に向けた必要な手続きをとるとともに、その結果を公表することとしている。

さらに本学は、7 年毎に認証評価機関の認証(第三者評価)を受けることを学則規程に盛り込んでいる。

その際の指摘事項については必ず改善事項とし、その内容・改善結果については公表する。本学における内部質保証体制については、表 2-1-1 に示す。

表 2-1-1 東京富士大学における内部質保証体制



(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7(2025)年度の外部評価委員会(外部有識者 2 名で構成)では、令和 8(2026)年度の基本方針と重点施策、東京富士大学の学生の成長記録データ、学修ポートフォリオによる学修成果の可視化について報告した。

これらに対して外部評価委員会の委員からの意見は次の通り。

- ・貴学は「実務 IQ」という明確な教育方針を有し、特に、就職後も役立つ「キャリア支援教育」を通常授業の中でこれだけ試みているのは高く評価できる。
- ・学修ポートフォリオ導入による学修成果の可視化をスタートしたが、就職に直結する本質的な成果を生み出すツールとして発展させていく必要がある。
- ・貴学の情報発信戦略が弱いので、今年度、「学習状況調査」を通じて、多数の項目で学生満足度の高さが得られたことなどを、ステークホルダーに伝えることの大切である。
- ・学科別では、イベントプロデュース学科では、実習を含めて高校生にもわかりやすいカリキュラムが展開されているが、経営学科は、高校生が大学に入って何をどう主体的に学ぶかが見えにくいので、商品企画や地域開発など、わかりやすいアウトプットにつながるようなプロジェクト学習のカリキュラムの提示が必要である。

指摘された事項については次年度の課題と捉え、今後、組織的に取り組んでいく予定である。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

評価ポイント

★内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

★エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的実施しているか。

★現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

(1)2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2)2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

令和 4(2022)年度、本学は日本高等評価機構の認証評価を受審し、令和 5(2023)年 3 月に大学評価基準に適合していると認定された。ただしその際に、「自己点検評価基準は、日本高等評価機構による認証評価だけでは不十分であり、大学独自の基準（学修成果の見える化等）の作成と評価が必要である」との指摘を受けた。

これに基づき、本学では日本高等評価機構の認証評価基準に加え、新たな質保証基準を策定した。具体的には以下の 10 基準である。「進路支援」や「地域連携・地域貢献」については本学が特に力を注いできたテーマであり、これらを独自基準として発足させた。令和 5(2023)年度から本基準をもとに自己点検・評価活動を実施し、その結果は内部質保証委員会で共有・議論のうえ、理事会に報告されている。また、自己点検評価書は、本学 Web サイト「情報公開」ページに公開されている。

基準 1. 目的・理念

基準 2. 内部質保証

基準 3. 教育課程・学修成果

基準 4. 教職員・教職員組織

基準 5. 教育研究環境

基準 6. 学生支援

基準 7. 進路支援

基準 8. 学生の受け入れ

基準 9. 大学運営・財務

基準 10. 地域連携・地域貢献

さらに、「教育の質に係る客観的指標調査(日本私立学校振興・共済事業団)」なども指標としながら、「本学における自己点検課題」を改めて抽出し、令和 6(2024)年度第 3 回自己点検・評価委員会において、共有・議論を行った。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では学内外の情報収集・分析を行い、戦略策定や意思決定を支援するために、平成 27(2015)年度から IR 推進室を設置している。また、IR 推進委員会(原則月 1 回開催)を設置し、備蓄されたデータの解析、それに基づく改善提案などの議論を続けてきた。

令和 7(2025)年度は、各部門から担当職員を選出し、全学的・組織的な取り組みをとして IR 活動を推進するようにした。

令和 7(2025)年度においては、主として以下の内容を推進した。

1)学修成果可視化に向けた「学修ポートフォリオ」の実施

学修成果の可視化は、大学設置基準の第 42 条の 2 の「教育課程の実施」において、大学が

取り組むべき事項とされている。また、令和 5(2023)年度の外部評価委員会からの指摘もあり、本学としては最優先で取り組むべき課題と捉えていた。令和 6(2024)年度秋から導入された新たなポータルサイト WebClass の機能を活用し、IR 推進室では学修成果の可視化を達成するためのシステム設計を行った。

令和 7(2025)年度は、WebClass を使用し、全学年を対象とした「(本学版)学修ポートフォリオ」を実施した。

2) 学生の学修実態の把握と公開

平成 6 (2024) 年度に、各部門が個別に実施してきた「学生調査」を IR 推進室にて一元管理し、教育指導のみならず、「退学防止」「学生募集」にも資するデータ収集を行うべく、「1 年生向け調査」「学修実態調査(2~4 年生)」の調査設計を行った。令和 7(2025)年度は、Campus Plan を使った

「初年次アンケート」「学修実態調査(2~4 年生)」の実施・分析、関係部署への公開を行った。

3) 大学のステークホルダーからの情報の吸い上げ

大学の重要なステークホルダーである本学学生、高校生・保護者・高校教員、卒業生及び就職先からの情報の吸い上げ(定量情報だけでなく定性情報も含めて)を、組織的に実施し、情報共有できるよう体制整備に取り組んだ。

4) その他経営戦略立案上のデータ収集・分析

教育の質に係る客観的指標調査において「公表」を要請される項目(「ガバナンスコード」「学修実態、授業評価結果、学修成果」「就職率、資格・試験の合格率等」「卒業生状況の調査データ」など)のうち、「卒業生状況の調査データ」について精査し、順次公表に向けて整備していくことを確認した。

(3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学の抱える経営課題解決に直結した情報収集・解析を進めていくためには、IR 機能の更なる強化が不可欠である。

令和 8(2026)年度は、前年度に実施した各施策を軸に、教育指導のみならず、「退学防止」「学生募集」に資するための情報収集・分析・公開に取り組んでいく予定である。具体的には、以下の 4 項目の施策により把握・可視化した学修成果・教育成果を、アセスメントプランを踏まえた点検・評価に適切に活用し、学位プログラム等改善や DP 自体の見直しに繋げていくべく関係部署へ情報を提供する。

1) 学修ポートフォリオの推進

全学生が学修目標を年頭に設置し、それらの達成度に基づき何を学び、身に付けたかを年度末に自己評価する。

目標設置及び総括に関しては、演習担当教員の指導(個人面談含む)の下に実施する。

2) 1 年生向けアンケート調査の推進

新入生個別の学修状況や友人関係等の把握により、基礎演習教員による適切な指導と退学防止に向けたデータを収集。

調査結果は、基礎演習担当者会議や基礎演習教員とも共有。

3) 2~4 年生向け学修実態調査の推進

本学学生の学修実態を把握し、Web 等で情報公開。

「受講した授業の実態」「授業以外の活動経験」「入学後身につけた能力」「大学の学びに対する認識」「活動ごとの時間数」「アルバイトの実態」などの調査を予定。

4) ステークホルダー情報の収集について

「高校(生徒・教師・親)」「就業先(人事部・卒業生)」「学生(在校生)」等、本学のステークホルダーからの声(大学運営にとって重要と思われる情報)を収集。

教育の質に係る客観的指標調査において「公表」を要請される項目の内、「卒業生状況の調査デ

ータ」の収集状況について精査する。

2-3. 内部質保証の機能性

2-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

評価ポイント

★三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。
★自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用により、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能しているか。

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では学期終了時に、受講者が各科目への満足度や教育効果などを総括する「授業アンケート」を実施している。また、学務部ではこの結果を担当教員に確認してもらったうえで、科目ごとの「授業評価報告書」を提出させている。教育支援委員会では、それらの内容を分析した総括レポートを作成し、全教員に内容をフィードバックするというプロセスで、PDCA サイクルを確立している。

学生に対する授業アンケート質問項目および教員に対する授業評価報告書質問項目は下記のとおりである。

表 2-3-1 学生に対する授業アンケート質問項目

No.	質問項目
1	この授業にどのくらい出席しましたか。欠席回数でお答えください。
2	この授業を受講するにあたり、シラバスを参考にしましたか。
3	授業の内容を理解するため、予習復習含めて主体的に学習しましたか。
4	受講前に期待していた通りの授業内容でしたか。
5	教員の言葉や説明は、理解しやすいものでしたか。
6	教員は、受講者の理解度を確認しながら進めていましたか。
7	教科書、配布資料、映写資料などの教材は適切であると感じましたか。
8	教員は、受講生が質問や意見を述べられるように配慮をしましたか。
9	教員の熱意や、教育方法への工夫を感じられましたか。
10	知的好奇心が高められたり、新たな視点が得られたりしましたか。
11	授業で学んだことは、自分の将来の役に立つと思いましたか。
12	この授業を受講して、どの程度満足していますか。
13	この授業に対する意見・感想を自由に述べてください(良かった点・悪かった点など)。

表 2-3-2 教員に対する授業評価報告書質問項目

No.	質問項目
1	この科目ではどのような到達目標、実務 I Q 習得目標を設定されましたか。その目標を達成するためにどのような工夫をされましたか。
2	ご自身で本年度の授業を総合的に評価して下さい（昨年度の授業評価報告書と比較して記入して下さい；初年度担当者は除く）。
3	この授業の今後の改善について、お考えを記述して下さい。
4	授業改善について、(大学として)組織的に取り組むべき課題があれば具体的に記入して下さい。
5	この授業の成績評価基準と評価方法について説明して下さい。（なお、成績評価の中で「S」及び「A」の評価を受けた学生が履修者の 30%を超えている場合、その理由も記載して下さい）。

令和 7(2025)年度は、学務部においてデータ分析をおこない、3 月に「学生に対する授業アンケートのまとめ」を全教員にフィードバックした。「表 2-3-1 学生に対する授業アンケート質問項目」のうち設問に対する評価が高かった順は、設問 11、7、9、12、5 であり、評価平均はそれぞれ「4.29」「4.27」「4.27」「4.27」「4.24」であった。また自由記述欄では「力が身についた」「新たな視点から物事を考えるようになった」質問がしやすかった」という高い評価は、実務 IQ 教育の実践の成果が少しずつみられるようになったといえる。一方で「資料の文字が小さすぎる」「グループワークなど欲しかった」「マイクを使用していないので後ろの席は話が聞こえづらかった」といった学生からの授業改善への指摘が見られた。今後の授業改善に向けてのポイントを示しているといえる。

このように本学では、「授業評価に基づく改善(シラバスへの反映)⇒講義⇒学生への授業アンケート⇒今日に対する授業評価報告書」という PDCA サイクルで、組織的に教育の質の向上を図ってきている。

(3)2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育の改善・向上施策を検討し、適切かつ早急に遂行するために、令和 7(2025)年度より、教育支援組織の改革を行なった。

第一に、各学科に学科長を設け、学長、学部長、学科長で構成される「学務運営会議」を創設した。

第二に、教学に関わる基本方針や教育内容・方法、教員の研究体制、カリキュラム改善などを「学務運営会議」を審議することにした。

第三に、それぞれの学科が切磋琢磨し、良い教育体制を構築することができるような議論をする場として現行の教育支援委員会を学科ごとに運営する方針に切り替えた。

学修ポートフォリオ導入による目標管理や学修成果の可視化、学修実態調査の結果分析なども踏まえ、教育改善・向上に向けた試みをより加速させる。

[基準 2 の自己評価]

本学では、内部質保証体制の強化や、IR 機能の向上、さらに 3 つのポリシーをシラバスや教育内容に反映させるための改善策については、毎年改善を図ってきている。

このように本学では、内部質保証についての組織的な取り組みを強化しつつあり、基準 2 を満たしているものと判断している。

基準 3. 教育課程・学修成果

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

評価ポイント

★教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

★ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を適切に定め、厳正に適用しているか。

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

建学の精神および基本理念ならびに教育目的（学則 3 条の 2）に基づき、経営学を基礎とする人間教育及び将来の職業生活へとつながる実践的教育の実現をめざし、以下のディプロマ・ポリシーを設定している。

- 1) 経営学に関する知識を習得し、それを活用して課題に取り組むことができる。
- 2) 困難な状況においても、あきらめずに粘り強く問題に取り組むことができる。
- 3) 自己を客観的に見つめ、自己管理をしながら物事に取り組める。
- 4) 情報を的確に分析し、問題解決に向けた論理的思考ができる。
- 5) 失敗した場合にも、その原因を究明し改めて挑戦することができる。
- 6) 既存の解決策のみに依存せず、創造的な問題解決のために努力できる。
- 7) 他者への働きかけや協働を通じ、問題解決に向けた努力を続けられる。
- 8) 自分の意見を適切に表明できるとともに、他者の見解を理解し対話することができる。

ディプロマ・ポリシーは、本学 Web サイトに掲載して周知している。

なお、このディプロマ・ポリシーを実現するために、本学固有のスローガンとして「実務 IQ（仕事の現場において高いパフォーマンスを発揮しうる知性の質）」を設定している。これは、1) 突破力、2) 自制力（自己管理）、3) 思考力、4) 忍耐力（回復力）、5) 創造力、6) 協働力、7) 主張力（説得力）を育成する教育に取り組み、本当の賢さ（インテグリティ：Integrity）の習得を目指している。

大学院経営学研究科では、以下のディプロマ・ポリシーを掲げ、本学 Web サイトに掲載し、これを周知している。

- 1) 経営学研究科が定める期間在籍し、同研究科が設定した授業科目を履修するとともに、基準となる単位数以上を修得し、なおかつ修士論文審査及び試験に合格する。
- 2) 経営学に関する専門知識と研究能力を身につけている、高度職業人として必要な能力が身につけている。
- 3) 研究方法、研究成果が「人道による世界平和」という理念に反していない、理念の実現に貢献するである。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準を学生に開示するため、全ての科目で学習の到達目標と評価基準とを担当教員が定め、シラバスにおいて「学習・教育目標」「評価方法および評価基準」「評価の配分」として具体的に記載するようにしている。

本学は、全授業科目を「総合教育科目」「外国語科目」「専門科目」の3カテゴリーに分けて設置しており（学則第25条）、科目履修をして試験に合格した者に単位を与える（学則第26条・第30条）としている。卒業要件単位数はカテゴリーごとに以下と規定されており、合計124単位以上の取得が卒業条件となっている（表3-1-1）。

- ・総合教育科目 24単位以上
- ・外国語科目 6単位以上（内、基礎科目2単位以上、発展科目2単位以上）
- ・専門科目 70単位以上（内、入門科目4単位、基礎科目10単位以上、発展科目20単位以上、演習科目8単位以上）

合計 124単位以上

表 3-1-1 卒業要件単位数

科目	区分	選択区分	卒業要件単位数		
総合教育科目	選択科目	選択必修	16 単位以上	24 単位以上	124 単位以上
	認定科目	認定	—		
外国語科目	基礎科目	選択必修	2 単位以上	6 単位以上	
	発展科目	選択必修	2 単位以上		
専門科目	入門科目	必修	4 単位	70 単位以上	
	基礎科目	選択必修	10 単位以上		
	発展科目	選択必修	20 単位以上		
	演習科目	選択必修	8 単位以上		
	応用科目	選択	—		

授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・Xの5段階で評価し、C以上を合格としている（学則第34条）。これらの規定に基づき、各科目の担当教員が成績評価を行っている。以上は「学生要覧」（Webサイトにおいて公開）を通じて周知している。

厳密な単位認定及び適切な評価を実現するため、学務部では年度当初に専任教員及び非常勤教員に対して、成績評価の基準値を明確に示すよう依頼文書を発行している（新任の専任教員および非常勤教員については個別に説明会を設置）。その内容の概略は、概ね出席率 2/3 以上の受講者のみ評価の対象とすること、上位成績評価となる「S」は履修者の 10%以内、「S+A」は 30%以内を目安とすることである。上位成績評価者比率がその目安を超えた場合には、その理由を明記した報告書提出が求められており、学務部長は、この報告書を見た上で追加の説明を求め、改善を指導することができる。

大学院における成績評価は、レポート、講義参加度・貢献度および筆記試験などにより評価される。修了要件は、2年以上の在籍、選択した系統に配置された講義科目 22 単位以上の履修かつ、研究指導教員による演習Ⅰおよび演習Ⅱの合計 8 単位の認定に合格することが修了要件となる。修了認定は、修士論文の審査および口頭試問による最終試験合格者に対して修士（経営学）の学位を認定する。修士の学位認定は、研究指導教員を主査とし、主査と大学院研究科委員会により選任された副査 2 名が審査に当たり、査読・口頭試問を実施して厳正に審査される。さらに、本学では、修士論文の中間報告会を実施し、主査・副査に加え、大学院担当教員による助言・指導を行い、修士論文の質の向上を図っている。本件は、「大学院要覧」およびガイダンスを通じて学生に周知されている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定は、学則第 30 条に基づいて行われている。

成績は、シラバスに示された「評価方法および評価基準」「評価の配分」に従って科目担当教員が厳正に評価している。本学は、取得単位数によって原級に留める制度を採用していないため進級基準は存在しない。

卒業認定については、所定の科目を履修し総単位数 124 を修得した学生に対し、教授会の議を経て認定している。卒業認定の厳正化を図る点については、令和 6 年（2024）年度に引き続き令和 7（2025）年度においても厳正化が図られた。

GPA の算定については、主として成績優秀者に対する表彰制度（高田奨学生制度など）の選考基準に適用し、学生の学修意欲促進に努めている。令和 7（2025）年度の受講者 の内、学部学生 7 名、大学院生 2 名を成績優秀者として表彰する。

(3)3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準等については、シラバスにおいて学習・教育目標「評価方法および評価基準」「評価の配分」として具体的に記載するようにしている。単位認定は、それに従って担当教員が厳正に評価したうえで従っており、全教員によるディプロマ・ポリシーの共通理解を図り、今後も継続してこれを実施していく。また、卒業認定にあたっては、令和 6（2024）年度において厳正化が図られ、令和 8（2026）年度も継続して卒業認定を厳格に行っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

評価ポイント

- ★教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
- ★カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されているか。
- ★カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施しているか。
- ★シラバスを適切に整備しているか。
- ★教養教育を適切に実施しているか。
- ★アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。
- ★教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。
- ★履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

(1)3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2)3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、本学では、教育内容に関して次のようなカリキュラム・ポリシーを策定している。

本学では、学位授与の方針に掲げる知識・能力を取得させるために、次の基本方針に基づき体系的な教育課程を編成している。経営学に関する体系的な知識の提供にとどまらず、学生がその知識を活用、応用し、企業、組織ひいては社会において、課題を解決し、新しい価値を創出す

ることができる人材育成を目指す。そのため、既存の知識を単に理解、整理することを重視するのではなく、知識の活用、応用を実践することができる総合的な人材育成教育の実現を目指し、これに最適化されたカリキュラムを実施している。

将来の職業生活を豊かにする実践的キャリア教育の一環として、初年次の「基礎演習Ⅱ」や3年次の「就職特講」、「インターンシップ」の単位認定など、進路指導を授業科目の中で組織的・継続的に実施している。経営学については、最新の学術研究成果を踏まえた知識の習得に加えて、最新のビジネスの息吹を実感できるよう、実務経験者教員による講義や、現役の経営者・ビジネスマンを講師として招聘した「経営実務特講」「イベント実務特講」等の科目を展開している。経営学の学習に関連し、グローバルな観点から、新たに生起する課題に対する学生の関心を促すため、経営学の主要科目にとどまらず、心理学・法学・情報学などを基盤とした専門科目、演習科目を設置し、多彩な実務的人材の育成を目指している。

学生が、自らを振り返り、良き職業人としてのみならず、一個人、そして社会人としての成長を促すため、リベラル・アーツ教育の重要性を認識し、総合教育科目の充実を目指す。学生が新たなリベラル・アーツに触れ、自らの知を成長させる機会を提供するため、分野横断的な先端教育を実現する場として「文化教養特講」を設置する。

また、ディプロマ・ポリシーに示した7つの力を育成するため、以下の教育を展開する。

1) 「突破力」育成への教育

すべての講義、演習において、解決可能であるものの努力を要する課題に取り組むことができるカリキュラム設定を行います。また1年次より設置されている演習科目においては、より高いハードルを越えられるような問題解決の方法論を獲得させるための指導を一貫して行う。さらに、組織としてひとつの課題に取り組み、その成果の共有や達成感を獲得できるよう、全ての専門演習受講者が1年間の研究内容を発表する「ゼミ発表大会」を開催している。

2) 「自制(自己管理)力」育成への教育

大学生活において、計画的な単位取得など、充実した学生生活を営むために必要となる自己管理能力を支援・強化するため、1年次より設置されている演習から、面談を重視した個別指導を一貫して行う。「ブレ専門ゼミ」・「専門演習Ⅰ」の履修選択時には、自己分析と進路志望を踏まえたエントリーシートの記入を要請し、長期的展望に基づいた継続的な学修計画立案を促す機会を提供する。各講義においても、予習・復習に関し、シラバスにおいて具体的な指示を行うなど、学生の自主的な学習計画の策定、実現を支援する体制を整える。

3) 「思考力」育成への教育

すべての講義、演習において、単に知識の習得のみを成績評価基準とすることなく、知識の応用を必要とする思考力を問うことを主眼とした教育、成績評価を行う。また1年次設置の「基礎演習」においては、レポート作成方法やプレゼンテーション基礎などを通じてアカデミックな思考力を育成するとともに、総合教育科目においては総合的・汎用的な思考力育成を主眼とした教育を実現する。

4) 「忍耐(回復)力」育成への教育

すべての講義、演習において、自らの失敗から学ぶという忍耐力育成のための講義計画の策定を行う。特に、演習授業などにおいて、地域社会や企業と連携したプロジェクト学習を通じ、課題への取り組みにおいて、持続的な問題解決の努力を必要とする学習機会を提供する。さらに、その学習課題の解決が不十分であった場合、その要因を分析し、それを教訓として、さらなる自己成長を促すことができるような学習機会を創出する。

5) 「創造力」育成への教育

すべての講義、演習において、単なる既存知識の踏襲では解決ができないような挑戦的な課題を提示し、これに対する創造的な解決策の検討を重視したプログラムの導入を図る。広告やイベント・プロモーション、新規事業創造、地域活性など、クリエイティブな発想を要請する科目を多数設置し、自らの創意工夫で企画提案をする機会を提供する。

6)「協働力」育成への教育

すべての講義、演習において、学生相互の共同学習の機会を提供するような講義計画を策定する。特に、演習においては、学生が協働することを通じて実現可能な課題の提示を行い、他者とのコミュニケーション能力の育成を目指す。専門演習においては、ゼミ発表大会における研究過程や発表準備、及び発表において、協働する力の育成を行う。外国語教育においては、他者・多文化との協働を意識した高度なコミュニケーション能力を育成するカリキュラムを展開する。

7)「主張(説得)力」育成への教育

すべての講義、演習において、知識の単なる習得のみを評価対象とするのではなく、知識を踏まえ、自らの意見を論理的、体系的に主張、説明できる能力の育成を実現する講義計画を策定する。特に演習においては、議論やプレゼンテーションを重視した学生の主体的な学習成果の公表を基軸とする授業運営を行う。「専門演習」では、ゼミ発表大会における発表準備及び発表で、主張・説得力育成を行います。

【経営学科】

最先端の経営学・ビジネス現場での実践、および心理学・法学・情報学などの関連分野の研究成果を教育に反映させ、実社会に通用する知識と能力を獲得する。個人の進路や関心にあわせ、マーケティングコース、環境経営コース、会計財務コースの3コースによる体系的な教育を実施する。また、税理士などの資格取得を支援するため、特別講座を実施する。

【イベントプロデュース学科】

産業、文化、スポーツなど、各分野のイベント現場における体験型学習を通して、イベントの企画や運営に関する知識や技法を体系的に学習するとともに、イベントを通じた社会意識形成の意義、観光や企業イベントの経済効果などについて、実践的・体験的に学習するカリキュラムを編成する。産業、文化、およびスポーツ・エンタテインメントや観光・コンベンションにおけるイベント学習に関して、少人数教育による対話型の講義や演習を実施する。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシー1)は、カリキュラム・ポリシーにおいて、「経営学に関する体系的な知識の提供にとどまらず、学生がその知識を活用し応用することで、企業、組織ひいては社会において、課題を解決し、新しい価値を創出することができる人材育成を目指す」とある。また、「知識の活用、応用を実践することができる総合的な人材育成教育の実現を目指す」とあり、合致している。ディプロマ・ポリシー2)は、カリキュラム・ポリシーに示す「1.『突破力』育成の教育」に、ディプロマ・ポリシー3)は、「2.『自制(自己管理)力』育成への教育」に合致している。また、ディプロマ・ポリシー4)は、「3.『思考力育成への教育』に、ディプロマ・ポリシー5)は、「4.『忍耐(回復力)』育成への教育」に、ディプロマ・ポリシー6)は、「5.『創造力』育成への教育」に合致しており、ディプロマ・ポリシー7)は、「6.『協働力』育成への教育」に、ディプロマ・ポリシー8)は、「7.『主張(説得)力』育成への教育」に合致している。

本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーが設定する本学学生が習得すべき能力に合致しており、両者には一貫性がある。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに基づいて、本学では以下のような教育課程を編成している。

1)初年次教育

入学決定者に対して「入学前講座」を受講させている。入学前講座では、大学で主体的に学ぶ姿勢や大学での学習に対する取り組み方、履修方法や単位修得方法を示し、卒業までのロードマップを提供するとともに、高校までの学習内容を復習し、大学の授業に備える「実務IQドリル」を入学決定者に実施している。

1年次の「基礎演習Ⅰ」では、大学に慣れ、学生同士の関係を形成するためのアイスブレイクやアカデミック・スキルズ獲得に直結するプログラムを実施している。「基礎演習Ⅱ」では、2年次以降の専門性や将来の進路を意識させるキャリア・デザインを軸としたプログラムを実践している。

2)総合教育科目

豊かな教養を育み、様々な視点を獲得するという趣旨から、本学では「総合教育科目」を設定している。総合教育科目は、人文・社会・自然科学に関する基礎教養を育成する教養科目のほか、コンピュータ科目、スポーツ科目、キャリア科目を配置している。

また、学生の自立心養成、キャリア形成を支援するために「認定科目」を設け、技能審査の対象資格・検定表に記載された資格取得、担当教員の承認を得た通算5日40時間以上のボランティア活動の実施者に対しては、最大6単位までの単位認定を行っている（「自己開発Ⅰ～Ⅵ」）。令和7（2025）年度では、31名の学生が資格・検定試験に合格して単位が認定されている。

3)外国語教育

英語科目においては、学生の習熟度に応じたきめ細かい編成を行っている。2年次に履修する「基礎英語Ⅰ・Ⅱ」では、1年次にレベルテストを実施し、学生の学力レベルに応じたクラス編成を行っている。「英会話Ⅰ・Ⅱ」においては再履修者・留学生を対象とした授業枠を設置するなど、高校までの習熟度を考慮した編成としている。また、TOEIC対策、英会話など、学生の興味・関心に応じた科目や、ディプロマ・ポリシーに則った「ビジネス英語Ⅰ・Ⅱ」を設置している。さらに英語のほか、フランス語、中国語、韓国語を設置している。

留学生に対しては、基礎科目として「日本語Ⅰ」を、発展科目として「日本語Ⅱ」を、選択科目として「日本語Ⅲ・Ⅳ」を履修させている。日本語Ⅰでは、大学でのレポート作成や、論文作成、プレゼンテーション等に必要とされるアカデミック日本語のスキル獲得を目的としている。日本語Ⅱでは、ビジネスに必要な日本語スキルを身につけることを目的とし、日本語Ⅲ・Ⅳでは、日本語Ⅱの応用としてビジネスシーンで必要とされるより高いレベルの日本語スキルの獲得を目指している。

4)カリキュラムマップによる体系的な科目履修方法の提供

経営学科では、進路先を意識した「経営」、「経済・法」、「会計」、「経営心理」、「マーケティング」の5つの履修モデルを「コース化」し、体系的な学びと目指す将来像がマッチできるようなカリキュラムマップ(コース別履修モデル)を提示している(表3-2-1/「経営コース」の例)。

これらのコースについては、入学広報ツールにおいて受験生に対して概要を提示するとともに、在校生に対しては「学生要覧」で周知している。また、基礎演習Ⅰ・Ⅱの講義内においては1年次の「プレ専門演習」、2年次の「専門演習Ⅰ」の選択時においてカリキュラムマップをベースに担当教員の専門性を意識するよう指導している。

表 3-2-1 カリキュラムマップ(コース別履修モデル)提示例(経営コースの例)



令和7年度からは、既存の5つのコースに加えて、「データサイエンス」、「環境経営」の2つを加えて7つのコースとする。

5) 少人数のゼミ形式教育の展開

学生の興味に応じた少人数かつ教員と学生との対話を通じた学修スタイルである双方向の演習（ゼミ）を本学の教育の中核に据えている。そのため原則4年間、各種演習に所属できるカリキュラムを編成している。

具体的には、初年次における「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」、2年次は「プレ専門演習」、3・4年次は「専門演習Ⅰ・Ⅱ」を履修することを「学生要覧」に示し、推奨している(表3-2-2)。

「プレ専門演習」「専門演習Ⅰ」の履修希望者には、指導教員に対し成績表とともにエントリーシートの提出を義務付けている。これにより、ゼミ選択が自身の専門性や将来の進路を意識させるきっかけとなっている。

1年次・3年次に受検するPROGテストの結果を専門演習担当者とも共有し、学生の成長度合いやソーシャルスキルに関する課題などを認識したうえで個別指導に当たるよう促している。

表 3-2-2 4年間のゼミ履修プログラム

1年次		2年次		3年次		4年次	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
基礎演習Ⅰ	基礎演習Ⅱ	プレ専門演習		専門演習Ⅰ		専門演習Ⅱ	
実践特講（経営/イベント）							

6

6) 「実践特講」の開講

より多様な演習科目として、プロフェッショナル・セミナーⅢ～Ⅵ、Ⅷを再編し、令和6年度より経営学科では「経営実践特講」、イベントプロデュース学科では「イベント実践特講」として、先端性、学際性、国際性を加味した新しいタイプの講義を開講している。

現役の社会人や専門家、プロフェッショナル業務経験者たちがそれらの主たる講師陣として講義を行っている。

経営実践特講では、プロフェッショナル・セミナーからの継続として「戦略経営論」と「キャリアインタビュー」を開講している。一方で、資料作成やデータ分析など実務に直結するスキルを身につけられ、企業が求める必須スキルとして活用ニーズが高まっている「Microsoft office Specialist (MOS)」の合格を目指した講義を開講している。

イベント実践特講では、多様な業界や職種におけるイベントの実例を通じて、業界固有のニーズに合わせたイベントの方法や実践的な知見について理解を深めるとともに、企業の社会的責任（CSR）として取り組む社会貢献活動について理解を深め、新たなCSR活動を提案できるようにしたりするなど、時代のニーズに即した臨場感溢れるテーマによる講義が展開されている。その他、プロフェッショナル・セミナーからの継続した内容として「株式会社レイ寄付講座」、「社会構想大学院大学連携講座」が開講されている。

なお、本講義は基本的に少人数制としており、特殊テーマによる専門演習という性格を併せ持つ。そのため、5)で示した4年間のゼミ履修と並行して受講することで、独自の専門性を磨くことにつながる(表3-2-2)。

7)専門教育における学修成果の発表

本学では、専門演習の研究内容・学修成果を発表する場として「ゼミ発表大会」を11月に開催している。大学を挙げての一大行事として実施されてきており伝統がある。

令和7(2025)年度は対面形式で開催し、経営学科とイベントプロデュース学科の学科ごとの開催形式で行われた。

本大会は、成果発表とその評価の場であると同時に、学部3、4年生にとっては他のゼミでの研究内容への理解や評価・刺激材料の獲得、1年生にとっては2年次からの

「プレ専門演習」選択への、2年生にとっては3年次からの「専門演習」選択への情報収集などにも直結しており多面的な教育効果を上げている。

令和7(2025)年度には、経営学科では16のゼミが、イベントプロデュース学科では8つのゼミが発表を行った。(表3-3-3-①・②)

表3-3-3-① ゼミ発表大会プログラム(令和7(2025)年度 経営学科)

ゼミ発表大会2025 プログラム 経営学科 2025年11月27日(木)

会場：メディアホール

12時30分 受付開始
13時大会スタート
13:00~13:20 ゼミ発表-01 小川ゼミ(経営) 20分
カスタマー・エクスペリエンス(CX)戦略の仕組みと企業の取組について
インターバル10分
13:30~13:50 ゼミ発表-02 藤森(経営) 20分
「新宿サステナブルフェス」の活動報告
インターバル10分
14:00~14:20 ゼミ発表-03 隅田(法律) 20分
エンタメv.ブランド~商標戦争~
移動休憩 20分
14:40~15:00 ゼミ発表-04 廣瀬(マーケティング) 20分
カプセルトイレを導入する消費者心理
インターバル10分
15:10~15:30 ゼミ発表-05 花尾(マーケティング) 20分
推し活は日本を救う!かもしれない
インターバル10分
15:40~16:00 ゼミ発表-06 深澤(マーケティング) 20分
味とストーリーで攻める!日本発マーケティング戦略
一食チェーンとマンガに見るグローバル展開のヒント
16時大会終了

会場：五号館 521教室

12時30分 受付開始
13時大会スタート
13:00~13:20 ゼミ発表-01 高田(経営) 20分
障がい者雇用と、オリエンタルランドの戦略
インターバル10分
13:30~13:50 ゼミ発表-02 鬼木(情報 経営) 20分
未来を創るのは人か?それともAIか?~AI審判の限界と可能性を突き詰める~
インターバル10分
14:00~14:20 ゼミ発表-03 長岐(法律) 20分
父子関係を決めるのは法律?それとも血縁?
移動休憩 20分
14:40~15:00 ゼミ発表-04 麗波(経営) 20分
循環型農業と地域創生プロジェクト
インターバル10分
15:10~15:30 ゼミ発表-05 光澤(会計) 20分
日本の車を知ろう~自動車会社三社比較~
インターバル10分
15:40~16:00 ゼミ発表-06 土井(会計) 20分
オーケーが伸び続ける財源 ~財務データを手掛かりとして~
16時大会終了

会場：五号館 531教室

12時30分 受付開始
13時大会スタート
13:00~13:20 ゼミ発表-01 佐藤(憲) (心理) 20分
SNSは、人はなぜ借金する?
インターバル10分
13:30~13:50 ゼミ発表-02 伊波(心理) 20分
SNS恋愛白書:大学生の恋愛からわかること
インターバル10分
空き
移動休憩 20分
14:40~15:00 ゼミ発表-04 清水(良) (経済学) 20分
過剰な金融教育からの脱却:生成AIアニメーションで若者の興味を惹きつける学習アプローチ
インターバル10分
15:10~15:30 ゼミ発表-05 松田(経済学) 20分
株式投資による社会課題の解決:フェイクニュース問題/空き家問題
インターバル10分
空き
16時大会終了

表 3-3-3-② ゼミ発表大会プログラム（令和 7（2025）年度イベントプロデュース学科）

ゼミ発表大会2025 プログラム イベントプロデュース学科

会場：二上講堂

各 発表15分 ゼミ紹介2分 質疑3分

12時00分受付開始		
12時45分大会スタート		
12:45～13:55 ゼミについての話 10分		
13:00～13:20 ゼミ発表-01	01ゼミ 20分	佐藤潤ゼミ
「アリーナ施設と地域の関係」		
インターバル10分		
13:30～13:50 ゼミ発表-02	02ゼミ 20分	上條ゼミ
「地域と未来をつなぐ上條ゼミ」		
インターバル10分		
14:00～14:20 ゼミ発表-03	03ゼミ 20分	笠原ゼミ
「空間エンターテインメント研究 ～TDL,USJ課題・解決企画案 & 富士見パノラマリゾート活動報告～」		
インターバル20分		
14:40～15:00 ゼミ発表-04	04ゼミ 20分	大山ゼミ
「東京湾サンセットフェスティバル企画案」		
インターバル10分		
15:10～15:30 ゼミ発表-05	05ゼミ 20分	志塚ゼミ
「大学生によるイベントプロモーション動画制作の実践研究 —アイドルイベント「GIGA・GIGA SONIC」との連携プロジェクト—」		
インターバル10分		
15:40～16:00 ゼミ発表-06	06ゼミ 20分	セーンジャーゼミ
「エンターテインメントイベント【Exposition TEN】」		
インターバル10分		
16:10～16:30 ゼミ発表-03	07ゼミ 20分	佐藤（友）ゼミ
「北海道で祭り運営してみた」		
インターバル10分		
16:40～17:00 ゼミ発表-04	08ゼミ 20分	北原ゼミ
「架空妄想企画」		
レポートなどについて連絡など		
17時30分大会終了		
撤収作業18時30分まで		

20251101

8)充実したキャリア教育の提供

1年次に「基礎演習Ⅱ」、3年次に「プロフェッショナル・セミナーⅦ」「就職特講」を受講することにより、進路決定にあたって不可欠な自己分析や自己PR、業界・企業理解、社会人マナーの習得などを徐々に進めていく展開を図っている。

また、実務的知識を深め、キャリアプランを考えるきっかけを提供するため、企業等での実習体験を「インターンシップ」として単位認定している。基本的には5日間（30時間）の就業体験にて1単位が付与され、最大4単位まで認定している。

9)企業連携などによる「生きた」経営学教育

現役の社会人・専門家らを講師に、実践的な講義を数多く開講している(プロフェッショナル・セミナーⅢ～Ⅵ、Ⅷ、経営実践特講、イベント実践特講など)が、特定企業との組織的連携授業によって、学生たちにさらなる現場感覚を実感できる機会を与えている。令和 7(2025)年度は以下のような講義が実施された。

i)「新事業創造論」「ベンチャービジネス論」

株式会社ジャスビコと教育連携協定を締結し、アイスクリーム販売及び製造施設を学内に設置するとともに、事業の立ち上げ、リスクマネジメント、事業計画書の作成、営業企画などの実践的な講義を、同社代表(片山源治郎氏)による指導の下で展開された。

ii)「プロフェッショナル・セミナーⅧ(「株式会社レイ 寄付講座」)」「イベント実践特講Ⅰ「株式会社レイ 寄付講座」

イベント映像分野の最大手である株式会社レイの寄付講座として、イベントにおける映像の重要性を理解するとともに、ワークショップを通じて実際に映像コンテンツや映像づくりなどにも携わる講座を開講した。

iii)「中小企業論Ⅱ」「就職特講」

東京中小企業同友会に所属する経営者によるレクチャー、学生との対話を通して進路選択や将来の働き方などを検討する機会を提供した。

10)心理系科目(組織行動、社会心理学など)を取り入れた経営学教育

履修モデルのひとつに「経営心理コース」を設けており、総合教育科目において「心理学Ⅰ・Ⅱ」、専門科目において「産業・組織心理学Ⅰ・Ⅱ」、「社会心理学Ⅰ・Ⅱ」、「認知心理学」、「キャリア発達心理学」、「メンタルヘルス・マネジメント」、「経営心理学研究法」、「人的資源管理論Ⅰ・Ⅱ」、「消費者行動論Ⅰ・Ⅱ」などの心理系科目を設置している。

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-③の 2)において「総合教育科目」の概要を示したが、加えて、本学の教養教育の特徴を記しておきたい。

本学では「文化教養特講Ⅰ・Ⅱ」という科目を設置している。文化教養特講では、多文化共生の観点から異なった文化・社会・価値観などを持つ人々への理解を通して、様々な地域や国の文化や風習をもつ地域におけるビジネス展開について学ぶことを目的とした科目である。また、文化芸術分野の専門家による教養教育という観点から、囲碁、将棋、伝統楽器演奏、文学といった領域の専門家を講師として招聘し、その思考法や職業観を直接伝える講義を開講している。これらは文化教養の幅を広げると同時に、ソーシャルスキル育成にも直結するような講義内容が志向されている。

このように本学の教養教育には、経営学を基礎とし、人間教育・将来の職業生活へとつながる実践的教育といった性格を持たせている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

基本的に、学生個人の特性や興味・関心に応じたきめ細かい指導を行うこと、および社会人として自己管理ができるとともに、他者に適切な働きかけができることを目指す教育手法として「少人数・演習形式」を重視してきており、「経営実践特講」や「イベント実践特講」においても同方式を採用している。

「基礎演習」については統一カリキュラムを設定し、教員間の教え方のばらつきを是正している。担当者による連絡会議を開催し、受講者の声や教材利用法についての情報共有などを通じて、教授法の向上を図るようにしている。

また、学生の主体的な学修姿勢を醸成するため、アクティブ・ラーニング方式で講義を行うことを奨励している。イベントプロデュース学科の「基礎演習Ⅰ」においては「タクナル」(リ

アセック社によるアクティブ・ラーニングメソッド)を導入し、グループワークにおける能動性やリーダーシップを引き出すことに努めている。

イベントプロデュース学科所属の教員や英語担当教員は、定期的な情報交換会（SD）を実施しており、他の教員の教授方法を学ぶ機会をもっている。また、授業アンケートや授業評価報告書の結果を踏まえた SD 研修（4・2・②参照）を随時開催し、成功事例の共有を図っている。

(3)3-2 の改善・向上方策（将来計画）

1)いわゆる「非ゼミ」学生を生まない取り組み

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成の中で、本学では「5）少人数のゼミ形式教育の展開」で示したように学生の興味に応じた少人数かつ教員と学生との対話を通じた学修スタイルである双方向の演習（ゼミ）を本学の教育の中核に据えている。

しかしながら、近年、「専門演習」を履修しない学生、いわゆる「非ゼミ」学生が一定数存在する。イベントプロデュース学科ではほぼ全員がゼミに所属している一方で、経営学科では令和 5（2023）年度において「専門演習Ⅰ」を履修しない学生は 18 名、令和 6（2024）年度は 13 名、令和 7（2025）年度は 8 名、令和 8 年度は 4 名いる。「専門演習Ⅱ」においては、令和 5（2023）年度での未履修者が 19 名であるのに対し、令和 6（2024）年度では 41 名と 2 倍ほどに増えて、令和 7（2025）年度は 54 名、令和 8 年度は 4 名いる。特に専門演習Ⅱの非履修者が増えた要因としては、専門演習Ⅰにおいて出席状況等が悪かったために専門演習Ⅰから継続して専門演習Ⅱが履修できなかったことが挙げられる。そのような学生は、専門演習Ⅰの履修に際し、第一希望のゼミに所属することができず第二希望や第三希望のゼミに所属せざるを得なくなった学生が多く、第一希望以外のゼミに対する興味・関心が元々浅いことによるところが大きい。

専門演習Ⅰの履修にあたっては、学生は希望するゼミ担当教員と面談等を行い、選考が行われるが、これまでの履修状況（成績や出席状況）等が選考の 1 つの判断材料となる。履修状況が良くない学生は、この選考において不合格と判断される可能性が高い。それによって、第二希望や第三希望としてあまり興味関心のないテーマのゼミに所属せざるを得ない状況が生まれてしまう。

本学では、学生の興味に応じた双方向の演習（ゼミ）を本学の教育の中核に据えていることから、一人の教員に対する受け入れ可能な学生数という問題はあるが、多くの学生が希望するゼミを履修できるようにする必要がある。選考においては、これまでの履修状況よりもむしろ、これからの学習に対する姿勢や意欲、研究に対する展望等をより重視した選考への転換を図り、一人でも多くの学生が希望するゼミを履修し、学問を深めていくことができるよう改善していくことを検討していく。その一方で、学生に対してはゼミ発表大会や年度当初に実施されるオリエンテーション、履修相談等において、ゼミを履修することの重要性やメリットを説き、ゼミを履修するよう働きかけて「非ゼミ学生」を生まないよう努めていく。

2)実践特講科目の内容の充実化

令和 5(2023)年度のカリキュラム改訂により、「プロフェッショナル・セミナーⅢ～Ⅵ、Ⅷ」を再編し、経営学科には「経営実践特講」を、イベントプロデュース学科には「イベント実践特講」を配置した。

新カリキュラムにおいて、経営実践特講、イベント実践特講はそれぞれ「Ⅰ～Ⅵ」までを配置しているが、令和 6 年度においての経営実践特講では「Ⅰ～Ⅳ」まで、イベント実践特講においては「Ⅰ～Ⅲ」までの科目の開講に留まって充足していなかった。しかしながら令和 7（2025）年度においては、経営実践特講では「Ⅰ～Ⅴ」まで、イベント実践特講においては「Ⅰ～Ⅵ」までの 6 科目を開講している。

今後はさらに、多様な演習科目として設置した「実践特講」の内容の充実を図っていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

評価ポイント

- ★学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、学修成果を点検・評価しているか。
- ★学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

教育目標の達成状況を自ら省みて評価するため、基礎演習、専門演習を除く全授業において「授業評価アンケート」を学生に対して毎学期末に実施している。その結果を踏まえて、全教員に「授業評価報告書」の提出を義務づけている。それによって授業の改善を行う。昨年度の授業評価報告書と比較した改善点を教員が記載し、自分の教育や教授法に対する自己評価の PDCA サイクルを意識させている。また、これらの結果を FD 研修によって教員にフィードバックするなど、教授法の改善に努めた。

入学時の「試験結果」「調査書記載内容」「実務 IQ ドリル」、在校生の「成績評価」「GPA」「学生満足度調査」「PROG(ジェネリックスキルテスト)」「単位取得状況」「資格取得実績」「退学/休学率」、卒業時の「就職率」「進路支援に対する満足度調査」を、学修成果のアセスメントデータとして活用している。PROG テストは 1 年次と 3 年次が全員受験し、ジェネリック・スキルの伸長・変化を確認している。令和 7 年度(2025)は、学生一人ひとりが年度初めに 1 年間の目標を立て、それが達成できたかどうかを年度末に確認する学習成果可視化システム「学修ポートフォリオ」を導入し、全学生に対する運営を開始した。

なお、大学院は少人数教育のため学生と教員とのコミュニケーションが密であり、授業アンケートは実施していない、ただし担当教員には、別途自己点検評価報告書の提出を義務づけている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

授業評価報告書は、学長および学務部長がすべての科目について精査し、成績評価の基準値を超えている場合など、確認の上、適宜教員への指導・助言をおこない、全学的な PDCA サイクルを確保している。

教育改善に関する全学的なフィードバックや議論の場としては、原則月 1 回開催される教授会や SD 研修などがあるが、このほか、毎年 4 月の授業開始前の段階で、授業に関する注意事項を学務部より全教員に配布し、必要に応じて個別に説明している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生の学修状況については、各学期の試験終了後、履修状況を確認している。ゼミに所属しておらず、修得単位数が著しく少ない学生には面談を実施しているところであるが、今後も継続して行っていく。

資格取得状況については、資格を取得した場合、自己開発科目として単位認定されることもあり、現状、不足している単位数の補填という側面が強く、これまでの学習の成果との関連性や将来的な就職との関連性が低い資格の取得が散見される。今後は、単なる単位取得のための資格取得ではなく、学修成果としての資格取得、就職や将来の仕事に生かすための取得資格を奨励して

いくよう努めていく。

授業アンケートについては、学生の学修能力や学修意識の変化に応じて授業満足度を高められるよう、必要に応じて質問項目を修正するなどして今後も継続して実施していく。

教員に対しては、授業評価アンケートの結果を提示し、それをもとにした授業評価報告書の提出を義務付け、各教員に自身の教授法、学修指導に対する自己評価及び授業改善の機会を提供している。学生からの評価が高い教員については、その教授法、学習指導法について SD 研修を通して全教員と情報の共有を図っており、今後も継続して適宜実施していく。

3-4. 学修支援

3-4-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-4-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

評価ポイント

- ★教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
- ★障がいのある学生への配慮を行っているか。
- ★オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。
- ★教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。
- ★中途退学者、休学者及び留年者への対応策を行っているか。

(1)3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2)3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学務課に届く学生からの意見や情報を適切に教員に伝えること、および教員からの連絡等を学生にフィードバックすることなど、教員と職員間で積極的に意見や情報の交換を行うことで、学修支援体制を構築している。さらに、教育支援委員会の委員を教員と学務課の職員で構成することによって、学修支援に向けた課題を議論でき、情報共有もできている。

3-4-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

イベントプロデュース学科の基礎演習において、学生指導の試みとして TA が採用されており効果を上げている。例えば、教員と共に授業運営に関わることにより、担当教員と学生との距離を近づけることに役立ち、直接教員に質問しにくい学生にとって TA がうまく機能していることから、今後も継続して実施していく。

(3)3-4 の改善・向上方策（将来計画）

教員と職員の協働による学生への学修支援を拡充し、効果的な運用をしていく。合的配慮の対応や障がい者差別解消法などの周知を行ない、障がいのある学生に対する配慮をさらに深めていく。

また、オフィスアワーの周知とその活用を促進していきたい。TA に関してはその効果が認められており、今後、さらに広くその活用の幅を広げていきたい。

退学や休学、留年を回避するため、学生個々の兆候を見極め、そのような状況となりそうな学生を速やかに把握する。2 年次以降の各学期終了時に、取得した単位数が少なく既定の年限で卒業が難しいと思われる学生については、所属しているゼミ担当教員と学務課職員が連携し、面談などを実施してケアに努めていくことで退学や留年等の回避を目指している。

特に退学については、前述の取り組みの他に、早期にその傾向を掴むために特段の理由もなく授業を連続して 3 回欠席している学生を洗い出して演習担当教員と情報を共有している。それらの学生

に対しては、学務課からアプローチし、授業を欠席している理由などを聞き取りして学生の状況を把握しつつ、授業への出席を促すように努めている。これらの施策を今後も継続していくため、教員と職員の協働により学生対応を行っていく。

[基準 3 の自己評価]

単位認定、卒業・修了認定については、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定されており、Web サイトにおいて周知されている。また、それに準じた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等は学則に規定されており、「学生要覧」で周知されている。単位認定基準はシラバスに評価方法・評価基準・評価の配分を示し、卒業認定は教授会の議を踏まえて行うなど、これらの基準は厳正に適用されている。

さらに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた 7 つのカリキュラム・ポリシーが策定され、Web サイトで周知されている。このカリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程は「実務 IQ 教育」の名のもとに体系的な編成がなされ、進路を意識し 5 つの履修モデルの提示、ジェネリック・スキル育成を意識した初年次教育、現役の社会人等を講師とした少人数講義の展開、専門演習の成果発表、企業連携による実践的な講義などが展開されている。教養教育においても多文化理解や文化領域のプロフェッショナルの職業観を伝える講義などが行われている。講義にあたっては、少人数校の特性を生かし、きめ細やかさや双方向性を重視しており、教員間の情報交換や FD 研修などを通じて、教授法を互いに高めあう環境ができています。

学修成果の点検・評価にあたっては、入学時・在学時・卒業時に収集する各種調査データや成績・単位取得状況、学期毎に実施する授業評価アンケートなどを踏まえて行っているが、加えて PROG テストの 1 年次と 3 年次における受験により、ジェネリック・スキルの伸長・変化を確認している。令和 7 (2025) 年度より全学的に学修成果の可視化ができる「学修ポートフォリオ」の導入を行い、学生自身はもとより演習担当教員も学生の学習成果の点検・評価がスムーズにできるよう取り組んだ。今後も、きめ細かい学生の学修支援体制の維持発展のため、現在のシステムの運用の徹底を図りたい。

以上、基準 3 の教育課程は基準を満たしている。

基準 4. 教職員・教職員組織

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

評価ポイント

- ★学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。
- ★副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
- ★教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
- ★教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。
- ★大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。
- ★使命・目的の達成のため、教学マネジメントを構築しているか。
- ★大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか。
- ★教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は理事会のメンバーとして本学の経営に責任を負うとともに、教学の最高責任者として、学則の定めるところに従って教学活動を統率して、教育・研究活動の円滑な実施及び改革改善にリーダーシップを発揮している。

学長は教育目標の達成や教学面での諸課題を解決するための諸施策を自ら発議し、その検討や検証を教授会、教授会の下に設置した各委員会に指示し、各部門において協議して得た意見を聞き、決定・実行している。

また、必要に応じてプロジェクトチームを組織し、特定の問題を検討させ、その成果を教授会において意見を聞き、決定・実行する。これらはトップダウン型の意思決定による業務執行である。

その一方で、各委員会や教授会によって提起された課題を議題として取り上げ、教育目標や教学面での課題解決との整合性を図りつつ議論させ、それを承認して実行させている。これはボトムアップ型の意思決定による業務執行である。

現行の体制のもとで、学長はトップダウン型及びボトムアップ型の意思決定ルートを活用し、意思決定の迅速さや的確さが実現されている。また、学長の教育・運営を統括する権限は大学のみならず、大学院を含む本学全体に及び、適切なリーダーシップが発揮されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長は理事会で決定された方針に従い、「東京富士大学 学則第 8 条」に則り、学務を統括し、職員のサービスを統督するとともに、教授会ならびに経営戦略会議の意見を聞き、大学運営に当たる権限を有し、その責任を負っている。

大学全体の運営に関する企画立案や戦略方針については、経営戦略会議運営規程に基づき、

「経営戦略会議」がこれを立案、策定している。

具体的には、学則その他重要な規程の制定又は改廃に関する事項、教育及び研究に係る事項、教育課程の編成に関する方針に係る事項などを所管する。

教授会は本学の教育研究に関する重要な事項について審議し、学長に意見を述べる機関として適切に機能している。教授会は学則第12条の定めにより、毎月1回の定例会と必要に応じて臨時の教授会を学長が招集し議長となって開催している。教授会の構成員は学長、教授、准教授及び専任講師(必要とされる場合はその他の職員)とし、「教授会運営規程」に基づいて運営されている。教授会運営規程では、教育研究に関する重要な事項で学長が必要と定めるものにおいては、教授会で意見を述べ、それをもとに意思決定がなされている。

大学院に関しては別に定める「東京富士大学大学院学則」に基づいて、「経営学研究科委員会」が教育研究に関する事項を審議し、その結果を教授会に報告している。経営学研究科委員会は、学長・学科長に意見を述べる機関として適切に機能している。

教学マネジメント上の諸課題に対応するため、教授会の下に「専門委員会」と「特別委員会」を設置している。

専門委員会として、「入試広報委員会」「教育支援委員会(経営学科・イベントプロデュース学科)」「キャリア支援委員会」「学生支援委員会」の4つの委員会を置き、原則として毎月1回定例委員会を開催している。各委員会は、関連担当部署の課長以上の職員と学長が委嘱する専任の教員で構成され、審議事項は各委員会の内規で定めている。

また特別委員会としては、令和 8(2026)年 5 月時点で、「IR 推進委員会」「衛生委員会」「自己点検評価委員会」「図書紀要委員会」「障がい学生支援委員会」「共同研究費審査委員会」などが設置されており、それぞれの目的達成に向けての諸問題を審議している。

なお、専門委員会、特別委員会とも審議内容及びその結果については教授会で報告されるとともに、議事録は学内で共有されている。

大学の使命・目的の遂行及び教学や教育研究体制については、教授会及び各委員会と大学院研究科委員会が対応する仕組みとなっている。また、「自己点検評価委員会」の活動も大きな役割を果たしている。

以上の通り、学長のリーダーシップの下に、本学の教育研究に関する重要な事項について審議機関として教授会が機能し、各委員会において主に教育、研究、学生支援に関する個別的事項につき遂行している。学長は、教授会、各委員会の意見を聞き運営に当たり、学務を統括し職員のサービスを統督している。なお、意思決定組織については、すべて規程が整備されており、権限と責任が明確であるため、その機能を果たしている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

平成 29(2017)年 4 月より組織体制を再編し、教学部門は、入試広報部、学務部、学生支援部、国際交流推進室、キャリア支援部、大学院事務室で構成している。事務部門は、法人部、総務部、システム管理部とし、その他部門は、IR 推進室、自己点検推進室、産学官・地域連携室、学生相談室を配置している。各部門の事務連絡組織として事務運営協議会を設置し、原則として月1回、開催している。

また、学内の情報化体制を強化するために、IR(Institutional Research)推進室を設置、本学の IR 活動の拠点とし、教育、研究、財務情報など、各種データを収集・分析して、意思決定や政策実行を支援している。なお、中期 5 ヵ年計画に従い、新学部創設に向けて新学部設置準備室が令和 4(2022)年 4 月に設置され、新学部創設に関連する情報収集を引き続き行っている。

令和 8(2026)年 5 月 1 日、運営組織図は以下（表 4-1-1）の通りである。

表 4-1-1 運営組織図



令和 8(2026)年 5 月 1 日時点の職員数は、専任教員 41 名、職員 34 名である。令和 8(2026)年度は、教員の新規採用は 4 名、退職者 4 名で、職員についてはシステム管理や入試広報業務の強化、定年退職者・任期満了者の補充等から、新規職員 6 名を採用し、総務部、システム管理部、入試広報部にそれぞれ配置した。職員は、学校法人東京富士大学事務組織及び事務分掌規程に基づき、相互に協力し、効率的な業務の運営をしている。

以上から、大学の目的を達成するために必要な職員を配置し、効率的な事務処理を図り、他部署との連携を実現する執行体制が確保されていると判断する。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、学長のリーダーシップが有効に発揮できるような組織的な取組みが出来上がっているが、近年、大学を取り巻く環境は大きく変化しているため、学長のトップダウン型の意思決定による業務内容を強化し、教授会、各委員会の改革を進めていく。

また、教学に関わる基本方針や教育研究体制などの重要案件についての立案・改善策については、令和 7（2025）年度に設置した学務運営会議で審議し、案件に応じて経営戦略会議、理事会で審議・承認を得て実行しており、その機能を強化していく。

令和 8 (2025) 年度に始まった中期 5 ヶ年計画 (2026~2030 年度) では、課題解決型学習 (PBL) の重視や学生一人一人の学修成果の可視化を DB 化するなど、本学の教育の質保証を高めていく目標に掲げており、そのためには学務部・システム管理部・学生支援部など連携し、ゼミ

ミ活動や実習などのバックアップ体制強化を進めていく。

また、学生満足度を高めるためのサービス業務の一層の向上や事務部門の強化に向けて、若手職員の確保と育成、非専任職員などの活用、SD研修の活性化などを図り、教学マネジメントの充実を図っていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② SD(Staff Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

評価ポイント

- ★大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。
- ★教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。
- ★FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。

(1)4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2)4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教員数及びその構成と配置は、教育目標に沿った教育課程に基づいて適切に行われ、また、その採用及び昇任は諸規程及び内規に基づいて適切に行われている。本学の専任教員の人数及び職位などについては下記の通りである。（表4-2-1）（表4-2-2）

本学教員の採用及び昇任に関する内規について、より厳密かつ公平、公正な審査基準を明示するため「東京富士大学 教員資格審査に関する規程」に基づく対応を行っている。また、実務家教員の資格審査基準を明確化するため、同規程16条を追加し、令和元(2019)年4月1日から施行している。

令和8(2026)年度の新規採用教員4名の資格審査を上記の規程に基づいて実施した。
また、教員の昇格審査対象者1名の資格審査を同規程に基づいて実施した。

表4-2-1 学科別専任教員数 令和8(2026)年5月1日現在

分野	教授	准教授	講師	助教	合計
経営学科	15 (4)	9 (1)	3 (0)	1	28 (5)
イベントプロデュース学科	6 (2)	5 (1)	2 (2)	0	13 (5)
合計	21 (6)	14 (2)	5 (2)	1	41 (10)

(注) () 内は女性

表4-2-2 専任教員の年齢区分 令和8(2026)年5月1日現在

区分	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳～	合計
教員数	2	12	13	11	3	41

4-2-② SD(Staff Development)をはじめとする教員内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容や方法等の改善は、平成29(2017)年度から実施しているカリキュラムに基づき、基礎演習Ⅰの教育内容の充実及び、基礎演習Ⅱにおける1年次からのキャリア教育の実施、2年次における高度なアカデミック・スキルズ習得を目的としたプレ専門演習の運営、経済界との連携

による実務教育の取り組みなど、「実務 IQ を育てる」というポリシーの下で実学重視の教育内容の実施に向けて着実に改善を図っている。

SD は、教育職員の学修指導の改善、強化を促すと共に、教育の質の向上に向け、新しい教育内容・手法についての研修・教育・情報共有・意見交換等を行うことを主な目的とする。そのため、テーマによっては各部門が企画立案を行う。

令和 7 年度(2025)年度の SD 研修（教員対象）は、4 回開催された。（表 4-2-3）

表 4-2-3 SD 研修実施一覧表(令和 7(2025)年度)

開催月日		テーマ	参加者数
1-①	11/25 (火) SD	「学生相談室活動報告:アンケート調査に見る傾向および奨学金をめぐる事例報告」 (学生相談室)	専任教員 39 名 (対面 31 名、zoom8 名) なお、上記で課題提出 教員 7 名
1-②	11/25 (火) SD	日本学生支援機構 Jasso 奨学金 令和 7 年度開始「多子世帯」支援について (学生支援部)	
2	1/27 (火) SD	アカデミック・ハラスメントの理解・予防・対応 ～コミュニケーションを考えて防止する～ 愛知学院大学心理学部 葛 文綺(総務部)	専任教員 38 名 (内 zoom13 名)
3	2/24 (火) SD	PROG 活用の基礎力測定テスト PROG 全体傾向報告書(2025) (学務部、(株)リアセック)	専任教員 36 名 (対面 33 名 zoom6 名)

第 1—①回は、学生相談室から令和 6（2024）年度における本学での学生の相談室の活動状況と相談内容の傾向、それに加え相談業務・アンケート調査結果から考える退学予防について説明があった。学生利用率は約 5.7%、利用学生の平均相談回数約 5.1 回で、全国平均と比べると利用率・平均相談回数ともやや高い結果であった。学生生活および学修上の困りごと、本学を選んだ理由、学生相談室の相談希望など、学生相談室を通じての悩みなどの説明があり、奨学金を巡る受給が出来たケースでは、本学の対応により奨学金問題の解説があった。次年度の学生生活や奨学金受給支援など、参考になった。

第 1—②回は、日本学生支援機構 Jasso の奨学金制度と令和 7 年度から開始となる「多子世帯」支援についての説明があった。本学の奨学生は、2025 年度述べ 405 人が利用、うち給付型 151 人、貸与型 254 人で、今回改正の多子世帯支援は給付型に適用される。ゼミ担当教員は、ゼミ学生から奨学金制度利用について相談があれば、積極的支援が要請された。奨学金制度利用の学生は、奨学金を継続するための適格認定のためには、学業・人物要件・家計（収入・資産）の 3 つの基準で判断されるので、この点を学生支援で注意することの示唆があった。

第 2 回は、双方向での質疑応答など、新システムでの有効活用を図ることが必要であるとの解説があった。アカデミック・ハラスメントの基礎知識から学生とのコミュニケーションの工夫、ハラスメントの予防の 3 点から解説があった。教育現場でのハラスメント防止対策など具体的な内容が盛り込まれており、教育にとって有意義な内容であった。質疑応答では、より具体的な事案についてアカデミック・ハラスメントに該当するか、その防止対策など活発な意見交換がなされた。

第 3 回は、学修成果の可視化のツールである PROG について、本年度の測定結果の報告があった。本学の 1 年生から 3 年生への成長分析では、統率力・感情制御力・自信創出力・課題発見力は 1 年生よりスコアが上回った。一方、親和力・協働力・行動持続力・計画立案力・実践力は低い傾向にあることが分析で判明。

また、PROG の様々な活用事例も紹介があった。

今回の測定結果分析を参考に、教員の中でもゼミ担当教員は、PROG の分析を通じてゼミ学生の成長や課題をしっかりと把握して学修やキャリア支援につなげていくこと期待できる。

なお、これら以外にもイベントプロデュース学科教員によるゼミ運営会議、キャリア支援部と就職特講担当教員による授業改善検討会、基礎演習教員間での意見交換などが自主的に行われており、それらについて自己点検推進室に届出がなされている。

(3)4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の配置、職能開発については、「教員資格審査に関する規程」を厳正に運用し、当該規程に基づき適切な教員採用・昇任、そして配置に関する教員構成を継続的に実施する。

SD 研修は、教育職員の教育手法の改善や学生支援を目指すものとしてさらなる充実を図る。また、一昨年度導入した CappusPlan portal と WebClass システムは、学生の授業の出欠状況だけでなく、教材の配布や授業などへの質問と回答など、教員と学生双方での情報共有できるツールであるので、さらに有効活用を図っていく。

全教員を対象とする SD 研修は、講演会形式による開催だけでなく、外部機関を活用したオンライン研修会への参加や、特定の科目群の教員による研究会への参加など、柔軟かつ効果的な運営を行うこととする。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

評価ポイント

★職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。

(1)4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2)4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 28(2016)年 3 月 18 日の中央教育審議会における大学設置基準等の改正（諮問）により「大学は、当該大学の教育研究活動との適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 25 条の 3 に規定するものを除く）の機会を設けること等により、職能開発に努めなければならない」とされた。これを背景に大学設置基準等の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 18 号）が改正され、平成 29(2017)年 4 月 1 日より SD 研修が義務化された。

本学では、平成 25(2013)年度から、一般職員の能力向上、専門知識の獲得を目的に毎年度、SD 研修会を開催している。

令和 7（2025）年度の SD 研修は、表 4-2-4 の研修を実施した。

第 1 回は、危機管理の観点で防災避難訓練を学生も含めて合同実施した。

第 2 回①は、学生相談室活動報告（学生部・学生相談室）は相談室に来る案件から学生の悩みや行動傾向を解析して今後の対策の切り口について考察した。それに加え奨学金の受給のケースの説明があった。

第 2 回②は、日本学生支援の奨学金制度、そのうち改正の「多子世帯」支援についての解説があった。

第 3 回は、大学内におけるアカデミック・ハラスメントの基礎からケースなどについて、外部講師によるセミナーを実施した。

第4回は、本年度の PROG の測定結果の報告があった。本学の1年生から3年生への成長分析結果や3年生の成長項目などについての解説があった。

表 4-2-4 SD（教職員対象）研修実施一覧表（令和7（2025）年度）

回数	月日	テーマ（担当部門）	参加者数
1	10/20（月）	防災避難訓練 （東京富士大学危機管理委員会）	教職員・学生 50 名
2-①	11/25（火） SD	「学生相談室活動報告：アンケート調査に見る傾向および奨学金をめぐる事例報告」 （学生相談室）	職員35名 （対面 25 名、zoom10 名） 課題提出は 4 名
2-②	11/25（火） SD	日本学生支援機構 Jasso 奨学金 令和7年度開始「多子世帯」支援について （学生支援部）	
3	1/27（火） SD	アカデミック・ハラスメントの理解・予防・対応 ～コミュニケーションを考えて防止する～愛知 学院大学心理学部 葛 文綺（総務部）	職員 31 名 （内 zoom7 名）
4	2/24（火） SD	PROG 活用の基礎力測定テスト PROG 全体傾向報告書(2025) （学務部、㈱リアセック）	職員 23 名（対面 12 名 zoom11 名）

SD 研修は、各部門のニーズに合わせてテーマ設定がなされる。これ以外の組織的な研修としては、現場に必要な知識や技能を OJT で習得させると共に、Off-JT として文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、日本高等教育評価機構、私学経営研究会、私学研修福祉会等の主催する外部研修会への積極的な参加を推奨している。

外部研修会参加の効果を上げるため、参加目的の明確化、参加報告書の作成を徹底させ、獲得した知識・知見の情報共有及び実務への応用を図っている。

また、令和4(2022)年度より SD 研修の出欠管理を強化し、欠席者へのフォロー、レポートの提出等を義務づけている。

このように職員の能力開発の機会は、中途採用に応じた内部研修の開催、日常業務の中での OJT の実施、積極的かつ効果的な外部研修会への参加支援体制により、適切な取り組みがなされていると判断する。

(3)4-3 の改善・向上方策（将来計画）

少子化が続く厳しい時代を迎え、激変しつつある大学教育現場での教育の質を高め、学生一人ひとりへのサービスを向上させるためには、職員各自の課題解決能力の開発や、私学職員としての資質向上、組織力を強化することである。そのために今後とも引き続き、職員の資質や能力向上を図るべき、事務組織編成や職員配置の見直しや、SD 研修の充実、OJT の強化、計画的な各種外部研修会への参加等を促進していく。SD 研修を計画的に実施していくため、令和8(2026)年度も各部門及び専門委員会で検討し、年間の SD 研修の計画を立案、それを自己点検推進室がとりまとめ、教授会、事務連絡協議会で計画表を配布し周知を図り、教職員による共有を図っている。（資料 4-3-1）

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

評価ポイント

- ★快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。
- ★研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。
- ★研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの※人的支援を行っているか。
- ★研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学における研究は、個々の研究者で実施されることが主体であるが、本学専任教員の共同研究を促進するべく「共同研究費規程」を定めている。

また、学会活動に積極的に取り組めるように、「学会出張旅費規程」「国際学会出張旅費規程」に基づき、国内の及び国際学会の交通費・宿泊費等への支援を行っている。研究活動については、教員全員に対し、毎年度の研究業績を学長に報告させるとともに、研究業績として本学 Web サイトに一括掲載し、広く学内外へ公表をしている。

科学研究費補助金をはじめとする外部研究資金の導入を積極的に図るために、外部機関の研究公募については、その都度、全教員にメール配信を行うとともに、学内でのポスターやチラシ、研究公募一覧表などで告知し、教員の研究活動の活性化を推進していくことを推奨している。

科学研究費補助金の交付実績は、令和 7 年度の科学研究費助成事業（科学研究費補助金）3 件（代表研究者 1 名及び分担研究者 2 名）である。

なお、令和 7(2025)年度の共同研究費は該当者がなかった

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、「学校法人教員倫理規程」第 5 条の規定の下、本学の学術研究の信頼性及び公平性を確保することを目的として、本学において研究活動を行うすべての研究者に対し、研究を遂行する上で求められる行動規範を定めている。新規採用の研究者には、本学の研究支援、研究者行動規範などを説明し、周知徹底を図っている。

また、科研費等の公的資金を活用した研究活動については、公募要領等で応募を奨励している。

公的研究費の管理・監査については、令和 3（2021）年度までの「学校法人東京富士大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」を、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、「モデル規程例（令和 3 年度チェックリスト用）」を参考に改正し、新たな名称の「東京富士大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を令和 5 年 3 月 23 日付にて策定した。

また、本学の科研費等公的研究費の公正な使用と管理・監査を推進していくために、同規程と併行して「東京富士大学研究者等行動規範」「東京富士大学における公的研究費不正防止計画（2 次）」「東京富士大学における外部研究資金の適正管理に関する規程」を適用している。

さらに、『東京富士大学「人を対象とする研究」に関するガイドライン』及び『東京富士大学研究倫理委員会規程』を、令和 5 年 12 月 1 日付にて、新たに制定・施行し、人を対象とし、個

人情報、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動（「人を対象とする研究」）が適正かつ円滑に実施されるよう、研究活動の事前審査及びその他必要な措置を講ずることとした。

令和 7（2025）年度、研究計画等審査申請が 2 件あり、委員会審査を経て承認した。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費に関して、個人研究費(令和 6(2024)年度は一人当たり年間 22 万円)、および本学専任教員の共同申請による共同研究費が支給される。後者については、「共同研究費支給規程」により選考の上、研究費を支給している。本学では、「学会出張旅費規程」に基づいて、国内の所属学会あるいはその関連学会の全国大会に出張する場合に、年度内 5 回を限度として、大会参加費、研究発表費、論文集代、懇親会費、旅費(3 回まで)などの必要経費を支給している。

また、国際学会への出張については、「国際学会等出張旅費補助規程」に基づき、国際学会等に出張する教員に対して旅費の一部を補助している。補助資格対象者につき年 1 回の支給としている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究活動の向上や研究環境の整備については、中期 5 ヶ年計画などに則り、研究活動支援の体制及び規程等の整備を推進していく。

研究倫理に関しては、「4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用」に前述のとおり、研究倫理規定の整備を図ったので、今後、「日本学術振興会研究倫理 e ラーニングコース」の団体受講等による研究倫理教育の実施、科研費などの公的研究費の活用促進と適正管理を進めていく。「日本学術振興会研究倫理 e ラーニングコース」の団体受講については、令和 4（2022）年度、令和 6（2024）年度、令和 7（2025）年度は団体受講を実施し、令和 8（2026）年度も引き続き実施していく。

[基準 4 の自己評価]

教学マネジメントの機能性の強化については、学長のリーダーシップが有効に発揮できるような組織的な取組みが出来ている。

教員の配置・職能開発等については、「教員資格審査に関する規程」を厳正に運用し、当該規程に基づく適切な教員採用・昇任がなされている。時代の変化に合わせて適正な教員構成を継続的かつ柔軟に対応してきている。

SD 研修は、学生相談室からの相談内容の解析、学生の学修成果の可視化、アカデミック・ハラスメント防止対策を目指すものとして充実を図ってきたが、令和 7（2025）年度も計画通り SD 研修が実施されている。

ICT インフラやデジタル教育の進展など、大学を取り巻く環境は大きく変化している。近年、生成 AI が急速に進展しているので、教育場面での DX や生成 AI などの活用や学生へのデジタル教育環境の整備が喫緊の課題である。

特定分野の科目群やテーマについては、講演会形式での開催だけでなく、外部機関によるオンライン研修会にも積極的に参加しており、教育研究活動に寄与している。

また、学生一人ひとりへのサービスの向上や大学運営の円滑化を図るために、職員各自の業務上の知識や技能だけでなく、課題解決能力の開発など、私学職員としての資質向上を図るとともに組織力を強化することが不可欠である。そのために、職員の能力向上に向けた SD 研修を計画的・体系的に実施しており、担当部署での OJT の強化も図っている。

以上、基準 4 の教員・職員については基準を満たしている。

基準 5. 教育研究等環境

5-1. 学修環境の整備

5-1-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

5-1-② 実習施設、図書館等の有効活用

5-1-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

5-1-④ 授業を行う学生数の適切な管理

評価ポイント

- ★教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。
- ★教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、有効に活用しているか。
- ★適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。
- ★教育目的の達成のため、コンピュータなどの IT 施設を適切に整備しているか。
- ★施設・設備の安全性（耐震など）を確保しているか。
- ★施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。
- ★授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

表 5-1-1 本学の校地と保有面積

令和 8 年(2026)年 5 月現在

校地（校舎等）	所在地	面積 (㎡)	備考 (主な使用用途・共有の有無等)
本館	新宿区高田馬場	2,003.9	教室、図書館、事務室・共用
五号館	新宿区下落合	2,859.7	キャリア支援部、教室、研究室・共用
六号館	新宿区下落合	114.3	学生用部室・共用
高田記念館	新宿区下落合	4,826.0	教室、研究室、事務室・共用
七号館	新宿区下落合	164.4	大学院教室
二上講堂	新宿区下落合	1,573.4	講堂、体育館、多目的ホール・共用
日高総合グラウンド	埼玉県日高市大谷沢	23,639.0	グラウンド、セミナーハウス・共用
小計		35180.7	
学生会館	新宿区下落合	668.0	女子学生向け寄宿舍・多目的ホール
合計		35,848.7	

1)校舎

本学の校舎は、東京富士大学大学院の専用校舎である七号館を除き、すべて東京富士大学で使用しており、自己所有である。

「大学設置基準」第 37 条に基づいた所要面積は次のとおりである。

- ・大学経営学部：収容定員 910 名（大学院 30 名含む）

大学：別表第 3(2)学部に係る基準校舎面積

(収容定員－800)×1,322÷400＋4,958 より

計算式：(910－800)×1,322÷400＋4,958＝5,321.6 ㎡

基準面積：5,321.6 m²

本学の校舎面積は、20,621.7(15,645.8)m²(本館、五号館、六号館、七号館、高田記念館合計)であり、上記設置基準を充足している。

授業用施設は下記のとおりで、本館、高田記念館、五号館を主として大学経営学部で使用している。七号館は、大学院講義、演習に用いる専用施設である。本学の講義室・演習室等の実数は、表 5-1-2 のとおりである。

表 5-1-2 本学の授業用教室 単位：室)

講義室	演習室	実習室
14	13	6

講義室(14)：メディアホール、141、142、153、156、サロン A、サロン B、521、522、523、531、532、533、534、

演習室(13)：151、152、154、155、524、701、702、703、704、705、31、41、42

実習室(6)：IT ルーム、501、502、華道室、書道室、茶道室

2)施設・設備の安全性

本学の校舎及び施設は、建築基準法・消防法等の法的要件、消防署の安全基準を満たしており、消防署が定期的実施する防災審査に合格している。消防署立会いのもと、有事の際の通報訓練、消火訓練などの防災訓練を定期的実施している。

5-1-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館は、閲覧スペース 797 m²、書庫スペース 529 m²、総床面積 1,428 m²を有しており、学内無線 LAN も利用可能である。また、アクティブ・ラーニングの一環として、学生が複数名で利用できる「ラーニングスペース」を設置している。閲覧室の座席は 103 席で、学生数（約 900 人。大学院生 30 人を含む）の約 11%に相当している。蔵書は 90,886 冊（外国書 6,306 冊を含む）を収蔵、また雑誌 61 種（外国雑誌 3 種を含む）を常時閲覧可能である。蔵書の検索は検索用データベースにより、学内 LAN に接続したパソコンから可能である。外部データベース利用のために、学内 LAN に接続したパソコンから国立情報学研究所の NACSIS-IR 等へアクセスできる環境を提供している。学内からアクセス可能なデータベースは「G-Search」を用意している。なお、「G-Search」の ID は希望する教員に付与しており、学外からも利用可能である。

図書館の開館時間は、平日の開館時間は、月曜日・水曜日は 9 時から 16 時 30 分まで、火曜日・木曜日・金曜日は 9 時から 19 時まで、となっている。また、土曜開館日の開館時間は、10 時から 16 時までである。夏季休暇中は蔵書点検作業実施のため、限られた日数のみ開館しているが、学生の自主学習を妨げないように努めている。冬季休暇中は全日休館としている。期末試験の後、3 月の初旬までは基本的に開館を続け、3 月初旬から新年度の授業が開始される 4 月中旬までは休館としている。

講義における図書館の利用状況については、基礎演習の授業の中で、適宜、図書館ツアーを実施して、図書館の利用を促進させている。

5-1-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の整備の利便性

1)障がい者に対する施設の対応状況

障がい者に対する施設の対応状況は、次のとおり整備されている。本館、五号館はエレベーターと通路で連結されており、本館の身障者用トイレを利用できる。

表 5-1-3 本学における障がい者向け施設整備状況

施 設	本 館	高田記念館	五号館	二上講堂
エレベーター	○	○	○	○
スロープの設置	○	○	○	○
身障者用トイレ	○	—	—	○
バリアフリー化	○	○	○	○

2)快適に生活できる環境作り

教育研究目的を達成するためには、アメニティに配慮した快適な環境作りが大切である。本学には、都心にあつては貴重といえる庭園があり、昼食時には木陰で食事を摂る多くの学生を見ることができ、四季折々に咲く花々と木々は癒しの効果を与えている。

また、二号館跡地も整備され、快適な教育環境となっている。

5-1-④ 授業を行う学生数の適切な管理

全学を通じて少人数教育を主体とする学生の個性を尊重した教育手法を実践するため、次のような施策を講じている。

原則として、100名を超える履修者数となる講義をできる限り少なくすることを目標としている。語学科目は30名を、スポーツ科目については25名を上限とし、履修希望者が上限基準を超える場合は履修抽選を行っている。また、「基礎演習」も25名程度を目安としている。なお、学生相互のコミュニケーションを向上させること、相互に学生同士が刺激し合い学び合うことも重要であるという視点から、4名以下の履修者となる授業は開講しないことを原則としている。

(3)5-1の改善・向上方策（将来計画）

安定したネットワーク環境整備（無線LAN）の拡充を継続して実施する必要がある。次に、図書館については、講義との連動、蔵書の体系的収集、整理ならびに機能強化について、教育支援委員会において議論し、実施可能なものから適宜、実施する。

教室施設は、現在、不足状況が続いている。多人数講義が増加傾向にあることから、今後、非常勤教員採用による同一講義の増加、月曜から金曜日における5時限目の積極的な活用等について早急に検討し、学生の学修環境の改善に向けた継続的な取り組みを行う。

[基準5の自己評価]

教育環境については、大学設置基準に基づき、校地、校舎、体育施設、図書館等を有し、バリアフリー体制やアメニティ機能も整えたキャンパスとなっている。科目ごとの履修学生数については原則100名以下を目標として調整するなど、適切な管理を図っている。

以上から、基準5については、基準項目を満たしている。

基準 6. 学生支援

6-1. 学生サービス

6-1-① 学生生活の安定のための支援

評価ポイント

- ★学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させているか。
- ★奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。
- ★学生の課外活動への支援を適切に行っているか。
- ★学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っているか。

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 学生生活の安定のための支援

ア) 学生支援体制

学生支援部が、学生の課外活動や学生自治会である「学友会」のサポート、外国人留学生への支援、奨学金手続き及び説明会、セミナーの実施、健康診断、保険業務等、学生への各種サービス業務を担っている。また、外国人留学生対応の国際交流推進室並びに学生相談室などの組織により学生サービス体制は整えられ、適切に運営されている。

学長の指名する専任教員と学生支援部職員で構成する学生支援委員会を、原則月 1 回開催して、学生サービスに関する事項を検討の上、必要な施策をとっている。

学生支援内容は、年度当初の学年別オリエンテーションや学生要覧、Web サイトで周知している。安心して充実した学生生活を送るための支援として、事故やトラブルから身を守る知識や情報を、専門家を招き発信している。

また、学生の行動実態、満足度、要望などを把握し、具体的な支援につなげる施策として「授業アンケート」「学生生活意識調査」の結果を改善策の基礎資料として活用している。

イ) 学生への経済的支援体制 () 内は昨年度の数値

学生の経済的支援のため、大学独自の奨学金として、「高田奨学生(特待生)」、「学校法人東京富士大学奨学金(経済状況急変者に対する奨学金)」、「東京富士大学学生会館奨学生」を設けている。外部奨学金制度として「日本学生支援機構」のほか、地方自治体、民間団体の奨学金情報を専用掲示板とホームページ上、学生への個別配信などで広報し、手続きを行っている。

① 高田奨学生

本学の正規学生で品行方正な者を対象とする。前年度成績優秀者、課外活動において秀でていた者に支給する。令和 7(2025)年度は前年度成績優秀者として、学部生 16 人と大学院生 1 人が選ばれた。

② 学校法人東京富士大学奨学金(経済状況急変者に対する奨学金)

災害、その他家計の経済状況の急変により修学困難となり、かつ学業継続の意志がある者に対して給付する奨学金である。高田奨学金が学業や課外活動等の顕彰を主な目的としているのに対して、この制度は、昨今の厳しい家計状況を考慮したものである。当該奨学金を申請する学生を選考する際には、日本学生支援機構の「緊急採用・応急採用奨学金」の選考基準を準用し、本人からの申請書と証明書類(家計支持者の所得証明書、罹災証明書等)をもとに面接の上、所定手続きを経て決定している。令和 7(2025)年度対象学生は 0 人であった。

③ 学校法人東京富士大学奨学金(入学試験における特待生奨学金 TFU スカラシップ制度)

平成 25(2013)年度より新たに設けた制度で特待生として合格した者は最大 4 年間、学納金が減免される。令和 7(2025)年度対象学生は、4 年生 14(13)人、3 年生 14(20)人、2 年生 26(16)人、1 年生 35(40)人である。

④東京富士大学学生会館奨学生

東京富士大学学生会館生で、学生としての生活態度が特に優れている者に対し、奨学の目的で設けており、令和 7(2025)年度対象学生は 0(1)人である。

⑤日本学生支援機構奨学金

令和 7(2025)年度は在学生(外国人留学生を除く)の貸与を受けている学生は 260 人。給付(毎月振込)を受けている学生は 108 人であった。学生の経済生活の面で大きな支えになっている。この中には一部貸与型・給付型併用の者もいる。返還の必要がある奨学生に向けたセミナーを春学期中に実施し、卒業後の返還意識の醸成と貸与金額の見直しなどを指導している。また、返還には安定した収入の確保が必要なため、納得のできる職業選択ができるような内容にしている。

また、適格認定で警告、停止、廃止になる学生を減らすために、春学期の成績を元に成績や出席率が芳しくない学生への指導(面談・窓口呼び出し)を実施している。

⑥日本学生支援機構奨学金(文部科学省私費外国人留学生学習奨励費)

令和 7(2025)年度は 1 名の推薦枠があり、本学から学生 1 名を推薦し、採用された。

⑦新宿区私費外国人留学生学習奨励費

令和 7(2025)年度は 1 名の推薦枠があったが、本学からの採用者は 0 名であった。

⑧「JEES 留学生奨学金(修学)」

令和 7(2025)年度は 1 名の推薦枠があったが、本学からの採用者は 0 名であった。

⑨国の修学支援制度

令和 2(2020)年度より、国の修学支援制度の認定校として同制度の活用を開始している。学生支援部が窓口となり、学務部、総務部、法人部、入試広報部との連携の下で、国の修学支援制度と本学の TFU スカラシップ制度、日本学生支援機構奨学金制度などの奨学金制度を積極的に学生に PR している。経済的困難で修学意欲のある学生が入学を断念することがないように、また、入学後も経済的支援を継続していくために、「学校法人東京富士大学・修学支援授業料等減免に関する規程」に則り、関係部署と円滑な事務処理に取り組んでいる。

令和 7(2025)年度、国の修学支援制度を活用した学生は延べ 157(161)人であり、その内訳(いずれも延べ人数は休・停止を含む)は、第Ⅰ区分 45(48)人、第Ⅰ区部(多子世帯) 8 人、第Ⅱ区分 22(23)人、第Ⅱ区部(多子世帯) 6 人、第Ⅲ区分 10(10)人、第Ⅲ区部(多子世帯) 3 人、第Ⅳ区分(多子世帯) 14(14)人、多子世帯 37 人、区分外 12(12)人であった。

ウ)課外活動支援体制

本学には、学生生活の充実・向上を図ることを目的として、学生の自治組織「学友会」が存在する。「学友会」には執行部を中心に「体育局」、「文化局」が置かれ、それぞれの下部組織として、体育系クラブ 10 団体、文化系クラブ 9 団体が所属している。学友会は各クラブと協力し、ゲーム大会やボウリング大会などのイベントの運営を担当している。

課外活動の推進に当たっては、学友会執行部に対し、学生支援部が適宜支援・助言を行っている。また、専任教職員が各クラブの顧問となり、指導・助言を行っている。六号館を学生の課外活動専用施設として提供し、1 階には学友会室(執行部・東京富士祭実行委員会)、2・3 階には体育系クラブ部室・文化系クラブ部室・ミーティングルーム等を設置している。

強化クラブである女子ソフトボール部は、専任教職員による顧問とは別に、技術面などの指導を行う監督を配置している。

学友会は年に 2 回、各クラブには活動報告書・活動予定計画書・決算報告書・予算見積書・部員名簿の提出を求めている。また、課外活動における学生の活躍は随時、学報・ホームページを通して学内外に広報している。

学生支援部は、東京富士祭(大学祭)の運営にあたって組織化された実行委員会に対する支援も行っている。令和 7(2025)年度、学生行事や課外活動の成果発表の場として、第 58 回東京富士祭では、「UNLOCK」とテーマを掲げて実施された。数多くの団体が展示、模擬店、ステージに参画した。

エ)健康管理の支援体制

毎年3月、4月に学生全員の健康診断を実施している。その記録は、個人情報保護に留意しつつ学生支援部で管理している。令和7(2025)年度の各学年の全体受診率は4年生80.6%(89.3%)・3年生87.3%(82.2%)・2年生92.4%(95.0%)・1年生96.9%(99.4%)であった。

また、本学では災害傷害事故への対応として、教育研究活動中の災害及び学校施設内における休憩中の事故や、課外活動中の災害事故のほか、通学途中での災害にも適用される特約も付けた「学生教育研究災害傷害保険」に保険料全額大学負担で加入している。

オ)外国人留学生への支援体制

①在留管理

国際交流推進室は、各部署と協力して外国人留学生の各種サポートにあたっている。きめ細かな個別サポートを可能にするため、令和7(2025)年度学部・大学院在籍の外国人留学生37人の個人ファイル(外国人留学生の基本情報、在留資格記録、学修状況、面談記録等を入学時より卒業時まで記載)を作成、管理している。このファイルを活用することにより、外国人留学生に適切で迅速な支援を提供することが可能になっている。

在留資格の期間更新・資格変更に関しては、年度始めに全学生が届け出を行った。年度途中での更新・変更は外国人留学生が随時国際交流推進室に届け出ている。

本学では、取得単位数や出席率など学修状況が良好な留学生に限り、在留期間更新オンライン申請を受け付けている。令和7(2025)年度は20件のオンライン申請を受け付けた。

また、国際交流推進室では外国人留学生の資格外活動の把握・指導に努めている。全在籍外国人留学生に、資格外活動許可の有無と活動状況の報告を求め、内容を精査した上で必要に応じて個別に指導をし、適切な労働時間数と活動場所等の指導を行っている。令和7(2025)年度5月、11月と年2回、指定用紙を提出、調査を実施した。学部・大学院外国人留学生5月23件(対象者23名)、11月23件(対象者23名)の報告があった。

②学修支援

国際交流推進室は外国人留学生に対する個別指導・相談・支援を行っている。出席率や取得単位、学修に関連する在留資格、学籍、学費納入等経済的事案、所在確認、生活全般の問題などの相談に応じた。

③卒業時の支援

外国人留学生が卒業する際には、帰国、日本での就職、日本で進学、または留年といった進路に応じて、在留資格変更または帰国指導が必要である。令和7(2025)年度は卒業年次留学生4人が卒業。卒業した留学生のうち3人が日本での就職を希望し、在留資格変更手続きを無事に進め、4月から日本での就職を果たしている。

カ)在学生の海外送り出し留学事業

令和7(2025)年度も語学学習と異文化理解を目的に、短期海外語学留学プログラムを企画した。期間は2026年2月21日～3月8日の16日間で、オーストラリアのゴールドコーストにある語学学校 Australian International College of Language(AICOL)にて2週間の英語研修。宿泊はホームステイの内容であった。しかしながら本年度は希望者が集まらず実施されなかった。

キ)学生相談室による学修及び心の問題への支援

学生相談室では、学修相談、心身に関する健康相談、生活相談等を通じて、学生が安定した大学生活を送るための心的支援を行っている。開室日数は火曜日、水曜日、金曜日の週3日。開室時間は、授業実施期間は10時から18時まで、長期休暇期間は10時から16時30分までである。対象は本学学生ならびに大学院生に加え、保護者、教職員からも学生に関する相談を受け付けている。相談方法は、対面、オンライン、電話、メールを用い、来室せずとも相談可能な体制を整えている。スタッフは室長と専任カウンセラーの1人であり、室長は心理学の教員、専任カウンセラーは公認心理師および臨床心理士の有資格者である。両者は定期的にミーティングを行い、相談状況等について情報共有をしている。困難な事例もしくは危機対応が求められる事例

に関しては、必要に応じて緊急ミーティングを行っている。

学生への告知として、学生相談室パンフレットの配布ならびに在學生と新入生オリエンテーションにおいて学生相談室の紹介を行っている。また全學生を対象に Web 形式で「学生生活意識調査」を実施している。

令和 7 年度の年間相談延べ件数は 417 件（前年度 424 件）であり、その内訳は、学生 231 件（同 266 件）、保護者および教職員 172 件（同 145 件）であった。その他学外機関等 14 件（同 13 件）であった。相談内容は、修学相談と心身に関する健康相談が主であった。修学相談には学務部や学生支援部と連携して対応している。心身の健康相談には、状況により学生や保護者の了解を得た上で医療機関に繋げることを視野にいれつつ、心理教育や情報提供を行っている。その他、就職や将来に関する相談にはキャリア支援部と連携して対応している。

6-2. 学生の意見・要望への対応

6-2-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

6-2-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

6-2-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

評価ポイント

- ★学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映させているか。
- ★学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。
- ★施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

毎学期末、演習を除く全科目の受講生を対象に学内システム「キャンパスプラン」を使って「授業アンケート」を実施しその結果を担当教員にフィードバックし、授業評価報告書の作成と提出を義務づけている。担当教員は、特に自由記述欄に書かれた内容などから、学生の意見・要望に関して把握・分析し、教授法の改善につなげている。

6-2-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生相談室では、全學生を対象に「学生生活意識調査」を実施している。内容は、修学上の問題、心の健康の問題、生活上の悩みに関する約 60 問で、Web 上のアンケート方式で回答を求めている。調査の目的は、学生が大学生活でどのような困りごとを抱えているかを把握し、支援に役立てることにある。また、設問の最後に「学生相談室を利用したいか」「学生相談室からの連絡を希望するか」という項目を含めており、相談を希望する学生のスクリーニング機能を併せ持つ。連絡を希望する学生には学生相談室から速やかに連絡している。

回収データの分析と検討結果に示される本学学生の特徴は、学生相談室における支援の方向性を見い出す際に大変参考になっている。「学生生活意識調査」の結果は、SD 研修で教職員に報告している。

6-2-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望の把握と分析については、定期的に行っている「授業アンケート」「学生生活意識調査」などをもとに、組織的に行っている。

また学生支援部は、学生代表機関である学友会執行部や、クラブ代表者および東京富士祭実行委員会などと随時コミュニケーションの場を持ち、学生の意見や要望を把握している。これとは別に、外国人留学生の意見・要望については、日本語科目や基礎演習の授業担当教員が面談などを通じて把握に努めている。

こうした学生の意見・要望に対しては逐次、学生支援委員会や教育支援委員会などが議題として採り上げ、解決策を検討する形で全学的な改善に努めている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生が安心して生活・修学できる環境と整えることを目的に、各部署と連携して下記のような改善策を進めていく。

- 1.健康診断受診率向上のために指定日時に受診できない学生のフォロー。
- 2.学生間の交流促進のため、クラブの新設、学校行事、学生向けセミナーなどの支援。
- 3.外部奨学金受給支援とともに貸与奨学金返還延滞率低下のための施策を講じる。

また学生の生活実態調査と学生の声を吸い上げるため、次年度は、1年次学生対象の調査、2, 3, 4年次学生の調査を分けて設問を作成し、演習科目で調査を実施し、結果をまとめ分析する。

[基準 6 の自己評価]

学生生活に対しては、学生支援部と国際交流推進室、学生相談室により、課外活動や学生自治会のサポート、外国人留学生への支援、奨学金手続き、健康診断、保険業務等、学生への各種サービス業務が適切に行われている。学生相談室には専任カウンセラーを置き、学修及び心の問題への支援に努めている。これらは学生の生活実態を把握する調査などを参考に、改善・向上を図り組織的に対応している。

以上から、基準 6 については、基準項目を満たしている。

基準 7. 進路支援

7-1. キャリア支援

7-1-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

評価ポイント

- ★インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。
- ★就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。
- ★進路支援組織と指導教員との連携が図れているか。

(1) 7-1 の自己判定

「基準項目 7-1 を満たしている。」

(2) 7-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

7-1-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

ア) 本学における就職率と就職先の状況

過去4年間の就職率(就職者数÷就職希望者数)の推移をみると、令和4(2022)年度 94.77%、令和5(2023)年度 96.31%、令和6(2024)年度 96.91%、令和7(2025)年度 98.93%と、着実な伸びを示している。(表 7-1-1「就職の状況」)

令和7(2025)年度卒業生の進路先の内訳は表 7-1-2「卒業後の進路先の状況」となっている。全体的な傾向として「IT(情報通信業)」(12.6%、前年 11.17%)、「サービス業」(11.4%、前年 27.13%)、「卸売業、小売業」(8%、前年 16.49%)、などの比率が高くなっている。

表 7-1-1 就職の状況

区分	令和7(2025)	令和6(2024)	令和5(2023)	令和4(2022)
卒業生数合計	222名	224名	252名	216名
経営学科	167名	162名	169名	147名
イベントプロデュース学科	55名	62名	83名	69名
就職希望者数	184名	194名	217名	172名
経営学科	145名	143名	142名	114名
イベントプロデュース学科	39名	51名	75名	58名
就職者数	186名	188名	209名	163名
経営学科	146名	138名	138名	109名
イベントプロデュース学科	40名	50名	71名	54名
就職率	98.99%	96.91%	96.31%	94.77%
経営学科	99.32%	96.50%	97.18%	95.61%
イベントプロデュース学科	97.50%	98.04%	94.66%	93.10%
求人社数	980社	1,915社	1,646社	1,279社

表7-1-2 卒業後の進路先の状況(令和 7(2025)年度卒業生)

業種（大分類）	経営学科	イベントプロデュース学科	合計
建設業	13 名	4 名	17 名
製造業	9 名	2 名	11 名
電気・ガス・熱供給・水道業	4 名	1 名	5 名
情報通信業	22 名	6 名	28 名
運輸業、郵便業	4 名	3 名	7 名
卸売・小売業	27 名	4 名	31 名
金融・保険業	6 名	0 名	6 名
不動産業、物品賃貸業	7 名	0 名	7 名
学術研究、専門・技術サービス業	1 名	0 名	1 名
宿泊業、飲食サービス業	2 名	2 名	4 名
生活関連サービス業、娯楽業	19 名	8 名	27 名
教育、学習支援業	0 名	1 名	1 名
医療、福祉	5 名	0 名	5 名
上記以外	48 名	24 名	72 名
合計	167 名	55 名	222 名

イ) 本学におけるキャリア指導の方針

本学では、少人数教育、経営学専門教育、都心立地といった特性を生かし、充実したキャリア指導を行なっている。その基本方針は、以下の 3 点である。

① 顔の見える個別指導

本学では、少人数教育の大学だからこそできる個別進路指導を徹底している。教職員一同、学生の顔と名前が一致するような環境の中で、きめ細かな進路支援・キャリア教育に力を入れている。

キャリア支援室では、専門のキャリアコンサルタントが常駐し、学生のキャリアをサポートしている。基本的に予約制、単発の相談だけではなく、繰り返し継続的なサポートを受けることもできる。個別指導においては、学生の個性を配慮しつつ、書類の添削、面接練習などをきめ細かく行っている。また、学生が 1 年次から気軽に相談できるよう、開放的で親しみやすい雰囲気を作るように心がけている。

1 年次に設置されている「プレ専門演習」や、3～4 年次に設置されている「専門演習Ⅰ・Ⅱ(ゼミナール)」では、主として専門知識を修得することを目的としているが、それにとどまらず担当教員が個別の進路指導・相談を行い、進路決定や卒業後に向けた準備などに関する指導を行っている。演習担当教員とキャリア支援のスタッフが協力し、個々の学生に寄り添った多面的な支援が行えるよう心がけている。

② キャリア教育を通して育成する

学生は 4 年間の間に大きく成長する。とりわけ就職活動を通して、それまでに蓄えたものを解放して目覚ましく成長する。その観点から、本学では学業と就職活動を別のものと捉えるのではなく、就職活動で求められる様々な能力をカリキュラムおよびキャリア支援プログラムで育むことを目指している。

本学ではキャリア形成に関わる科目がカリキュラムに組み込まれている。社会的・職業的自立に直結するものとして「就職特講Ⅰ・Ⅱ」、「基礎演習Ⅱ（キャリア・デザイン）」といった科目が設置されている。また、企業で豊かな実務経験を培った講師陣による臨場感溢れる授業、「交渉力」や「多文化理解」といった社会人として活躍できる能力（ジェネリック・スキル）を育成する授業、経営者を招聘して直接話を伺う授業など、多彩な教育が展開されている。また、講義科目以外でも年間を通じて様々なキャリア関連イベントを行っている。

その他、「インターンシップ」、「イベント実習」、「自己開発（資格取得やボランティア）」では、学生の社会体験や資格取得の努力を単位として認定する制度も整えられている。

③ 企業・地域と連携した社会体験の充実

企業や地域社会と連携した活動は学生時代に社会体験を積むことができるものであり、本学ではキャリア形成の重要な機会と捉えて推奨している。

企業での就業体験ができるインターンシップでは、一般企業のインターンシップ情報を提供するだけでなく、本学独自のプログラムを企画して学生に参加を促している。また、企業や経済団体と産学連携協定を締結しており、イベントや講義科目に展開している。

地域連携にも力を入れており、地元商店街の活性化プロジェクトや地域イベントへのボランティア参加などにも本学学生が積極的に参加している。

学生時代に企業や地域と連携した活動に取り組むことは、交流する人や体験の幅を広げることになり、その後のキャリア形成に大きく寄与すると考えられる。今後もこうした活動を積極的に進めていく。

ウ) キャリア支援部による支援状況

① キャリア支援委員会とキャリア支援部の連携

キャリア支援委員会は、学長より指名された専任教員及びキャリア支援部職員で構成され、進路支援体制の企画検討、実施、運営、調整などを行っており、教員と職員の間で情報共有が図られている。一方、キャリア支援室は職員が担当し、進路希望登録及び卒業生リストの管理、求人の受付と管理（ファイリングや掲示を含む）、学内外合同企業説明会の案内、就職関係文献や関連資料、求人検索用端末などを整備するとともに、履歴書・エントリーシート添削、面接練習、個別面談、学内企業説明会の企画・運営、インターンシップ説明会の実施など、個々の学生に寄り添ったきめ細かな指導を行っている。

キャリア支援室の開室時間は、平日 9:00～17:00 であり、キャリア支援部には5名（内、キャリアコンサルタント有資格者3名、その内1名は非常勤）のスタッフで対応している。

② キャリア支援部としての取り組み

キャリア支援部としての主な進路支援内容は、以下のとおりである。

(i)「プロフェッショナル・セミナーⅦ(就職)」 「就職特講」 科目との連携

就職を希望する 3 年次生が就職活動を円滑にかつ積極的に展開できるよう、キャリアカウンセラー資格を有する教員による指導科目「就職特講」を設置している。「就職特講」の講義内容は表 7-1-3 の通りである。なお、留学生に対しては独自プログラム（表 7-1-4）を設定した。

これらの科目のカリキュラム設計については、キャリア支援部スタッフが担当教員や外部協力スタッフと連携の上で企画協力し、授業時のサポートも随時行った。また、キャリア支援部スタッフは科目担当の教員と定期的に情報交換を行い、学生の動向についても詳細に把握するようにしている。なお、この科目は必修ではないが、なるべく全員が履修するよう履修指導している。

表 7-1-3 令和 7(2025)年度「就職特講」カリキュラム

回	テーマ	内容
1	オリエンテーション	・ 授業の進め方 ・ 到達目標の確認 ・ コミュニケーションワーク
2	自己表現・対人関係スキル	・ 傾聴 ・ 伝え方
3	就活の理解	・ 就活とは ・ 就活のスケジュール ・ インターンシップの重要性
4	自己理解① 業界・職種の理解	・ 自己理解（大学指定ツールPROG） ・ 業界・職種を調べてみよう
5	社会を知る①	・ 調べた業界・職種の共有 ・ 社会を知る（業界・職種研究） ・ 参加したいインターンシップを調べる
6	インターンシップを調べる	・ 参加したいインターンシップの共有 ・ インターンシップの調べ方 ・ インターンシップの種類
7	自己理解②	自己理解（大学指定ツールPROGの解説と結果の共有）
8	エントリーシート①	エントリーシートを書いてみる
9	周囲の資源を活用しよう SPI対策	・ これまでのふりかえり ・ 周囲の資源の活用法 ・ SPI対策
10	自己理解③	「人生すごろく」で自分のことを話す
11	社会を知る②	・ 待遇、福利厚生などについて知る ・ 自分の働き方について考える
12	エントリーシート② 質問の仕方・質問の意図	・ エントリーシートを書いてみる ・ エントリーシートを使った相互インタビュー
13	内定者報告会	内定者報告会
14	ふりかえり	将来に向けて、これからの大学生活で取り組むことを考える

(ii) 学年別の進路オリエンテーション

年度始めに 1～4 年次生それぞれに向けた「進路オリエンテーション」を開催し、就職活動のタイムスケジュール、「インターンシップ」受講の方法、就職特講受講のすすめ、目標を持って学生生活を過ごす必要性、キャリア支援部の利用法、就職活動にあたっての留意点などを伝えることによって、学生一人ひとりに年間の目標設定、進路ビジョンを持たせるよう動機づけている。

(iii) 各種学内説明会の実施

複数の企業を招いて合同形式で行う学内業界研究会や、個々の企業を招いて行う学内個別会社説明会を実施した。また、低年次よりキャリア形成を促す目的で、東京都学生インターンシップ支援事業事務局の協力を得て、インターンシップ説明会を実施した。

令和 7(2025)年度は、学内業界研究会 2 回、学内個別会社説明会 2 回、インターンシップ説明会 3 回を実施した。

(iv) 企業等の訪問の拡充および関係構築

卒業生の採用実績のある企業等、及びこれまで就職実績のなかった企業（比較的知名度の高い企業）をキャリア支援部スタッフが積極的に企業担当者と面談を行い、情報交換や良好な関係の維持・構築を図った。

採用実績のある企業に、本学卒業生の勤務状況をヒアリングしたところ、「仕事の現場で実践力を発揮できている」という評価をいただいた。

また、以下の日程で東京商工会議所主催の「会員企業と学校法人の就職情報交換会」に参加し、交流及び情報交換を行った。令和 7（2025）年 4 月 24 日（木）38 社、10 月 21 日（火）33 社、令和 8（2026）年 1 月 30 日（金）40 社であった。

(v) 留学生への就職活動支援

留学生においては日本国内で就職を目指すにあたり、固有の課題や留意点が存在する。そのため、日本人学生とは別内容の説明や動機付けが必要となる。こうした問題意識から留学生数の増加にあわせ、平成 29(2017)年度より留学生向けの「就職特講」クラスを設置しており、令和 7(2025)年度の「就職特講」の講義内容は（表 7-1-5）の通りである。

留学生向けの「就職特講」では、就職とアルバイトの違い、日本の商習慣、在留資格の説明など、日本人向けとは異なる独自プログラムで展開している。なお、日本人向けと同様、全員履修をするよう履修指導しており、留学生の場合、必ずしも全員が日本での就職を希望するわけではないが、令和 7(2025)年度の履修率（履修者数／在籍者数）は、「就職特講」100%（3 名／3 名）という結果であった。令和 7（2025）年度の卒業者数は 4 名（経営学科 4 名・イベントプロデュース学科 0 名）、就職者数 3 名（卸売・小売業 3 名）、帰国者数 1 名であった。

表 7-1-4 令和 7(2025)年度留学生向け「就職特講」カリキュラム

回	テーマ	内容
1	日本語で仕事をする準備とは	就職準備状況調査アンケートに回答しながら、日本での就職活動の過程で、どのような準備が必要かを学ぶ。
2	自己分析の方法	PROG テスト受検

3	自己 PR 1	人の特性を語る表現を学習する。自分史を作成し、自分の特性を表現できるように練習する。
4	自己 PR 2	日本に対して抱いているイメージや、過去の日本との出会いを振り返ることで、日本で（あるいは母国の日本関連企業で）働く意味を考える。
5	自己 PR 3	自分が今できること、これからやりたいこと、将来どうありたいかを明確にすることで自己分析をする。
6	自己分析 2	PROG テスト結果について解説を聞き、自己分析の方法を学ぶ。
7	自己 PR	自己分析をもとに、自己 PR の文章を作成する。口頭で表現する練習をする。
8	ガクチカ 1	学生時代に力を入れたことを文章で作成する。口頭表現を練習する。今後の学生生活で達成すべき活動を計画する。
9	ガクチカ 2	学生時代に力を入れたことについて文章をクラスでシェアし、推敲する。口頭表現を面接形式で練習する。
10	就職試験について	日本の就職活動における就職試験の実態について学び、対策を考える。SPI のラーニングプログラムの使い方を学ぶ。
11	面接 1	企業分析面接のスタイルと準備事項を調べる
12	面接 2	面接の流れを調べる。質問を予測して回答を作成し、口頭練習をする。面接官側の視点に立った評価についても学ぶ。
13	面接 3	実際の面接の流れに沿ってロールプレイをして面接の練習をする。
14	経験者から学ぶ	OBOG から卒業後の仕事の様子を聞き、今後進むキャリアパスについて考える。

(vi) キャリア支援室内での個別対応

キャリア支援室内においては、予約制による個別対応、随時来室する学生の個別対応を行っている。ある程度まとまった時間を要するものについては基本的に予約制で約 1 時間の個別対応を行っている。令和 4 (2022) 年 1 月より履歴書・エントリーシート添削や面接練習など専門のカウンセラーを設置し、個別面談の体制を強化し（週 2 日の予約制）、さらに令和 7(2025)年度は月曜日から金曜日まで個別面談を実施している。また、ハローワークからキャリアカウンセラーの派遣を受けて面談を行っており（「新卒応援ハローワーク就職支援ナビゲーター相談」）、令和 4 (2022) 年度からは面談機会を隔週（水曜日）設けた。令和 7(2025)年度はさらに機会を拡大し、毎週（水曜日）設けている。予約なしで来室する学生に対しても懇切丁寧に対応するよう心掛けてきた。

また、進路未決定者の個別サポートとして進路相談会を毎年行っている。令和 7 (2025) 年度は、5 月 16 日（金）・6 月 11 日（水）、7 月 23 日（水）、9 月 17 日（水）の合計 4 回開催した。

(vii) 「インターンシップ」（キャリア科目）を通じた指導

昨今のインターンシップは、企業側の採用活動をスムーズにするだけでなく、学生のキャリア教育という側面からも大きな意味を持っており、本学では、学生に早い段階から実務を経験させ、就労意識を抱かせることを目的に、平成 16(2004)年度より「インターンシップ」を認定科目として導入している。令和 7(2025)年度のインターンシップ実習企業数と単位取得学生数は（表 7-1-5）の通りである。

本学では、インターンシップ説明会への参加を必要条件とし、エントリーシート作成、希望企業へのエントリー、就業体験、実習報告書の提出を義務づけ、これらを修了した学生に対してのみ、計 30 時間の就業体験で 1 単位、最大 4 単位までが認定されるシステムをとっている。また学生の希望に応じ、エントリーシート記述時の相談や添削などの指導も行っている。

令和 7(2025)年度は、東京都主催就業体験「きづく就業体験」説明会を 3 回開催し、合計 4 名の学生が参加した。その他、キャリア支援部として独自のインターンシップ・プログラムを実施し、4 社のインターンシップに 15 名の学生が参加し、単位認定された。

表7-1-5 インターンシップ実習企業数と単位取得者数

年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
実習企業数	39社	27社	55社	68社	31社	12社
単位取得学生数	31名	20名	30名	21名	5名	7名

(viii)「基礎演習Ⅱ（キャリア・デザイン）」科目との連携

平成 25(2013)年度より、1 年次生秋学期履修科目として「基礎演習Ⅱ（キャリア・デザイン）」を導入している。これは初年次からキャリア形成を意識させるためのプログラムであり、令和 7(2025)年度は下記（表 7-1-6）のカリキュラムを実施した。同科目の共有コンテンツについては、キャリア支援部スタッフが学務部スタッフ、協力会社と連携の上で企画・設計し、「SPI 試験対策 e-ラーニング活用講座」「自己発見・アクションプラン講座」「PROG テスト（コンピテンシー）」等を授業内で行った。

表7-1-6 令和 7(2025)年度「基礎演習Ⅱ（キャリア・デザイン）」カリキュラム

回	テーマ	内 容
1	キャリア・デザイン総論	ガイダンス
2	職業について知る①	R-CAPのオンライン受験
3	大学生活を充実させる①	大学生活に目標やスケジュール、PDCAサイクルを考える。
4	学生生活を充実させる②	自己分析を通じて、価値観と働くことの意義を考える。
5	職業について知る②	R-CAPの受験結果を確認し、どのような職業があるのかを知る。合同講義を予定。
6	ライフプラン	大学から卒業の進路を含め、人生設計について取り組む。
7	大学生活を充実させる③	自己分析を行い、自らの性格などについて考える。合同講義を予定。
8	大学生活を充実させる④	自己分析に基づいて、他社とのかかわりについて考える。
9	大学生活を充実させる⑤	インターンと資格取得について解説を行う。
10	大学生活を充実させる⑥	留学や大学院など、就職以外の進路について考えてみる。
11	働くことに関するルール	働き方が多様化するなかで、労働法などの知っておくべきルールについて解説する。
12	就職活動を知る①	SPI試験などの就職に際しての採用試験についての解説と体験。
13	就職活動を知る②	内定者報告会に参加し、レポートを作成する。
14	総括	今までの授業についての総括

(ix)学生向け就職関連情報の発信

令和 2(2020)年度より、Google Classroom を利用したオンライン掲示板の運用を開始した。各学年別にクラスルームを設け、本学学生を優先的に採用する意欲のある企業を中心に、求人案内や説明会、インターンシップの情報等をタイムリーに提供している。

またキャリア支援室内には、求人サイトの検索用パソコン、就職関連記事や時事問題の閲覧コーナーの他、就職情報・キャリア開発関連の図書コーナーを設置し、学生が自由に利用できる環境を提供している。

(x)障がいを持つ学生に対する進路支援

障がいを持つ学生に対しては、学生相談室や「専門演習」担当教員、保護者とも綿密な連携の上、個別の事情に合わせた進路支援を行っている。外部団体が主催する就職面接会などへの同行、地域若者サポートステーションの紹介、発達障がい学生への支援組織・企業との情報交換などを行ってきた。

(xi)卒業生を対象にした進路支援満足度調査

令和 7(2025)年度卒業生 222 名を対象に、本学における進路支援に対する満足度調査を行ったところ、表 7-1-7 の結果が得られた。「大変満足」と「やや満足」をあわせると、74.6% が「満足」と回答している。

表7-1-7 本学における進路支援に対する満足度調査

卒業生数	回 答 数	大 変 満 足	やや 満 足	あまり満足し ていない	満 足 し て い な い	満 足 度 無 回 答
222名	197名	45.2%	29.4%	4.6%	1.5%	6.1%

(令和 7(2025)年3月20 日実施／n=195)

「大変満足」「やや満足」と回答した者の主な理由（自由回答抜粋）としては、以下が挙げられる。

- ・親身に相談にのってくれた
- ・面接練習が役立った
- ・不安な気持ちが軽減された
- ・一から就活を教えてもらった

(3)7-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7(2025)年度の改善・向上方策は以下の通りである。

①進路が定まらないまま卒業する学生の対応

改善策として、初年次からのキャリア教育の充実と、教職員と学生との信頼関係を強くしていくことが重要と考え、1、2 年次のキャリア教育プログラムの強化と、演習担当者および他部署と

の綿密な連携を行う計画を立てた。初年次のキャリアプログラム強化については、学務部と連携しながら1年生対象の「就職活動セミナー」を2026年2月に4日間の短期集中講座として開講し13名が履修した。令和8(2026)年度以降は2年生を対象にキャリア意識を高める講義を開講予定である。

②個々の学生の情報把握と個別指導体制の充実

改善策として、各教員および他部署と連携した学生情報把握の仕組みの構築と、職員のスキル向上、マンパワーの強化があった。まず、令和7(2025)年度に学内の情報システムが強化され、学生情報の可視化が可能になり、よりきめ細かな把握ができるようになった。そのため、個々の学生に寄り添った多面的な支援が可能になったといえる。情報システム内の就職メニューについては、学生が活動状況を入力するよう継続的に促進していく。また職員の外部研修は積極的に参加するよう奨励しており、今年度はそのための予算も計上した。なお、マンパワーの強化については継続の課題である。

③資格取得・公務員試験サポート

資格情報、受験情報、テキスト・問題集等の資料については、整備が進んでいる。公務員試験サポートについては、企業と連携したプログラムを今後も継続して検討していく。資格取得講座の整備は、令和8(2026)年度以降、学務部と連携して、資格取得講座を開講している教育機関に直接相談可能な機会を設ける予定である。

④本学独自の多彩なインターンシップ・プログラムのさらなる充実

本学独自のプログラムについては年々増加しており、今後も追加していく予定である。令和7(2025)の実績として、「アート引越センター株式会社」(参加者3名)「株式会社エイジェック」(参加者5名)、「クリアソン新宿」(参加者4名)、「一般社団法人視覚障害者囲碁協会」(参加者2名)、株式会社映像センター(参加者1名)の参加があった。

⑤授業科目「就職特講Ⅰ・Ⅱ」の改善

就職特講の授業内容を変更し、学生の満足度および実効性の高い講座内容になるよう担当者と綿密な連携を取った。

⑥卒業生へのアンケート、企業へのヒヤリングの実施および公表

本学卒業生に対するアンケート調査および、本学卒業生が勤務する企業へのヒヤリング調査を実施するとともにその結果を公表する予定であった。卒業生に対するアンケートは実施済である。今後アンケート結果を分析し、改善策を協議していく。また、本学卒業生の勤務する企業には順次ヒヤリングを行い、その結果を合わせて公開していくことを引き続き検討する。

⑦障害者の支援体制の整備と職員のスキル向上

障害者の支援を行う機会が多くなっているため、学生相談室と連携を取りつつ、適切な支援がで

きる体制を整えるとともに、そのための職員のスキルアップも計画的に行っていきたい。

【基準 7 の自己評価】

インターンシップなどを含めたキャリア教育への支援体制については、インターンシップの参加を促すための説明会や情報提供を行うとともに、本学独自のインターンシップ・プログラムを実施している。また、キャリア教育に関する科目がカリキュラムに組み込まれており、学外では企業・地域と連携したプログラムやイベント実習などを行っている。

キャリア支援室での相談・助言体制は、より多くの学生の来室を促すべく、ゼミ単位で支援室の利用ガイダンスを実施している。常に開放的で柔軟な運用を行っており、就職・進学に対する相談・助言体制は整備され、適切に運営されている。

進路支援組織と指導教員との連携については、キャリア支援委員会をはじめ、「就職特講」担当教員、演習担当教員や他部署との連携を密にとりながら行われている。

以上のことから、本学において教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制は整備されていると判断でき、基準 7 の基準項目を満たしている。

基準 8. 学生の受け入れ

8-1. 学生の受け入れ

8-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

8-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

8-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

評価ポイント

★教育目的を踏まえ、アドミSSION・ポリシーを定め、周知しているか。

★アドミSSION・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しているか。

★入試問題の作成は、アドミSSION・ポリシーに基づき、学内の責任者監修の下で適切に行われているか。

★教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

(1) 8-1 の自己判定

「基準項目 8-1 を満たしている。」

(2) 8-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

8-1-① 教育目標を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

（学部）

「建学の趣旨」及び「教育理念」に基づき、アドミSSION・ポリシーを定め、以下の内容（表 8-1-1）で具体的に明記している。

表 8-1-1 東京富士大学アドミSSION・ポリシー

基本方針	本学は、知識を詰め込む教育ではなく、社会やビジネスで生ずる様々な課題や問題を発見し、試行錯誤しながら自らそれを解決しようとする態度や能力を育成する教育を行います。このため、いわゆる学力のみならず入学志願者の個性や意欲に着目するとともに、今後、社会において活躍できる将来性や潜在能力も考慮して、志願者を選抜します。具体的には次のような志願者を求めています。
入学者の受け入れ方針(求める志願者像)	1)自己の興味や関心のある事柄について、自ら新しい知識を得たり課題を発見したりしようと努力することができる者を求めています。 2)人間社会や企業経営の新しい動向や変化に興味を持ち、社会の発展のために積極的に貢献しようとする意欲を持っている者を求めています。 3)多様な価値観を尊重し、多くの人と協働して物ごとに取り組むことができる者を求めています。
入学選抜者の基本方針	(1)総論 求める人物像に沿って、多様な入試方法により、学力の3要素を多面

	的・総合的に評価します。 1)知識・技能 ・大学での授業・カリキュラムに対応できる基礎的な知識・技能を身に付けている者を求めています。 ・自ら学修計画を立てることに意欲が感じられる者を求めています。 ・演習活動等を通じて主体的な学びの態度を修得する意欲が感じられる者を求めています。 2)思考力・判断力・表現力等の能力 ・人間社会や企業経営の新しい動向や変化を見据えて、社会の発展のために積極的に貢献するのに必要な思考力・判断力がある者を求めています。 ・自らの思考や判断を文章や言葉などでわかりやすく表現できる者を求めています。 3)主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度 ・高校までの生活で自らが打ち込んできた事を考察し、大学での学修や今後のキャリア形成に結び付けることができる者を求めています。 ・大学生活において、正規の学修や課外活動を通じて自ら主体的に多様な人々と協働して活動しようと具体的に構想できる者を求めています。 (2)入学試験情報(略)
経営学科の求める志願者像	経営やビジネス、さらには社会の組織や人間の心理など、いろいろなことに興味や関心を持ち、自己の特性や個性を発揮しながら、課題の発見及びその解決に向けて努力することができる人
イベントプロデュース学科の求める志願者像	様々な分野で展開されているイベントの企画や運営に興味や関心を持ち、将来、地域社会や産業の活性化、新しい文化の創造などに積極的に関わろうとする意欲を持っている人

これらのポリシーは、本学の「Web サイト」をはじめ、「大学案内」、「入試ガイド」、「学生募集要項」等に明示し、周知している。また、受験生、高校教員、保護者に対しては、各高校で開催される進学説明会、オープンキャンパスや学校見学等の機会において「大学案内」や「入試ガイド」等を配布し、本学が育成を目指す人材とその実現のための教育環境や教育システムなどの本学の特色について分かりやすく説明を行っている。令和 7(2025)年度は、進学説明会・出張講義は 160 会場に参加し、オープンキャンパスは計 12 回実施した。

また高校教員には進学説明会以外に、本学教職員が個別に高校訪問をする際に資料を配布して説明や質疑応答を行い、入学者受入れ方針に対する理解を深めている。令和 7(2025)年度の高校訪問回数は年間で延べ 748 校となった。

(大学院)

大学院においても、「建学の趣旨」及び「教育理念」に基づき、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を以下のように示している。

「東京富士大学は、創立以来「人道による世界平和」の理念のもと経営学を学ぶことを通じて広く経済界で活躍できる人材の育成に努めてきました。大学院経営学研究科は、このような伝統を踏まえさらに高度な専門性を有する職業人ならびに高度研究者の養成に取り組みたいと考えています。そのために優れた資質と経営学に対して高い意欲を有する人材を世界各国から受け入れたいと願っています。大学の理念に賛同し、研究においてもこの理念を忘れずに取り組める人の入学を期待します」

大学院向けの入試説明会を令和 7 年（2025 年度）は 2 度実施し、その他に平日キャンパス相談会・進学相談会などで、入学者の受け入れ方針の理解を深めている。

これらのポリシーは、「大学院リーフレット」、「学生募集要項」、「Web サイト」等に明示し、周知している。

8-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では一定の学力を持ち、アドミッション・ポリシーを理解した学生を受け入れるため、「推薦型選抜(学校推薦型)」、「総合型選抜」、「一般選抜」、「大学入学共通テスト利用選抜」、「特待生選抜」、「外国人留学生選抜」、「編入学選抜」、「社会人・帰国生選抜」といった方法で入試を実施している。

入学選抜者の基本方針については本学 Web サイトで、入学要件やそれぞれの入学試験の募集人員・選抜方法については、「東京富士大学入学者選抜規程」に基づいて「学生募集要項」に明示されている。

入学試験については、各試験主旨に応じて筆記試験、志望理由書、課題レポート、面接、調査書、プレゼンテーション試験等の方法により、公正かつ適切に選考を行っている。アドミッション・ポリシーに即した人物に入学してもらうため、小論文や課題レポートのテーマ、面接の質問項目の中には、協調性を測る目的で高校の学校生活での活動や、経済・企業・地域社会の動向に関する関心度を測る内容を常に盛り込んでいる。面接においては特に、学修計画や主体性、将来展望などについての質問を採り入れるなどし、社会において活躍できる将来性や潜在能力も評価軸としている。個々の入学試験終了後、合格ボーダーラインにいる受験生については、事前の個別相談時のデータ等も参考に、入試広報委員の教職員が本学に相応しい人物像かどうかについて協議しながら可否を決定するなど、本学としての指針に基づいた選抜が行われてきている。

一般入学試験の問題の作成は令和 5(2023)年度入試より外注化しているが、その作業においては本学のアドミッション・ポリシーに基づき、学内の責任教員を含め複数の教員監修のもと、適切に行われている。

8-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(学部)

過去 5 年間定員充足率を満たしていたが、令和 6 年（2023 年）度は 78.1%と入学定員充足率を満たさない結果となりました。しかし、令和 7 年（2025 年）度は 103%と回復した（表 8-1-2）。

表 8-1-2 入学者数の推移(年度は入学年度)

() 内は定員

区分	令和 8 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
学部入学者数	192 名 (220 名)	227 名 (220 名)	172 名 (220 名)	236 名 (220 名)	265 名 (220 名)
入学定員充足率	87.2%	103.1%	78.1%	107.2%	120.4%
経営学科	137 名 (160 名)	152 名 (160 名)	116 名 (160 名)	170 名 (160 名)	205 名 (160 名)
入学定員充足率	85.6%	95.0%	72.5%	106.2%	128.1%
イベントプロデュース学科	55 名 (60 名)	75 名 (60 名)	56 名 (60 名)	66 名 (60 名)	60 名 (60 名)
入学定員充足率	91.6%	125%	93.3%	110%	100.0%
大学院	20 名 (15 名)	17 名 (15 名)	13 名 (15 名)	8 名 (15 名)	12 名 (15 名)
入学定員充足率	133.3%	113.3%	86.6%	53%	80%

(大学院)

大学院入学者は令和 7(2025)年度は 20 名と順調に推移している。

(3) 8-1 の改善・向上方策 (将来計画)

(学部)

ア)「定員数」確保の為にハード・ソフト面から戦略を建て確保する。

- ①高校訪問の質（戦略・訪問時資料の整備・ガイダンス説明方法の統一）と量（訪問回数増加及び訪問内容の質向上）の改善により「定員確保」を目指す。
- ②オープンキャンパスの改善（魅力ある模擬授業・学生スタッフを研修したうえで丁寧で極め細やか相談会の実施、学食体験など付加価値）により「定員確保」を目指す。
- ③平日キャンパスの充実により「定員確保」を目指す。（本学の良さを現場で知る。受験生に合った入試方式の伝授や個別指導。面接指導や課題添削等きめ細やかな受験指導の実施。）
- ④質の高い、学修意欲の高い「留学生・通信制高校」の掘り出し。日本人学校や通信制高校への積極的訪問とガイダンスの参加頻度を上げ、接点を増やし入学につなげる

イ)広報ツールの拡充

- ①大学ホームページに加え、今まで専任の担当者が不在であった高校生の使用度が高い SNS 関係のツール (X, インスタグラム、YouTube など) に対し専任を置くことでより広い広報活動を実施する。

ウ)本学をより知ってもらうための施策

- ①出張講義や高校との授業連携の充実
- ②オープンキャンパスで本学 OB による学生生活の実体験の講演
- ③学生の出身高校への訪問

[基準 8 の自己評価]

学生の受入れにあたっては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーとして「基本方針」「求める志願者像」「入学者選抜の基本方針」「学科ごとの求める志願者像」を策定しており、Web サイトや学生募集媒体において周知されている。アドミッション・ポリシーに即した人物に入学してもらうため、志望理由書や課題レポートのテーマ、面接の質問項目の中に、経済・企業・地域社会の動向に関する関心度を測る内容を盛り込み、社会において活躍できる将来性や潜在能力も評価軸としている。推薦型入試の志願者が減少傾向のため、新規校及び地方からも受験しやすい総合型選抜での志願を促すことで、指定校以外の新規校及び地方からの入学者増策を図っていきたい。以上から、基準 8 については、基準項目を満たしている。

基準 9. 大学運営・財務

9-1. 経営の規律と誠実性

9-1-① 経営の規律と誠実性の維持

9-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

9-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

評価ポイント

- ★組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。
- ★使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。
- ★環境や人権について配慮しているか。
- ★学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

(1)9-1 の自己判定

「基準項目 9-1 を満たしている。」

(2)9-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

9-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学の運営・経営に関しては、「学校法人東京富士大学寄附行為」に基づき行われており、理事会を最高意思決定機関とし、理事長が学校法人の代表者として業務執行を総理している。理事長の業務執行に関しては、理事会の決議に加え、稟議に関する規程、経理に関する規程やその他の規程に基づき実施されている。

理事、評議員、監事の選任は、「学校法人東京富士大学寄附行為」に基づき適切に行なわれている。理事会・評議員会は、定期的開催され、監事の業務監査、監査法人の会計監査も適切に行なわれている。

経営の規律は保たれ、誠実に執行されており、維持・継続性に特に問題はない。

9-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的を継続的に実現するために、教学部門においては、教授会が月 1 回（第 4 火曜日）定期的に開催され、審議の場が設けられている。

経営部門においては、理事会及び評議員会が定期的に開催され、経営方針や教育の質の向上、経営改革や財政改善などを議題に審議がなされている。

また、平成 28(2016)年 6 月より、理事長・学長・学部長・事務局長で構成する「経営戦略会議」を原則月 1 回（第 3 木曜日）開催しており、大学の持続的発展に資するために、経営管理部門と教学部門が一体となった総合的な視点から、将来計画、運営に関する戦略的事項や予算、教育及び研究に係る諸問題などについて審議し、重要な案件は理事会に諮りながら、迅速な対応と意思決定に繋げている。

このように本学の教育の使命・目的実現のために理事会・教授会のもとで、学長の強いリーダーシップの発揮と迅速な対応ができる組織体制を構築している。

9-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

ア) 環境保全への配慮

環境問題については、キャンパス内の緑化対策や CO₂削減や節電対策として省エネルギーへの対策に取り組んでいる。具体的な施策としては、LED 照明への転換や常時点灯していた照明の約 1/3 を消灯、空調設備の省エネ型の最新版への更新は、令和 4（2022）年度に二上講堂及び本館、続いて令和 5（2023）年度に五号館及び高田記念館については実施した。令和 7（2025）年度の LED 工事の進捗状況は、本館のエントランス吹き抜け部分と図書館天井の高所以外部分での施工が終了しており、電力消費を節減する対策を講じている。また、夏季の節電対策として室温を 28 度に設定してクールビズを毎年実行している。これらの取り組みは教職員と学生、双方の協力を得て実現するものであるため、ポスター掲示や学内ネットワークを利用した節電への啓発活動を行い、効果をあげている。また、学内から排出されるゴミについては、分別ゴミ箱（ペットボトル、缶、瓶、燃えないゴミ、燃えるゴミ、ミックスペーパー）を設置し、分別を徹底している。

特に本学では、専門科目として「環境経営学」を配置している。また、都市部の環境保全に警鐘を鳴らす番組趣旨に共感し、平成 28(2016)年度より「ザ！鉄腕！DASH!!」（日本テレビ系）への撮影協力を行ったりするなど、環境保全への配慮については、学内外に継続的な発信を試みている。

イ) 人権への配慮

労働条件については、就業規則として「学校法人東京富士大学就業規則」を定めている。各種ハラスメント防止については、「東京富士大学 ハラスメント防止に関する規程」、「教員倫理規程」及び「職員倫理規程」を設け、教育・研究の場である大学で、すべての学生・教職員が互いに人格を認め合い、個人として尊重されるべく、ハラスメント防止に努めている。また、「東京富士大学ハラスメント防止に関する規程」については、令和 6（2024）2 月 27 日付けで「相談窓口」を明確化するなど、教職員がより相談しやすくなるよう一部改正を行った。

ハラスメントに対する理解・防止を目的とした研修は、外部講師を招いて定期的に行っている。令和 7（2025）年度は、令和 8 年 1 月 27 日（火）に愛知学院大学心理学部の教員による「アカデミック・ハラスメントの理解・予防・対応」（FDSD 研修）というテーマで実施し、アカハラなどの防止に対する理解を深めた。

このような外部専門家を招いたハラスメントに対する理解・防止を目的とした研修を、定期的に行う予定である。

個人情報の取り扱いについては、「学校法人東京富士大学個人情報保護規程」の規定を整備し対応している。公益通報については、「学校法人東京富士大学公益通報に関する規程」を整備し対応している。

ウ) 安全への配慮

安全管理については「学校法人東京富士大学危機管理規程」により、危機管理委員会を設置、あらゆる危機状態に対応できるようにしている。防犯対策としては、職員が交代で巡回警備を行っている。

地元消防署の協力を得て、防災に関するレクチャーを年度当初に学生向けに開催しているほか、避難訓練を年 1 回、学生と教職員が一体となって実施している。

情報についての危機管理は、「情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ方針」を

定め、さまざまな状況に迅速に対応できるようにしている。

また、「衛生委員会規程」を設け、衛生委員会を月 1 回定期的に開催し職員の健康障害の防止、健康の保持増進、労働災害の防止及び快適な職場環境形成に努めている。

労働安全衛生法に基づく年 1 回のストレスチェック実施が義務化されたので、本学では平成 28(2016)年 11 月から毎年度 11 月に実施している。令和 7 (2025) 年度は 12 月 1 日(月)~19 日(金)にストレスチェックを実施し、その判定をフィードバックしている。受診者 79 名（未受診者 6 名）、受診率 92.9%であった。

さらに、メンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策、定期的な職場循環を行うなど、積極的な活動を行っている。特に、メンタルヘルス対策については、長期に亘って欠勤した職員に対する復職審査を行い、欠勤が繰り返されないようにしている。

新型コロナウイルス感染症については、令和 5 (2023) 年 5 月 8 日に 5 類へ移行したが、令和 7 (2025) 年度も非接触型体温計、検査機器、体温計、マスク、消毒アルコールなどの感染症予防機器の配備、校医等との連携体制、感染防止用衛生マニュアル作成などを行い、教職員・学生に向けて手の消毒、マスク着用、教室などの換気のため窓のオープンなどを喚起し、全学での衛生管理体制を構築してきた。施設面では、二上講堂、全教室、事務室の空気清浄機・除菌装置を設置実施し、空調機能の強化をした。今後も空調・換気設備のメンテンを行う。

上記のように、学生が安心して教育を受けられる環境、及び教職員が安心して働ける環境の保全の確保に努めている。

(3) 9-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育基本法及び学校教育法をはじめ関係法令に従い、寄附行為及び関係する学内諸規程に則った理事会及び評議員会、経営戦略会議の運営を行っている。今後も経営の規律と誠実性の維持に努めていく。

また、中期 5 ヶ年計画に基づき、本学内の関係部署が連携した取り組みを図るとともに、毎年度、計画と実績を検証し、健全な大学運営を続けていく。

「学校法人東京富士大学危機管理規程」による危機管理委員会の運営をはじめとした学内外の危機管理の体制を強化し、環境や人権の配慮を忘れず、環境への負荷を圧縮していくこと、ハラスメントの防止や学生・教職員の安全に配慮し、学校法人としての誠実性の維持に努めていく。その中でも地震、風水害、火災などの大災害の危機や交通災害などの加え、新型コロナウイルス感染症対策に危機管理については、大学内での組織的な防災管理体制をさらに強化させていく。

大学をめぐる危機要因の多様化が進展しており、「東京富士大学危機管理マニュアル」策定がなされており、地震・災害など個別マニュアルの見直しを引き続き進めていく。

9-2. 理事会の機能

9-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

評価ポイント

- ★使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。
- ★理事の選任及び事業計画の確実な執行など、理事会の運営は適切に行われているか。
- ★理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。

(1) 9-2 の自己判定

「基準項目 9-2 を満たしている。」

(2) 9-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会は「学校法人東京富士大学寄附行為」第 17 条に基づいて設置、開催し、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。理事長に代表権を付与し、理事長は法人の業務を総理している。

理事会は、理事長、学長と学外理事 6 人の構成になっている。学内理事には学長が選任されており、理事長とともに設置者としての法人と教学部門の間の合意形成及び調整機能を適確に果たしている。

理事の選任に関しては寄附行為第 6 条及び第 7 条により明確に規定されており、すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画している。令和 7(2025)年度、理事会は年間計画表に基づいて開催されている。

理事会では、法人運営、教育研究の充実、業務運営の適性化や財政の健全化について適確な方針と運営の方向を定めている。

経営戦略会議は、経営管理部門・教学部門双方の現場の意見を吸い上げ、理事会における迅速かつ適切な意思決定を支援するため、大学運営に関する重要案件の審議・立案機能を担っている。

以上の通り、本学は寄附行為に基づき、理事会が適正に開催されており、使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定ができる体制を整備し、的確に機能している。

なお、令和 5（2023）年改正私学法においては、理事選任機関の新設、理事と評議員の兼職禁止、監事を評議員会が選任すること、職員評議員・理事又は理事会が選任する評議員の上限設定など、大幅な法改正が行われた。本改正は、我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正である。

本学では、上記の改正私学法に則り、寄附行為を全面的に見直し、令和 6（2024）年 12 月 19 日（木）に評議員会、同日に理事会の審議・承認を経て、令和 7（2025）年 1 月 10 日（金）に文部科学省に申請した。令和 7（2025）年 3 月 13 日（木）に文部科学省の認可（6 文科高 1956 号）を受諾し、令和 7（2025）年 4 月 1 日から改正寄附行為を施行している。

(3) 9-2 の改善・向上方策（将来計画）

中期 5 ヶ年計画(令和 8～12 年度)では、理事会を中心としたガバナンスの強化を掲げており、

理事会がリーダーシップを発揮していくために、その執行体制や迅速な意思決定ができるよう、機能強化に向け継続的に取り組んでいく。そのため本学では、改正私学法に則り改正した寄附行為を遵守し、実効性のあるガバナンス体制を構築する。

今後も文科省の諸規定や私立学校法を遵守しつつ、理事会・理事長・学長の決定権限の委任事項を整備していく。

9-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

9-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

9-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

評価ポイント

- ★意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。
- ★理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。
- ★法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。
- ★監事の選任は適切に行われているか。
- ★監事は、理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。
- ★監事は、理事会及び評議員会などへ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べているか。
- ★評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われているか。
- ★評議員の評議員会への出席状況は適切か。
- ★教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

(1) 9-3 の自己判定

「基準項目 9-3 を満たしている。」

(2) 9-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

9-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人(理事長)と大学(学長)の権限は明確に区分されている。理事長の権限は「この法人を代表し、その業務を総理する」と寄附行為第 12 条に明確に定められており、同第 17 条（理事会）に基づき、学校法人東京富士大学を代表する責任と権限を有している。

学長は法人と教学部門の連携の要として理事会、評議員会に出席している。大学の情報や課題は学長を通して理事会に逐次報告がなされ、学外理事を含め全ての理事がその内容を確認している。また、理事会の決定事項は、教授会において報告がなされている。

総務部長、事務局長または副事務局長は、法人と事務管理部門の連携の要として管理部門を統括する。平成 29(2017)年 4 月に、法人事務、大学事務の業務及び執行に関する事項を協議する機関として設置された事務運営協議会を原則月 1 回、定期的に開催し、部署間での情報の共有と意思疎通を行っている。

また小規模組織の利点を生かし、理事長と学長、事務局長は頻繁に意見交換を行い、迅速かつ円滑な意思決定に努めている。

本学の特性として、教学に関する管理職の役職を教員が兼務していること、教授会傘下の各専門委員会へ管理職の事務職員が参加していることから、教職員の一体的な連携体制が構築さ

れており、現場レベルでの相互の意思疎通、及びスムーズな連携は図られている。

教員からの教学に関する提案については、教授会や 4 つの専門委員会などを通じて学長がくみ上げ、職員からの提案については、4 つの専門委員会や事務運営協議会などを通じて総務部長がくみ上げることで、大学運営の改善に適切に反映させている。

以上、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は、円滑になされている。

9-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事長は、法人を代表しその業務を総理し、学校法人東京富士大学を代表する権限を有している。一方、学長は教学の最高責任者として学務を統括し職員のサービスを統監し、教授会の意見を尊重して本学の運営にあたっている。

学長は理事会、評議員会に出席している。大学の情報や課題等は学長を通して理事会に報告されている。また理事会における決定事項は学長を通して教授会にて報告される。こうして法人及び大学の管理運営機関の相互チェックする体制は整備され、適切に機能している。

監事は寄附行為第 8 条に基づいて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を経て理事長が選任する。現在 2 名の監事を選任しているが、寄附行為第 16 条によって監事の職務は明確に規定され、これに基づき適切に職務を遂行している。

令和 7(2025)年度、監事は全ての理事会及び評議員会に出席し、その業務執行状況を監査している。さらに監事は監査法人と適宜連携し、月次決算及び年次決算に立ち会って収支決算及び財産の状況について監査を行い、その後その内容について監査報告書を作成し、理事会・評議員会において監査結果を報告している。

また、監事は、教授会、専門委員会、経営戦略会議に出席し、教学及び管理に係る業務執行状況を確認し、理事会などで意見を述べるができる体制となっている。

さらに、監事は適宜、理事である学長、事務局長と面談し、法人及び大学の現状につき報告を受けている。

評議員会は「学校法人東京富士大学寄附行為 20 条」に基づいて設置・開催される。評議員は、同第 24 条に基づき選任され、同第 22 条に定める事項について理事長の諮問に応え、あるいは役員に意見を述べる。評議員会は、年 2 回、3 月・5 月に招集される。

3 月の評議員会では理事長より理事会開催前に補正予算、年次事業報告及び予算等に係る意見が求められ、5 月には理事会開催後に前年度事業報告、前年度決算報告が行われるほか、監事の前年度監査報告等が行われる。なお臨時に評議員会を招集する必要がある場合は、寄附行為第 20 条により理事長が招集することになっている。

学校法人のガバナンス強化を主旨とした令和 5 (2023) 度の私立大学学校法の改正に則り、本学では寄附行為を改正し、理事選任機関の新設、理事と評議員の兼職禁止、監事の評議員会選任などについて改正し、令和 7 (2025) 年 3 月 13 日 (木) に文部科学省の認可 (6 文科高 1965 号) を受諾し、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 (火) より施行している。

監事機能の強化については、寄附行為第 8 条に「監事の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ「利益相反を適切に防止できるものを選任する」ことを明記している。さらに、監事の職務について、「この法人の理事の業務執行の状況を監査すること」(寄附行為第 16 条 1 項 3 号) を明記するとともに、「理事の行為によって学校法人に著しい損害が生じる恐れのある場合、監事が差し止め請求できるようにする」(寄附行為第 16 条 3 項) などの規程を置いた。

役員の責任を明確化するため、理事・監事の善管注意義務について規定し、これに違反して法人や第三者に損害を与えた場合に損害賠償責任を負うことも明文化している。（寄附行為第 39 条、40 条）

令和 5（2022）年の私立学校法の改正により、「内部統制システムの整備」が必要となっている。本学では、内部統制状況の確認、内部統制に係る規程等の整備を行い、「学校法人東京富士大学 内部統制システム整備の基本方針」を策定、「学校法人東京富士大学 リスク・危機管理規程」「学校法人東京富士大学 コンプライアンス推進規程」「学校法人東京富士大学 文書管理規程」の策定に加え、「学校法人東京富士大学 監事監査規程」を見直した。それらの内部統制システム整備に係る規程については、令和 7（2025）年 4 月 1 日より施行している。

(3)9-3 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人のガバナンス強化や教育の質の向上、運営の透明性確保の要請が強く求められてきている中、本学では、業務執行体制を不断に点検し、状況の変化に応じて組織の再編や寄附行為等の諸規程の見直しを行っていく。

令和 5 年の改正私学法に基づいて、本学では改正寄付行為及び内部統制システム整備の基本方針、関連の規程を策定し、令和 7 年 4 月 1 日より施行した。これらの規程に基づき、本学のガバナンス体制を強化するとともに、内部統制システム整備の基本方針に則って、業務の有効性や効率化を高め、報告の信頼性、事業活動に関わる法令遵守、資産の保全を図っていくこととする。

9-4. 財務基盤と収支

9-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

9-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

評価ポイント

- ★中長期的な計画に基づく財務運営を行っているか。
- ★安定した財務基盤を確立しているか。
- ★使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。
- ★使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

(1)9-4 の自己判定

「基準項目 9-4 を満たしている。」

(2)9-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

9-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財政運営の確立

本学では、令和 3(2021)年度から中期 5 ヶ年計画（令和 3～7 年度）をスタートさせ財政基盤の健全化に向けて、新たな目標を掲げ各種の施策に取り組んできた。

中期 5 ヶ年計画の最重点施策として掲げてきたのは、学生募集体制の強化、実務 IQ を育てるカリキュラムの充実など、13 施策を掲げ、それぞれの施策実現に向け取り組んできた。

i)重点校との信頼関係を緊密化による学生募集体制の強化

以下の 5 つの方針により、学生募集体制の強化に努めている。

①重点校への訪問体制強化による高校進路担当教員との信頼関係構築

令和 7 (2025) 年度は、高校訪問専門スタッフによる重点校や首都圏及び地方の新規訪問高校の開拓など、高校への訪問活動を強化した。高校訪問数は延べ 733 校（前年度 748 校）と前年度を微増であるが上回った。1 校当りの在校時間を多めに取り、同専任スタッフによる本学の教育方針・内容・就職活動などの情報提供と高校側のニーズをしっかりと把握し、進路担当教員との継続的な信頼関係に注力した。1 都 3 県以外の地域では、本学入学実績の多い栃木・群馬・新潟県などの地域を中心に 137 校とエリアを拡大した。さらに、進路ガイダンスの参加も昨年度を上回る 138 回参加した。

さらに、高大連携の出張講義は、今年度も積極的に行い受験生や高校とのつながりを強化できた。

②オープンキャンパスの重視と受験生の要望に対応

オープンキャンパスは入学に直結する最大要因の一つであることが、IR の入学要因分析などにより確認されている。そのため、令和 7 (2025) 年度は、総計 12 回を実施し、総来校者数 984 名（前年度 1,159 名）と、前年度比で約 15%減少した。TFU 学生広報スタッフへのセミナーを行い、充実したオープンキャンパスを開催した。また、オープンキャンパスを盛り上げる施策の一つとして、イベントプロデュース学科の実習をオープンキャンパス来校の高校生も参加を促し価値を高めることができた。

③Web 広報体制の強化

近年の受験生の大半はスマートフォンで受験情報を獲得する傾向が見られる。これに対応し、広報に関しては紙媒体から Web 媒体へのシフトを進めてきた。それに伴い、「公式 Web サイト・受験サイトのコンテンツの見直しと充実」「SNS(ツイッター、LINE、インスタグラム)の有効活用によるタイムリーな情報発信」「動画コンテンツの積極的な取り込み」などに取り組んだ。

なお、高校生や保護者向けに、本学の教育の特徴やゼミ活動などや就職実績など、本学の強みを情報発信するため、東京富士大学ブランディング戦略委員会を立ち上げ、本学のブランディング戦略を推進していく。

④国の修学支援制度の認定化による経済支援策の多様化

本学独自の奨学金(TFU スカラシップ)制度を抜本的に見直し、令和 3(2021)年度より厳格な支給方針に変更した。それと併行して同年より、国の修学支援制度の対象校としての認定を受け、「授業料等減免に関する規程を新設(令和 3(2021)年 4 月 1 日施行)、同制度を活用することで支給対象枠の確保に努めている。

令和 7 (2025) 年度も「TFU スカラシップ」「日本学生支援機構」「国の修学支援制度」の奨学金制度を有効活用できるように学生の経済的支援を行った。

その結果、TFU スカラシップ制度は 89 名（前年度 89 名）、日本学生支援機構奨学金制度は 260 名（前年度 268 名）が貸与制度、108 名（前年度 89 名）が給付制度を受けており、国の修学支援制度は延べ 157 名（前年度 161 名）となっており、本学の学生の経済生活面での大きな支えとなっている。

⑤一般入試・地方受験者のフォロー

本学への入学者はこれまで、一般入試・大学入学共通テスト利用者や一都三県以外の出身者比率が極めて低い傾向がみられた。しかし、より高い目的意識や向学心を抱いた学生の獲得に

つながる選択肢として軽視できないルートと位置づけてきた。そのため、一都三県以外の地域にも学生募集活動を強化し、地方からの受験者は増加傾向にある。

これまで複数の受験者実績を持つ富山・沖縄などの地方高校への訪問、遠隔地受験者検定料金免除対象の拡大、大学入学共通テストの監督作業(早稲田大とともに実施)継続による大学入学共通テスト利用者の獲得などに積極的に取り組んだ。

以上のような多面的な学生募集や奨学金など経済的な支援に取り組んでおり、入学者数は令和 2 (2020) 年度から令和 5 (2023) 年までは定員以上の入学者を確保した。しかし、令和 6 (2024) 年度は定員未充足、令和 7 (2025) 年 227 名と定員確保ができたが、令和 8 (2026) 年度は 192 名で厳しい状況になった。編入の入学者は 11 名(前年度 2 名)と増加した。

大学進学者である 18 歳人口が減少していること、平成 30 (2018) 年度以降、実施されている私立大学における定員厳格化(27 文科高第 351 号・私振補第 30 号)措置が令和 5 (2023) 年度入試から管理基準が緩(入学定員数から全学生総収容数)に変更になったことから本学などを含め小規模大学への志願者を確保することが厳しい状況が続いている。

総学生数(学部 880 名)は、令和 3(2021)年度 1,015 名、令和 4(2022)年度 1,063 名、令和 5 (2023) 年度 903 名と収容定員数を充足した。しかし、令和 6 (2024) 年度 863 名、令和 7 (2025) 年度は 809 名と収容定員数を下回り、総学生数でも一段と厳しい状況にある。

本学は志願者に選ばれる大学になるためには、本学の認知度を高めることが先決である。そのため本学の教学・就職の強み・特徴を志願者に的確に情報発信するなど、全学的な入試広報戦略を展開していくことが喫緊の課題である。

ii)総経費の削減

中期 5 ヶ年計画と令和 7 (2025) 年度の事業計画に基づき、支出面では人件費の縮減や管理経費の削減を、計画的に取り組んでいる。

主要な施策は以下のとおりである。

①総人件費の削減

本年度も教職員の定年後の再雇用停止、教員職員 70 歳以上の再雇用見直し、特任教員制度(任期制)活用、事務職員の採用は任期制、パートタイマー制の活用などに取り組んだ。本年度は、職員退職者が多く、当初予算よりも総人件費は増加した。また、経常収入に対する人件費比率は、令和 4(2022)年度 45.6%・令和 5 (2023) 年度 44.4%と 50%を下回っていたが、令和 6 (2024) 年度 50.4%、令和 7 (2025) 年度は 55.3%と上昇してきている。

②教育研究費及び管理経費の削減

予算編成においては、各部門の経費を、事務局長・副事務局長らを構成メンバーとする予算委員会(毎年度 2 月に部門ヒアリングを実施)において、費用対効果や事業の必要性・優先順位などを勘案しながら調整した。教育研究経費については、良好な教育環境の維持のために必要な経費は計上しつつ、効率的な執行により経費削減に取り組んでいる。経常収入に対する教育研究経費比率は、令和 7(2025)年度に 29.2%(前年度 27.6%)と前年比 1.6%増加、経常収入に対する管理経費比率は、令和 7(2025)年度 13.2%(前年度 14.2%)と前年比 1.0%減少した。

③奨学金制度の抜本的改革と実行

本学では他大学との差別化及び優秀な学生確保を目的に、平成 25(2013)年度から独自の奨学生制度である TFU(Tokyo Fuji University)スカラシップ制度をスタートさせた。しかし、本制度による奨学金支出額が財政を圧迫してきていることから、令和 2 (2020) 年度から抜本的な

改革を実施した。その内容は、D 特待（入学金免除）の廃止に加え、すべての特待対象における入学金免除の廃止、奨学金支出総額の上限設置、選抜方法の変更などである。その結果、奨学金支出額は年々減少しており、財務基盤の強化に寄与している。

9-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学校法人全体の教育活動収支・経常収支差額は、平成 30 年（2018）年度までマイナス計上と厳しい状況が続いてきたが、学生募集体制の強化や文科省の定員厳格化措置により志願者数・入学者数が急増し、同時に人件費等の経費削減により令和元(2019)年度にプラスに転じた。その後、定員厳格化の緩和措置、18 歳人口減などで、志願者・入学者数も減少しており、令和 7(2025)年度は、総学生数が総収容学生数を下回った。

しかし、総人件費の抑制や管理経費の節減などに努め、教育活動収支差額は黒字を計上することができた。

令和 7(2025)年度の収支の内訳は、教育活動収入 12 億 3,668 万円で対前年比 0.51%増（対前年度 640 万円増）であり、教育活動支出は 12 億 1,501 万円で対前年比 6.9%増（対前年度 7880 万円増）となった。その内訳は、人件費 6,753 万円増、教育研究経費 2,248 万増、管理経費 1,070 万円減、その他 51 万減であった。

上記のように、入学者減により学生生徒等納付金収入が大幅に減少し、人件費・教育研究費も前年度と比べると増加したが、管理経費の縮減などにより経常収支差額は 2,902 万円、経常収支差額比率は、令和 7（2025）年度 2.3%（前年度 7.8%）と 5.5%減となり、財政基盤の脆弱が顕著となっている。

(3)9-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3（2021）年度から始まった中期 5 ヶ年計画では、財政運営の健全化に向けて中期目標を掲げ、13 の重点施策の実現に向けて取り組んだ。

学生募集体制を重点施策とし、高校進路担当教員との緊密な連携を構築するとともに、オープンキャンパスの充実、広報メディアの刷新に加え、学生一人一人の学修成果の見える化など、教育の質をより高めることで、入学定員の確保により学納金等の収入増を図った。また、学納金収入以外では、保有資産の有効活用、科研費などの外部資金導入等の推進を行った。しかし、令和 6（2024）年度、令和 8（2026）年度に入学定員が充足できず、学生生徒等納付金収入が大幅に減少した。

支出面では、毎年度、予算編成の適正化を図り、柔軟な予算管理と運営を行い、教育研究経費、管理経費の厳格な管理など経費節減に取り組んできたが、奨学金等の増加もあり、前年度に比べ支出が 6.9%増になった。

新たな中期 5 ヶ年計画では、課題解決型学習の重視や国家資格取得者増を図り、学修ポートフォリオにより学生一人一人の学修成果の見える化を推進、その結果としての就職実績や卒業生の社会での活躍など、本学教育の強みと独自性を多様なメディアを通じて高校生や保護者、高校進路担当教員へ情報発信し、より多くの入学者を確保していく。また、退学者・除籍者をなくすために、学生の居場所づくりや経済的困窮など様々な悩みを抱えている学生への対応策を講じていく。さらに、編入者の方を円滑に受け入れるための包括的単位互換制度の活用や編入者向けの演習の取り組み。留学生向けの日本語能力向上策など、入学者の確保、編入者の受け入

れ対策、留学生受け入れ増加に、退学者・除籍者の抑制により、学生生徒等納付金収入面の改善を図り、より安定した財政基盤を確立していく。

9-5. 会計

9-5-① 会計処理の適正な実施

9-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

評価ポイント

- ★学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。
- ★予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。
- ★会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

(1)9-5 の自己判定

「基準項目 9-5 を満たしている。」

(2)9-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

9-5-① 会計処理の適正な実施

本学では事業計画及び予算編成については、年度末に各部門責任者とヒアリングを行い、財政状況が厳しい状況であることから優先順位の高いものとそうでないものを区分、優先順位の低いものは次年度に回すなど、メリハリのある予算編成を行っている。

事業計画及び予算編成は経理責任者が主管し取りまとめ、その結果は寄附行為第 33 条に基づいて 3 月末に開催する理事会の議決を得る。

教育活動収支予算を執行する場合、主要個別案件ごとに実施稟議書を起案し、事務局長の決裁を経てこれを執行する。

本学の会計処理は、学校法人会計基準とこれに基づく「経理規程」に準拠して適正に行っている。経理規程は、効率的な大学経営と教育研究活動の発展に資することを目的とし、正確かつ迅速な処理を行えるよう詳細な会計処理を定めている。

金銭(現金・預金)の出納は毎日、現金及び預金の在高を管理している。資金運用は安全かつ確実を原則とし、資金運用規程を定め管理している。

固定資産は、固定資産管理システムに基づいて固定資産台帳及び図書台帳に記録し、購入・現物寄付・除却等の都度、適切に管理している。貯蔵品等の資産管理は、固定資産会計及び物品会計として定め、適切に管理している。また固定資産物品管理規程を別にし、その管理と管理帳簿等に定め、適切に処理している。

経理責任者は寄附行為第 36 条の定めに従って、会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算を行い、監事の意見を求め、これを理事長に提出する。理事長は決算及び事業の実績を理事会で決定し、その後、評議員会に報告し意見を求めている。

以上により、学校法人会計基準や経理に関する規則に基づく会計処理を適切に実施していると自己評価する。

9-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学における会計監査は、監事監査と監査法人監査が行われている。ともに学校法人会計基

準及び経理規程に準拠した会計処理と表示が適切であるかどうかの視点から厳密に実施しており、会計監査等は適切に行われている。

会計監査は、毎月期中監査(月次決算、会計処理の妥当性検証等)を行っており、又期末監査(年次決算監査)及び計算書類の監査を行っている。

監事は、監査法人と適宜連携して、月次決算及び年次決算に立会い、収支決算及び財産の状況について監査を行うとともに理事会、評議員会に出席しその業務執行状況を監査している。

以上から会計監査などを行う体制が整備され、厳正に実施していると自己評価する。

(3)9-5 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年度から学校会計基準の改正に対応した新会計処理ソフトを導入し、新たな学校会計基準への諸規程の内容に適合するように周知徹底するとともに、適正な会計処理に努めている。令和 7(2025)年度についても期日通り決算処理が完了している。

今後も、予算管理を適正に行い、四半期毎に各事業の進捗管理が的確かつ迅速に処理できるようにするとともに、毎年度、教育活動収支差額・経常収支差額の黒字化に取り組んでいく。

[基準 9 の自己評価]

本学では、教育基本法及び学校教育法をはじめ関係法令に従い、寄附行為及び関係する学内諸規程に則った理事会及び評議員会、経営戦略会議を適切に運営し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。環境保全、人権、安全への配慮、学内外の危機管理に関する規程や体制を整えている。

学校教育法、私立学校法、大学設置基準、学校法人会計基準等、法令の遵守等については状況を的確に判断し、常に規程改正と組織体制の見直しなどの改善を行っており、特に問題はなく運営されている。

法人の各管理運営機関の意思決定は円滑になされており、管理運営機関のコミュニケーション、相互チェックについては理事会、経営戦略会議、教授会を通して適正に作動している。なお、大学の運営に関する企画立案や大学の教学に関する課題などへの対応には、経営戦略会議（平成 28(2016)年 4 月設置）が現場と理事会とのパイプ役となり、迅速に対応している。

また、本学でのガバナンス強化については、令和元(2019)年度の私立学校法改正に従って寄附行為を改正し、監事や評議員会の機能の充実や中期 5 ヶ年計画の策定、役員の責任の明確化などを図った。また、令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の改正私学法の則り、本学の寄附行為の改正を行い、文科省の認可を受諾している。それに基づき、実効性のあるガバナンス体制を推進する。

今後も高等教育において重要な役割を担う本学は、これまで以上に社会の理解と支援を得られるように、ガバナンス体制を強化し、学生が安心して学べる環境・教職員が安心して働ける環境を整備していく。

現行の中期 5 ヶ年計画（令和 2(2021)～令和 7（2025）年度）は、最終年度となったが、重点校の進路担当教員との信頼関係構築や実践的なカリキュラム変更などで、入学者数の増加を図ったが、令和 6 年度・令和 8 年度入試では定員未充足に陥ったものの、総人件費の抑制や TFU 奨学金制度の見直し等の施策により、教育活動収支差額および経常収支差額は黒字化を維持した。

新たに始まる中期 5 ヶ年計画（令和 8(2026)～令和 12（2030 年度））の目標達成に向けて、入学定員以上の入学者確保や退学者の抑制などにより学納金収入等増を図るとともに、教育研究活動のための人材や教育施設への必要な投資を確保するために、総人件費節減や教育経費・管理経費の見直しを図るなどして財務基盤の強化に努めていく。

以上のことから、本学は経営の管理は適切に行われ、財政基盤の確立と適正な会計処理を行っており、基準 9 は満たされていると判断する。

基準 10. 社会連携・社会貢献

10-1. 産学連携を通じた社会貢献

10-1-① 地域企業・行政等との連携推進

10-1-② 地域社会への研究・教育成果の還元

10-1-③ ボランティア教育等を通じた地域への貢献

評価ポイント

- ★社会連携・社会貢献に向けての方針を明確に示しているか。
- ★企業・行政との連携が組織的・継続的に行われているか。
- ★研究・教育の特性を生かした公開講座等の開催が行われているか。
- ★地域課題の解決に向け、学生がボランティア参加する枠組みが整備されているか。

(1) 10-1 の自己判定

「基準項目 10-1 を満たしている。」

(2) 10-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、「人道による世界平和」実現の理想のもと、「建学の趣旨」に則り、社会に貢献できる有為の人材を育成するため、時代に即した「人間教育」を行うことを基本理念としている。そのために「実務 IQ を育てる」という教育方針を掲げ、初年次から卒業まで一貫して実学重視の取り組みを行っている。その取り組みは大学内部で行われる教育プログラムのみならず、企業や各種団体、地元地域、自治体との活発な連携として展開されており、学生に対してそうした活動に積極的に参加することを推奨している。

10-1-① 地域企業・行政等との連携推進

本学ではこれまでに様々な企業・団体・自治体等と多様な連携を行ってきた。

令和 7 年度は、令和 6 年の東京中小企業家同友会との連携協定に続き、新たに地元新宿を拠点とするサッカー клубであるクリアソン新宿との間で産学連携包括協定を締結した（令和 7（2025）年 7 月）。

また、東京都や新宿区といった自治体とも、適宜協力関係を築いており、大学地元の商店会とも継続的な連携を行なっている。

ここで、令和 7（2025）年度に行った連携について、代表的なものを挙げておく。

・クリアソン新宿との連携授業「経営実践特講Ⅴ」

クリアソン新宿(株式会社 Criacao)とは、これまでもインターンシップや期間限定の特別プログラムなどを行ってきたが、包括連携協定を結び、より広範な連携を進めている。この「経営実践特講Ⅴ（スポーツビジネス～新宿のサッカークラブの挑戦～）」では、スポーツクラブの経営、地域貢献などを実務者による座学、現場体験やグループワークを交えた多角的な講義を行った。

学生からは、「新宿という大都市が抱える様々な社会課題と向き合い、スポーツビジネスが試合やクラブ活動を通じて、社会にどのような価値を提供できるのかを考える有益な機会

となった」、「スポーツは競技としてだけでなく、社会や地域を支える存在でもあることを実感した」といった感想を得ており、有益な学びの場になったと考える。

また、クリアソン側からは、「実際に選手やパートナー企業の方が来て話してくれたというのは学生たちにとって、生の声が聞けて良かったのではないか」、「スポーツビジネスを体系的に学ぶことができて良かったのではないか」といったコメントがあった。クリアソンとしては、大学で14回の講義をするという初めての体験となり、課題も浮き彫りになったが、それらを踏まえてより効果的な講義になるように次年度も続けて実施していく予定である。

- ・地域イベント「染の小道」への参加

「染の小道」は新宿中井地域で毎年2月に行われているイベントで、新宿の地場産業である染色業の振興と地域活性化を目的としたものである。本学では、令和4（2022）年の2月から毎年ボランティア学生を送り出しており、令和5（2023）年からは染の小道実行委員会を受け入れ先としたインターンシッププログラムも実施している（キャリア支援部と連携）。ボランティアについては後述するが、地元地域の人々と協働して作業を行うことは学生にとってコミュニケーション力や忍耐力を高める体験となっていると共に、高齢化に直面する地元商店街の社会課題を、イベントを通じて考える機会にもなっている。また、他大学の学生と共同作業をするため、互いに刺激を受け合う貴重な機会でもある。

インターンシップ受け入れ先の「染の里おちあい」からは、当インターンシップによって実務IQの「忍耐力、協働力、主張力」の成長が期待できるとコメントをいただいております、今後は学生主導の企画をもっとサポートしていきたいので、企画提案とその実現を目標にしてもらいたいという要望をいただいた。

- ・Shinjuku Re 和 style project による「新宿サステナブルフェス」への参加

平成29(2017)年から三ヵ年実施していた新宿区産業振興課「大学との連携による商店街支援事業」の流れを受け、令和3(2021)年度は西武信用金庫の「地域みらいプロジェクト」助成金を利用し、教員と学生の有志が地元の地場産業である染色業の活性化を目指す

「Shinjuku Re 和 style project」を展開した。このプロジェクトはその後にも継続しており、令和7（2025）年度は地元の染色業者や各種団体と連携して「新宿サステナブルフェス」を展開した。この活動は（一社）染の里おちあいと（一社）新宿観光振興協会が中心となり、（公財）東京観光財団の助成金を活用して行われたものである。参加団体は、新宿区立小学校（落合第一から第六）、無印良品新宿靖国通り店、本学の Shinjuku Re 和 style project、東京おもちゃ美術館、東京食堂、東建築計画事務所であった。9月から12月まで各団体が様々な企画を連続して行う企画で、本学の学生はバスタ新宿等に展示する反物の染色、「新宿まちフェス 2025」でのサポート、東京富士祭での展示とワークショップ、「エコプロ 2025」でのブース出展を担当した。多彩な外部団体との連携や、大規模な展示イベントの経験は学生にとって貴重な経験となった。

なお、終了後の学生へのヒヤリングにおいて、参加学生の忍耐力、創造力、協働力、主張力を磨くことにつながったと感じている。

- ・「さかえ通り商店会」との連携による地域イベント

地元商店会である「さかえ通り商店会」および、高田馬場で長らくコスプレイベントを実施している株式会社ミネルバと連携し、「高田馬場ポップカルチャーフェス 2025」を開催した。高田馬場駅周辺から東京富士大学にかけての施設・店舗等が連携し、学生と共に地域

を盛り上げた。学生へのヒアリングから、実務 IQ における「思考力、忍耐力、創造力、協働力」の成長につながったことが確認された。

さかえ通り商店会とは、先に述べた新宿区産業振興課による商店街活性化事業以降、継続的に連携を行っており、令和 6 年度は「さかえ通り・宮田商店会 ハッピークーポンフェア」を実施している。現在も、さかえ通り商店会の定例会には毎回参加しており、令和 8 年度も連携事業を計画している。

・ワカプロ 2025 笑冠王「太田プロお笑いライブ」

「ワカプロ」はイベントプロデュース学科が行っている学生主体のイベントプロデュース企画であり、令和 6 年に開始して令和 7 年度は 2 回目となる。今回は芸能プロダクションの株式会社太田プロダクションと連携し、「イベント実践特講」を受講する学生が中心となって企画から演出、収支予測、グッズ販売、プロモーション、イベント運営までをトータルにプロデュースするものである。若手お笑いアーティストをプロデュース・サポートすることを企画の軸にし、11 月 15 日に本学二上講堂にて有料のお笑いイベントを開催した。学生が自ら考え、悩み、責任を持って関わった実践的学びは、関わった学生の経験値を急速に高めるものになったと考えられる。総じて学生の士気は高く主体的に自ら企画を考え、担当分けし、イベントに運営参加するだけではないプロデュースの核となる経験を得られた。また、参加学生へのアンケート結果では、「自分の成長につながる経験を得られましたか」の問いに約 80%の参加学生が「かなり経験が得られた」と答えた。実務 IQ では、思考力、創造力、協働力、主張力が伸びた能力として回答が多かった。通常授業に比べ教育効果が大きいことは顕著であった。

・社会構想大学院大学との連携授業

令和 7（2025）年度における社会連携プログラムの一環として、社会構想大学院大学との連携授業に取り組んだ。本学では、社会構想大学院大学の実務家教員養成課程修了生による教育プログラム「イベント実践特講Ⅱ（社会構想大学院大学連携授業／イベント・ケーススタディ）」を、令和 6（2024）年度秋学期より単位科目として開講している（令和 6 年 3 月に連携授業に関する覚書を締結）。

本授業では、多様な業界・職種におけるイベントの実例を通じて、各分野のニーズに応じたイベントの手法や実践的知見について理解を深めることを目的としている。具体的には、「教育」「人事・人材」「メディア」「食」「医療」「地域・社会」といった多様な領域におけるイベントの活用事例を扱い、分野横断的にイベントの意義と可能性を学ぶ機会を提供している。

学生はイベント業界に限らず、広くビジネスや組織運営においてイベントが果たす役割を理解し、自身のキャリアにおいてイベントをどのように活用できるかについての視点を獲得することが期待される。実際、現役実務家からは「成功だけでなく失敗や葛藤も含めたリアルな経験を聞くことで、学生たちは『社会で働くイメージ』を具体的に持つようになっていった」とのコメントをいただいた。また学生からも「イベント業界以外でもイベントの知識が活かされると分かった」、「自分も挑戦してみたい」といった感想が見られ、キャリア意識を深め、将来への視野の広がりにつながったと考えられる。なお、実務 IQ の観点から、この講義において学生の「思考力、創造力」の醸成につながったと考えられる（担当教員のヒアリングから）。

10-1-② 地域社会への研究・教育成果の還元

先述したいくつかの連携を通じて、地域社会への研究・教育成果の還元を行なってきた。例えば、「染の小道」では、経営やイベントについて学ぶとともに、実務 IQ の教育を受けた学生が積極的に地域に関わり、教育成果を還元している。「新宿サステナブル・フェス」では、イベントのサポートやワークショップ、さらにはエコプロ展での展示を通じて研究・教育成果を発信してきた。社会構想大学院大学との連携においては、イベント実習を通じて得た研究・教育の蓄積を実務家教員養成課程の修了生に提供するとともに、講座自体が彼らに教員としての経験を積む機会となっている。

また、地域への還元ということ言えば、大学院で行われている「税務教室」を取り上げておきたい。財務会計・税務に力を入れている本学大学院の特徴を活かしたもので、税務に関する知見を地域社会に還元する機会となっている。この講座は毎年 6 月頃に行われており、主に近隣の事業者や公務員の方が参加しており（毎年 15 名程度）、好評を得ている。

10-1-③ ボランティア教育等を通じた地域への貢献

本学では毎年 2 月に地域イベント「染の小道」にボランティア学生を送り出している。毎年、11 月ごろに説明会を実施して参加者を募り、12 月から 2 月にかけて清掃、ポスター貼り、パンフレット配布、反物の補修などの準備作業を行い、当日を迎える。主に土日の活動で、地元の商店街の方々や住民ボランティアの方々、そして他大学の学生たちと共同作業を行う。学生たちが企画から関わる催しもあり、主体的に関わるほど多くの経験を積むことができる。地域の人々と密接な関係を築いていくことができることも魅力で、卒業までに数回参加する学生もいる。例年 10 名から 20 名の学生が参加しているが、2026 年の参加者は 5 名で少々残念な結果であった。一方、地域の人々は毎年の学生の参加を大変歓迎しており、感謝の言葉を多くいただく。先述のとおり、商店街の高齢化が顕著で、イベントを開催する実行委員会も毎年運営に苦勞しており、若い学生が入れ替わり参加することを頼りにし、また楽しみにしている。その意味で、このイベントを通して本学の学生が地域に大いに貢献していると言える。

学生の振り返りから、コミュニケーション力や地域社会への貢献意識が高まったと言った声が多く聞かれ、通常の授業とは異なる有益な学びの場になったと考えられる。受け入れ先の実行委員会からは、実務 IQ の「忍耐力、協働力、主張力」が高まったというコメントがあり、今後は「他校の学生と上手く交流できるような場を意識的に作っていきたい」という展望もいただいた。

(3) 基準 10 の改善・向上策

昨年の課題として挙げられていたのは以下の点である。

- (a)金融機関との連携の再構築
- (b)クリアソン新宿との包括連携協定の締結
- (c)地元商店会との連携の継続および新たな展開の検討
- (d)地域社会向け公開講座の実施
- (e)社会連携・貢献活動の教育効果（実務 IQ の力）の検証

- (a)については未着手であった。これについては、令和8年度中に徐々に行なっていく予定である。個々の金融機関と今後の連携を交渉し、どのような連携が望ましいかを改めて検討していく。
- (b)については先述のとおり包括連携協定の締結が行われた。それと合わせて「経営実践特講V」の連携講義が実現した。令和8年度もこの講義は実施するが、今後はどのような形に展開していくか、フィードバックを適切に行いながら検討していく。
- (c)令和7年度はコスプレイベント「高田馬場ポップカルチャーフェス 2025」を実施した。令和8年度も引き続き連携事業を計画している。
- (d)については、毎年「税務教室」を開催しており、令和8年度も行う予定である。
- (e)については、令和6年から「染の小道」ボランティアについて受け入れ先のアンケートを実施するなどしており、令和7年は各事業においてその性質に応じた振り返りを行うよう務めている。特に実務IQのどの部分が成長したのか、意識的に効果を確認するようにしている。

以上のことを踏まえ、令和8年度の改善・向上策について述べる。

(a)金融機関との連携について再構築。

現在、地域に根ざした金融機関が主な連携先となっていることから、地域社会への貢献を行なっていくような本学ならではの連携の形を模索していきたい。

(b)地域貢献活動の充実

地域への教育・研究成果の還元という観点では、「税務教室」が行われているが、もう少しその幅を広げていきたいと考える。地元新宿区との包括連携も視野に入れながら、地域社会に貢献できるような企画を考えていきたい。

(c)ボランティアの充実

「染の小道」について、今後は教育プログラムとしてもより効果的で魅力的な形になるよう、本学も積極的に実行委員会に関わっていきたい。そしてより多くの学生が参加するよう促していきたい。また、本学ではボランティア活動を単位認定するなど参加を推奨しているが、それほど多くの学生が参加している状態ではない。今後はより積極的な参加を促せるよう充実した情報提供を行っていきたい。

(d)中小企業家同友会との連携の展開

中小企業家同友会との包括連携協定を結んで以降、主にキャリア関連の授業（「就職特講」）などで連携を行ってきた。令和8年度はそこから新たな展開を模索したい。

[基準10の自己評価]

本学では「人道による世界平和」実現の理想のもと、「建学の趣旨」に則り、社会に貢献できる有為の人材を育成するため、時代に即した「人間教育」を行うことを基本理念としている。産学官・地域連携の事業は、社会と接点を持ち、社会貢献の意識や意欲を高める貴重な機会であり、その時代のニーズや感覚を大学内部に吸収し教育の質を高める重要なものである。そうした理念のもと、令和7年度に行なってきた産学連携のプロジェクトや地域貢献の活動は、先述の通り大きな成果を上げていると考える。産学官・地域連携室としては、有志によるプロジェクトや各教員の活動を把握し、促進し、提案することで、それらの活動が継続的かつ

主体的に行われるよう関わってきた。今後もその方針と活動のあり方は維持するとともに、一層有効に機能するよう心がけていきたい。

以上のことから、本学においては基準 10 を満たしていると判断する。